

昭島市子ども・子育て支援事業計画

～すべての子どもが輝き、未来を創るまち 昭島～

令和7（2025）年度～令和11（2029）年度
(素案)

令和6（2024）年12月

昭 島 市

目次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	5
4 計画の基本理念	5
5 計画策定の体制	6

第2章 子ども・子育てを取り巻く環境等

1 人口・世帯・人口動態等	11
2 「第2期計画」の実施状況	17
3 ニーズ調査結果の概要	29
4 子育て関連団体向け調査の概要	41
5 子どもの意見聴取結果の概要	48
6 本市の子ども・子育て支援をめぐる課題	51

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本方針と基本目標	57
2 計画の展開	58
3 教育・保育提供区域の設定	59
4 児童人口の将来予測	59

第4章 基本施策・事業の展開

〈施策等体系〉	63
基本目標1 子ども一人ひとりへの丁寧な支援の推進	64
基本目標2 子どもがいきいきと育つ教育環境づくり	67
基本目標3 仕事と子育てを両立しやすい社会づくり	70
基本目標4 子どもと親の健康を育む環境づくり	73
基本目標5 地域ぐるみでの支援の充実	76

第5章 子ども・子育て支援のための事業

1 序論	83
2 教育・保育給付の需要量の見込みと確保計画	88
3 教育・保育施設等に関わる取組	91
4 地域子ども・子育て支援事業などの需要量の見込みと確保計画	93
5 地域子ども・子育て支援事業の質の向上	107
6 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進	108
7 子どもの意見聴取の実施と反映	108

第6章 計画の推進と進行管理

1	計画推進の考え方.....	111
2	役割分担による推進.....	111
3	関係機関等との連携.....	113
4	計画の進行管理と点検・評価	114
5	国・都への要望	114

第 1 章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

少子化・人口減少はこれまでの予測を上回る速度で進行し、子どもを取り巻く環境が変化するなか、社会全体で子ども・子育てを支援する取組が重要になっています。このような状況の下、国では令和5年4月に『こども基本法』が施行され、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律（「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」令和6年6月改正）に基づく三つの子どもに関する法律を一つに束ね「こども大綱」とし、子ども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めることになりました。同時に、都道府県や市区町村においても、子ども施策についての計画である「こども計画」を定めるよう努めると明記されています。

昭島市においては、子ども・子育て支援法に基づき、平成27年3月に「次世代育成支援行動計画」を継承した「第1期昭島市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その後5年間の計画を経て令和2年3月に「第2期 昭島市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。ここでは、質の高い幼児期の教育や乳幼児期の保育の総合的な提供、待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実を図るとともに、保育の受け皿を確保することを目指してきました。内閣府男女共同参画局による令和4年の就業率は、男性が84.2%、女性が79.8%と年々上昇傾向となり、国でとりまとめた「新子育て安心プラン」の他、「放課後児童対策パッケージ」を活用し、児童の居場所の確保や環境整備、共働き・共育ての支援や取組の更なる推進が必要となります。

加えて、本市では令和5年3月に「昭島市子ども・若者未来対策推進計画」を策定し、相次ぐ児童虐待への対応や、経済的に困難な状況にある世帯の子どもへの支援等、総合的かつ多角的に施策を推進しております。今後も、こども大綱が掲げるように、「こどもまんなか社会」～すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～の実現を目指し、子ども・子育て支援の量・質の改善・充実に向けて、国、東京都、本市、また家庭、学校、地域、事業者、その他あらゆる分野において、子ども・子育て支援の重要性についての理解を深め、各々が協力・連携してその役割を果たすことが必要です。

本市において、将来「こども計画」を策定することを念頭に置き、それぞれの取組を通じて、本市で家庭を築き、子どもを産み育てるという子育て世代の希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる地域社会の実現や将来にわたって身体的・精神的・社会的に良い状態にあり、生きがいや人生の意義等が持続的に幸福な状態であるという、ウェルビーイングを目指すことを目的として、次期『昭島市子ども・子育て支援事業計画』を策定し本市の子育て施策の推進に取り組んでまいります。

2 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法（以下「法」と言う。）第61条第1項に基づき、昭島市の子どもと子育て家庭を対象として市が今後進めていく施策の方向性や目標等を定めたものです。

また、社会全体で子ども・子育て・親育ちを支援していくため、新たな仕組みを構築・強化し、「質の高い教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

策定にあたっては、法をはじめ、子ども・子育て支援に関わる施策を踏まえ、さまざまな分野の取組を総合的かつ計画的に進めるために、上位計画や関連計画と整合性を持ったものとして定めています。

子どもの対象範囲について

0歳	0歳	1歳	1歳～5歳	6歳	6歳～11歳	12歳	12歳～17歳	18歳
	乳児期		幼児期		学童期 ※学校教育を除く 放課後		対象範囲外 ※一部「養育支援 事業」のみ対象	
子ども・子育て支援法（中心対象年齢）								

【上位計画】

昭島市総合基本計画・昭島市総合戦略

整合

整合

昭島市
子ども・子育て支援事業計画

■根拠法令

子ども・子育て関連3法
◎子ども・子育て支援法
◎認定こども園法
◎関連整備法

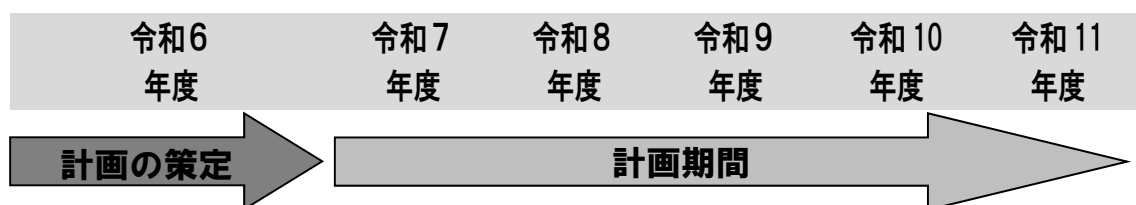
【関連計画】

昭島市子ども・若者未来対策推進計画
昭島市障害者プラン（昭島市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画）
昭島市児童発達支援計画
健康あきしま21
昭島市男女共同参画プラン
昭島市教育振興基本計画
昭島市子ども読書活動推進計画

3 計画の期間

法第61条に基づき、法の施行の日から5年を1期として作成します。

本計画は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間を計画期間とします。



※計画期間内であっても計画を見直すことがあります。

4 計画の基本理念

本計画の基本理念を

すべての子どもが輝き、未来を創るまち 昭島

とし、子ども・子育て支援事業等に取り組んでいきます。

「すべての」とは、

子どもの置かれている状況や子育てをめぐる環境はさまざまであることから、障害、疾病、虐待、貧困、外国につながりをもつ等、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族、また、ひとり親家庭や共働き家庭、保護者のいずれかが家庭で子育てをする世帯を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象にします。

「子どもが輝き」とは、

子ども自身が将来の夢や希望を持ち、子どもの生存と発達が保障され、子どもが輝くことで、家族や保護者も輝ける状態につながってほしい、という願いを示します。

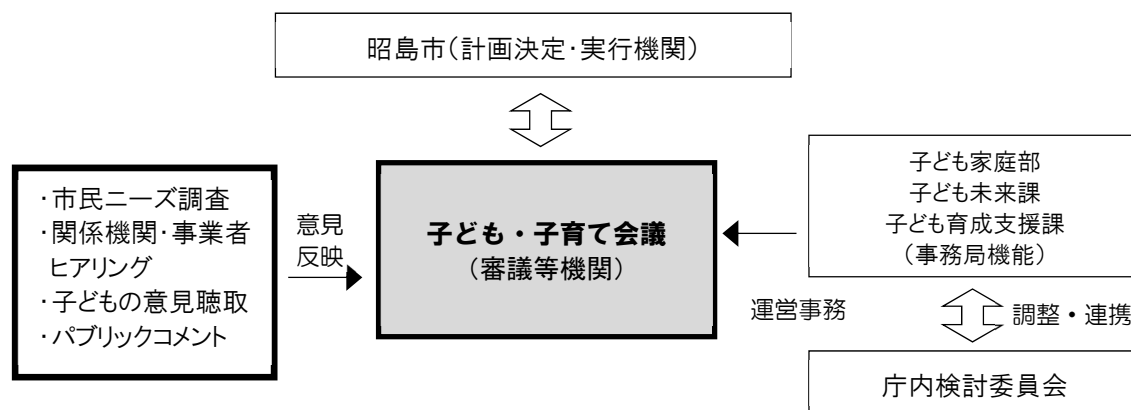
「未来を創るまち」とは、

「次世代育成支援後期行動計画」の将来像を引き継いだものであり、「子どもは社会の希望であり、未来をつくる存在になる」ことは、世代を超えて市民共通の願いであることを示します。

5 計画策定の体制

(1) 「子ども・子育て会議」の設置

本計画の策定にあたっては、法第72条に定められている「昭島市子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」と言う。）を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。



(2) 「ニーズ調査」の実施

次の3点について把握するため、下記のとおりニーズ調査として「就学前児童保護者調査」「小学生保護者調査」及び「子育て関連団体向け調査」を実施しました。

- ① 就学前児童、小学生の保護者の子育てに関する意識・意見等の収集。
- ② 地域の実態やニーズについての定性的な側面からの把握及び市内・近隣の教育・保育・子育て支援事業の運営事業者の現状・課題、将来意向の把握を行うこと。
- ③ 「子ども・子育て支援事業計画」で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量を推計する基礎データを得ること。

項目	区分	配付数	有効回収数	有効回収率
調査対象	就学前児童の保護者	2,000 通	794 通	39.7%
	小学生の保護者	1,000 通	390 通	39.0%
	子育て関連施設	48 施設	26 施設	54.2%
	居宅訪問型事業	4 施設	3 施設	75.0%
	子育て関連団体	10 施設	8 施設	80.0%
対象者の抽出方法	・「就学前児童」「小学生」…住民基本台帳からの無作為抽出 ・「子育て関連施設」「居宅訪問型事業」「子育て関連団体」…市内全域			
調査期間	令和6年1月5日（金）～1月22日（月）			
調査方法	郵送配付－郵送又はオンライン回収の併用			

(3)「子どもの意見聴取」の実施

「子ども・子育て支援事業計画」の評価及び次期計画に子どもの意見を反映させるため、市内各施設にて子どもの意見聴取を行いました。

実施施設	幼稚園	1 施設
	認定こども園	1 施設
	認可保育所	1 施設
	学童クラブ	1 施設
	ぱれっと（児童センター）	1 施設
	放課後等デイサービス	1 施設
聴取延べ人数	未就学児	145 名
	小学生	65 名
実施期間	令和6年7月18日（木）～9月6日（金）	
実施方法	・小～中規模集団に対して市職員もしくは施設職員によるヒアリング ・書面をもとに市職員による1対1での聞き取り調査	

第 2 章 子ども・子育てを取り巻く環境等

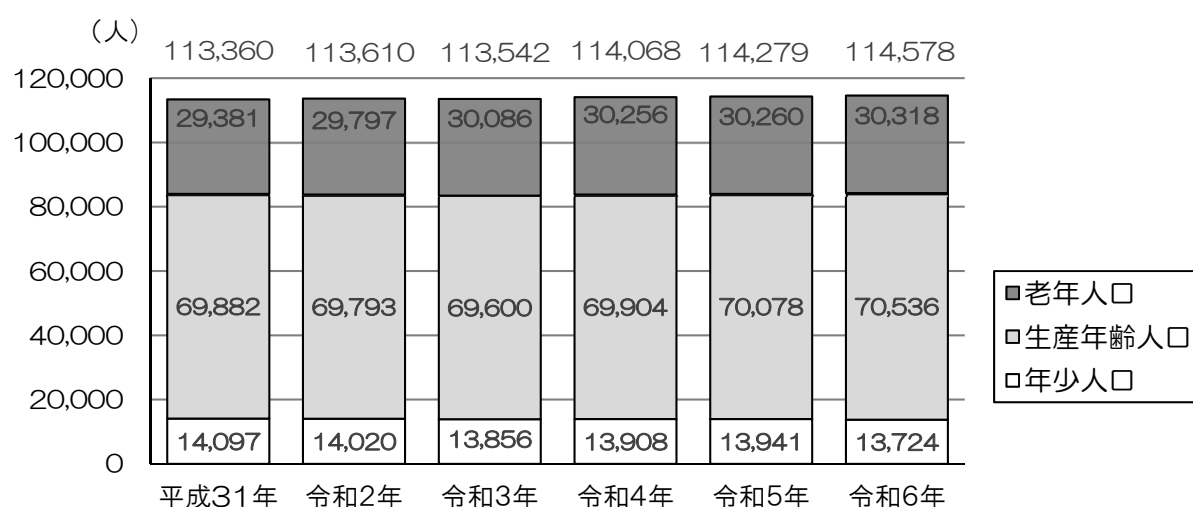
第2章 子ども・子育てを取り巻く環境等

1 人口・世帯・人口動態等

(1) 人口の推移

本市の人口は、近年は微増ながらも増加傾向にあります。令和6年4月1日現在では114,578人となっています。

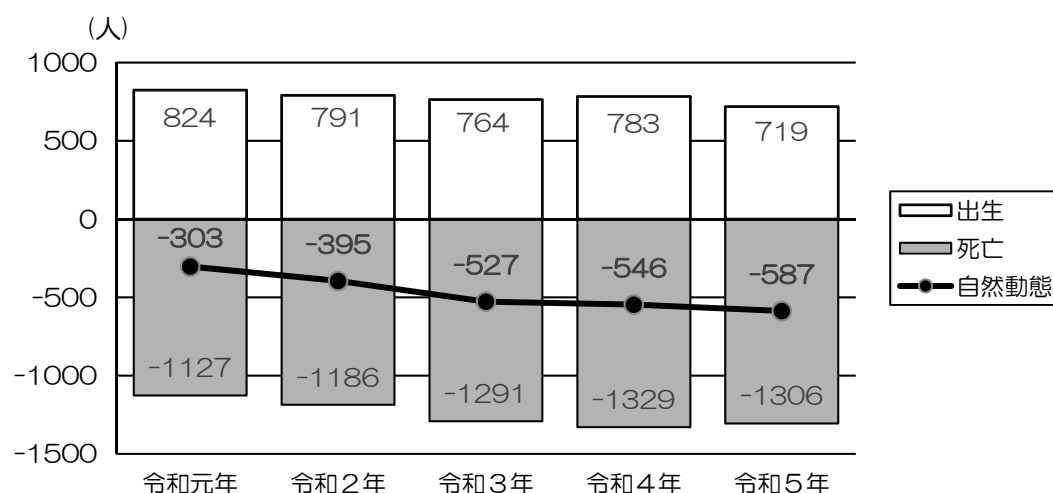
少子高齢化が進行し、年少人口（0～14歳）は減少傾向にありますが、老年人口（高齢者人口、65歳以上）は年々増加し、高齢化率は26.5%となっています。



資料：住民基本台帳
(各年4月1日現在)

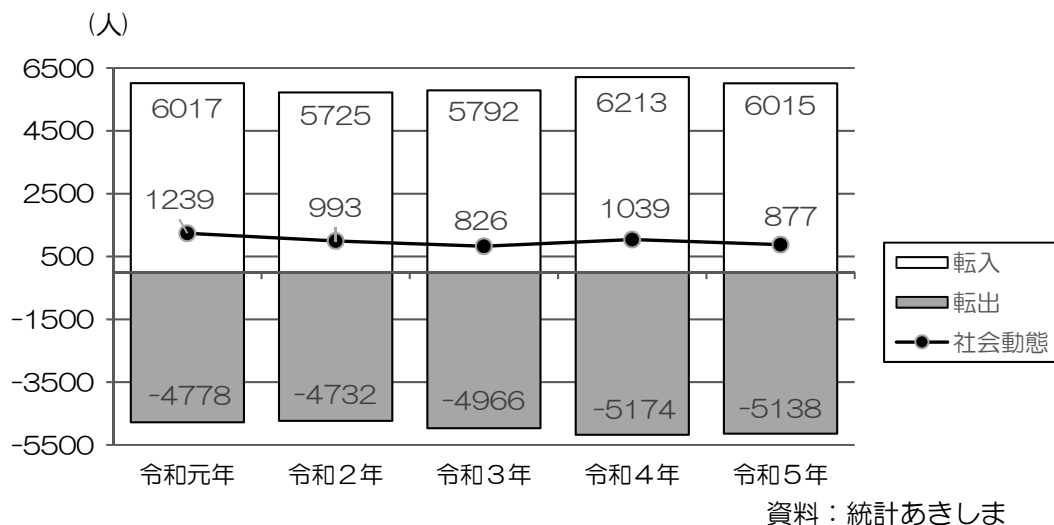
(2) 自然動態・社会動態

自然動態（出生－死亡）では、近年は死亡数が出生数を上回る“自然減”の状態が続いており、その幅が大きくなる傾向を示しています。



資料：統計あきしま

社会動態（転入－転出）については、近年は例年、転入が転出を上回る“社会増”となっており、令和5年では877人の社会増となっています。



(3) 児童のいる世帯

児童のいる世帯については、令和2年で、18歳未満の子どもがいる一般世帯の割合は全世帯の19.3%、6歳未満の子どもがいる一般世帯の割合は7.5%であり、いずれも東京都の数値を上回っています。しかしながら、10年前と比べるといずれも割合が減少しており、都全体を上回る減少幅を示しています。

世帯数等の現状

(単位：人/%)

区分			昭島市			東京都		
			平成27年	令和2年	伸び率	平成27年	令和2年	伸び率
実数	一般世帯数	A	48,208	52,111	8.1	6,690,934	7,216,650	7.9
	一般世帯人員	B	109,625	111,665	1.9	13,315,400	13,839,178	3.9
	核家族世帯数	C	8,197	8,246	0.6	3,200,889	3,299,649	3.1
	6歳未満親族のいる一般世帯数	D	4,286	4,057	▲ 5.3	499,546	501,147	0.3
	18歳未満親族のいる一般世帯数	E	10,246	10,038	▲ 2.0	1,154,095	1,176,537	1.9
	一世帯当りの人員	B/A	2.3	2.1	▲ 6.8	2.0	1.9	▲ 4.1
	母子世帯数	—	1,028	1,094	6.4	109,734	112,472	2.5
	父子世帯数	—	141	126	▲ 10.6	12,251	12,198	▲ 0.4
割合	核家族世帯数	C/A	17.0	15.8	▲ 6.9	47.8	45.7	▲ 4.3
	6歳未満親族のいる一般世帯数	D/A	8.9	7.8	▲ 12.5	7.5	6.9	▲ 7.4
	18歳未満親族のいる一般世帯数	E/A	21.3	19.3	▲ 9.6	17.2	16.3	▲ 5.2

資料：国勢調査

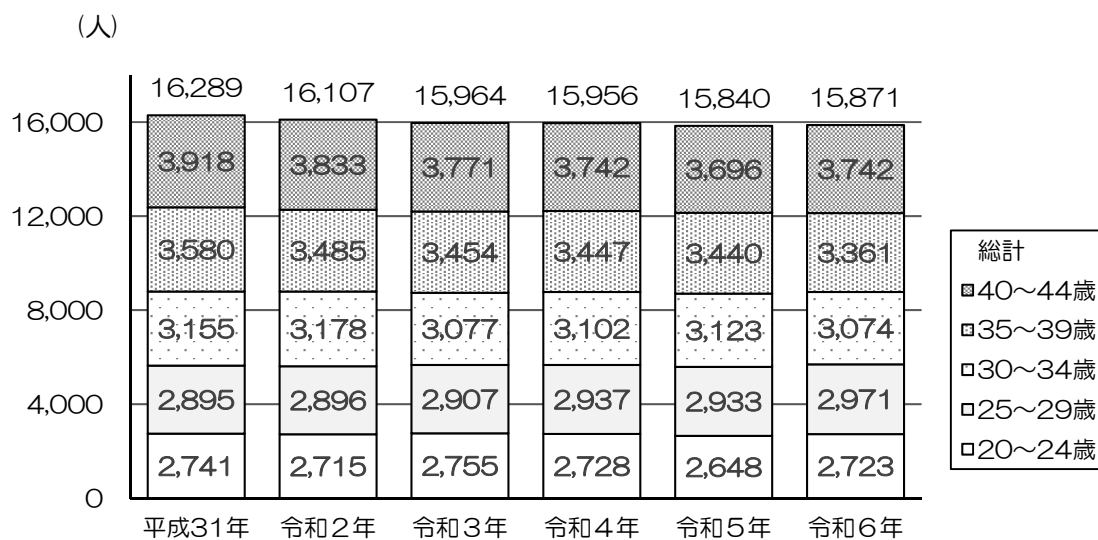
※伸び率は令和2年/平成27年

※「一般世帯」とは、入所施設等の世帯を除いた世帯のこと

※「核家族世帯」とは、夫婦のみの世帯、夫婦と子どものみの世帯、一人親と子どものみの世帯

(4) 20歳～44歳女性人口の状況（過去5年）

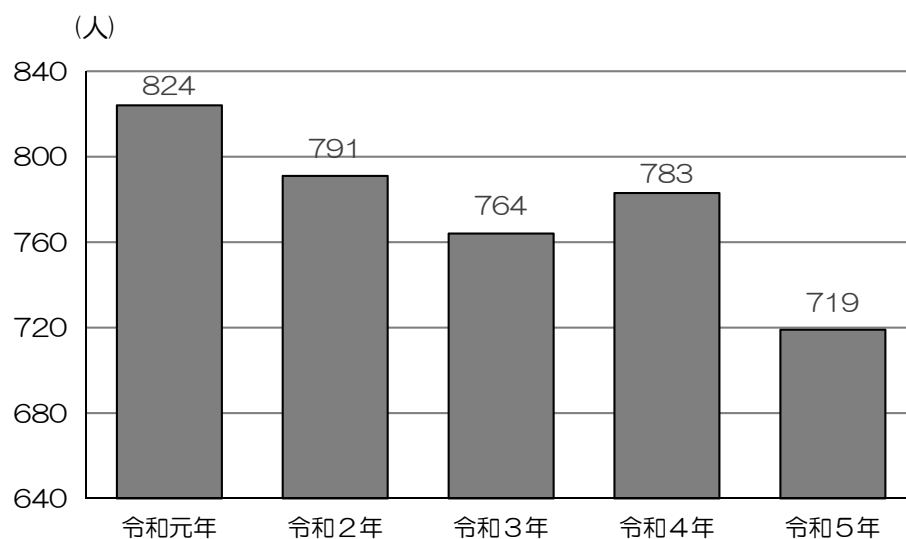
20～44歳の女性数は、過去5年間で418人、割合では約2.6%減少しています。



資料：住民基本台帳
(各年4月1日現在)

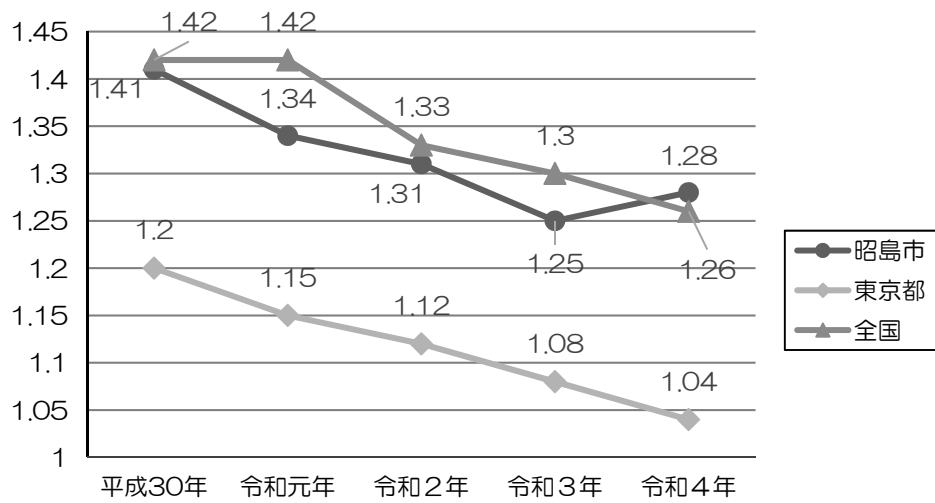
(5) 出生の状況

出生数については、近年は年によって微増微減は見られますが、減少傾向を示しています。令和5年は719人であり、過去最低となっています。



資料：統計あきしま

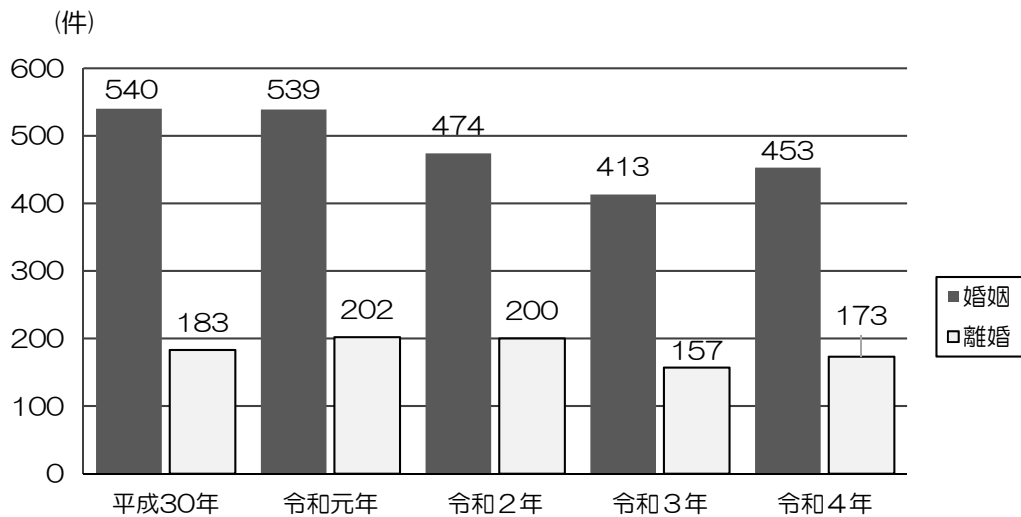
合計特殊出生率では、本市の数値は平成 30 年以降、例年全国を下回る傾向を示していましたが、令和 4 年は 1.28 であり、前年より増加がみられています。



資料：人口動態統計

(6) 婚姻・離婚の状況

婚姻数は年度による増減があり、近年は横ばいですが減少傾向がみられます。また、離婚件数は、近年は例年 200 件弱の件数となっており、婚姻が離婚を上回る状態が続いています。

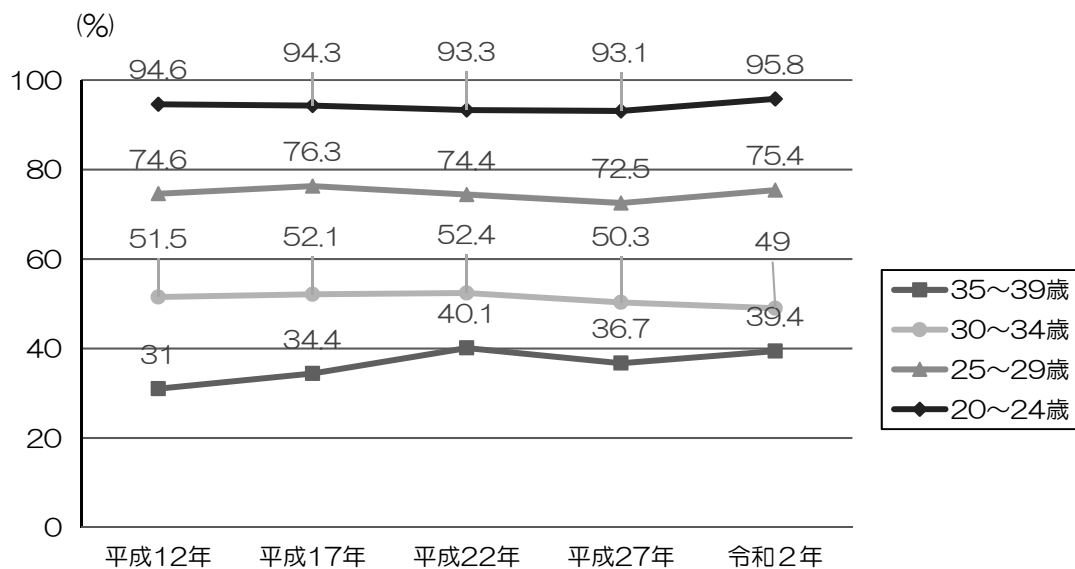


資料：人口動態統計

(7) 未婚率の状況

<男性>

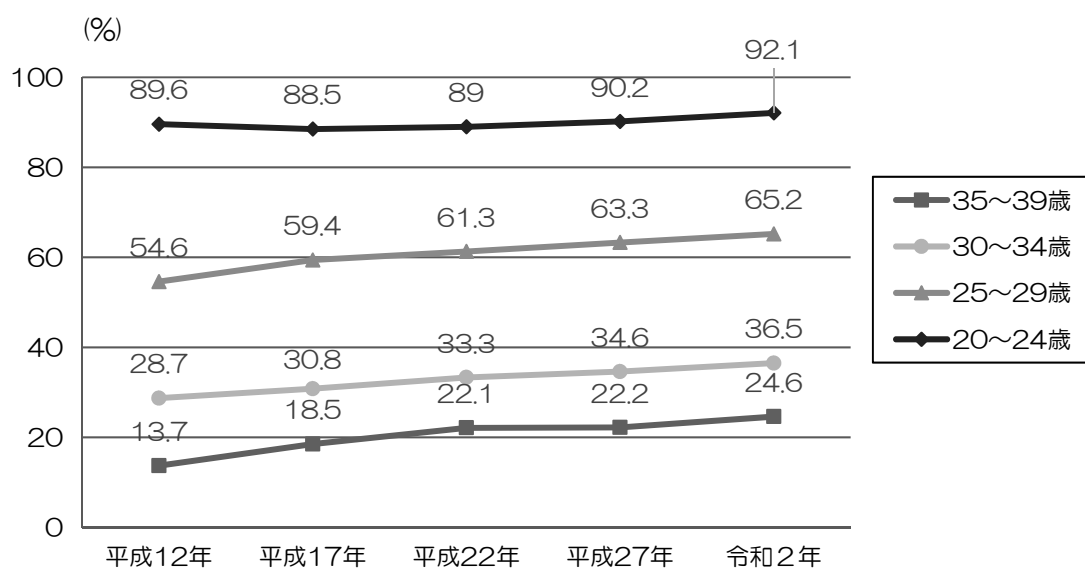
男性の未婚率は、令和2年には35歳～39歳で約39.4%となっており、増加傾向となっています。



資料：国勢調査

<女性>

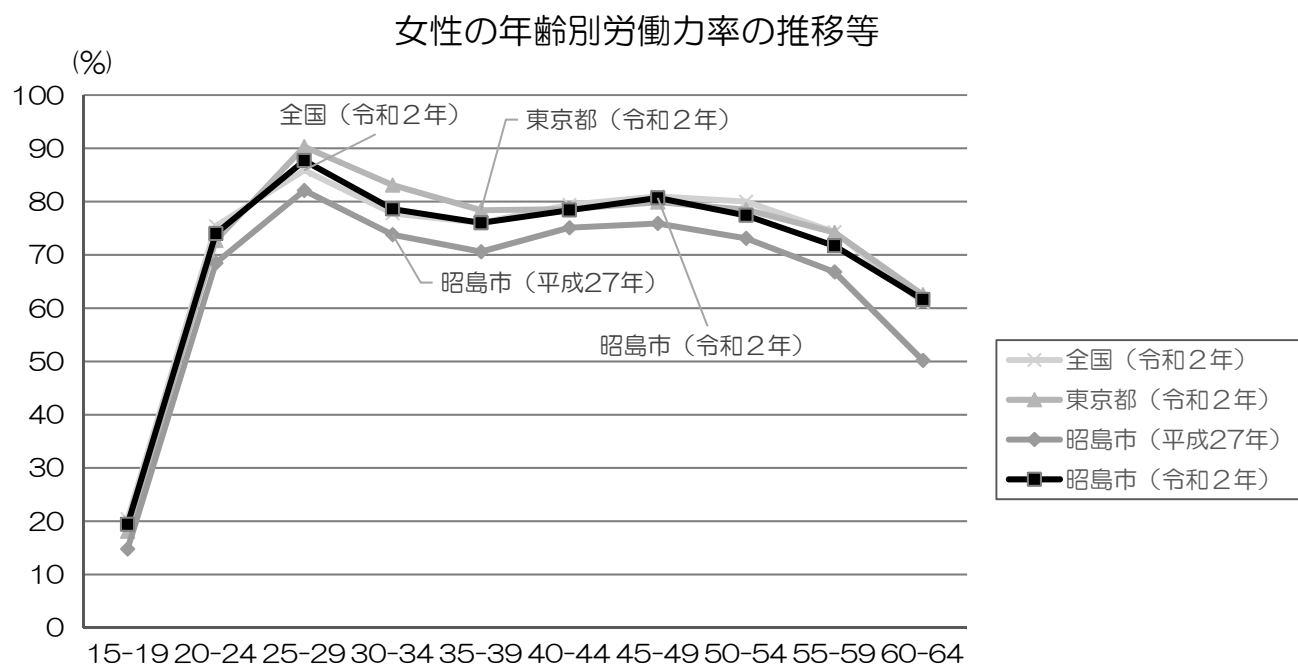
同年の女性の未婚率は、35歳～39歳で約24.6%となっており、こちらも増加傾向となっています。



資料：国勢調査

（８）女性の就労の状況

女性の労働力率をみると、20 歳代まで労働力率が上昇し、30～34 歳の年齢層で低下に転じる、いわゆる「M字カーブ」を描いていますが、以前に比べ曲線が緩やかとなり、前回調査時よりも増加が見られます。また、東京都全体、及び全国と比較した場合、ほぼ同形の曲線を描いています。



資料：国勢調査

2 「第2期計画」の実施状況

(1) 教育・保育施設の状況

① 幼稚園・認定こども園（1号認定：3～5歳児）

○定員数に対して、各年度、少なめの入所児童数となっており、令和6年度には、4・5歳児の入所児童数は、半数以下となっています。

○私学助成幼稚園の定員数は、令和4年度に3歳児で増加し、4・5歳児で減少しました。

（単位：人）

		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		満3歳	3歳	4・5歳	満3歳	3歳	4・5歳	満3歳	3歳	4・5歳
(A) 当初の量の見込み		7	316	642	7	310	630	7	304	618
(B) 確保計画	認定こども園	0	10	20	0	10	20	0	13	26
	私学助成幼稚園	45	355	1,030	45	355	1,030	45	355	1,030
(C) 実定員数		45	365	1,050	45	365	1,050	45	385	1,030
(C) － (B)		0	0	0	0	0	0	0	17	▲26
入所児童数 (市外)		7 (0)	277 (16)	640 (43)	4 (0)	247 (8)	605 (49)	3 (1)	256 (7)	545 (29)

		令和5年度			令和6年度		
		満3歳	3歳	4・5歳	満3歳	3歳	4・5歳
(A) 当初の量の見込み		7	298	606	7	292	594
(B) 確保の計画	認定こども園	0	28	56	0	28	56
	私学助成幼稚園	45	355	1,030	45	355	1,030
(C) 実定員数		45	397	1,054	48	399	1,058
(C) － (B)		0	14	▲32	3	16	▲28
入所児童数 (市外)		3 (0)	203 (10)	517 (24)	0 (0)	272 (9)	442 (26)

（各年度5月1日現在）

② 保育所・認定こども園（2号・新2号認定：3～5歳児）

○令和5年度に3園の認定こども園が新設されたことで、定員が増加したこともあり、入所児童数は定員を下回っています。

○令和4年度のみ4月1日時点の待機児童が発生していますが、それ以外は発生していません。

○3歳児、4・5歳児ともに過去5年間で入所児童は増加しています。

（単位：人）

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		3歳	4・5歳	3歳	4・5歳	3歳	4・5歳	3歳	4・5歳	3歳	4・5歳
(A)当初の量の見込み		565	1,150	562	1,138	558	1,128	553	1,120	548	1,110
(B)確保の計画	保育所	522	1,074	523	1,070	485	993	471	963	471	963
	認定こども園	30	60	30	60	62	124	96	192	96	192
	認証保育所	8	11	8	11	8	11	8	11	8	11
	認可外保育施設、企業主導型保育事業	3	5	3	5	3	5	3	5	3	5
実定員数		562	1,154	556	1,136	556	1,129	594	1,206	599	1,210
A－B		▲3	4	▲6	▲2	▲2	1	41	86	30	61
入所児童数		537	1,109	520	1,079	569	1,098	551	1,130	570	1,166
待機児童数 （各年4月1日時点）		0	0	0	0	2	0	0	0	0	0

③ 保育所・認定こども園（3号・新3号認定：0～2歳児）

○令和5年度に3園の認定こども園が新設されたことで、定員は増加しましたが、入所児童数は、定員を上回り1・2歳児で待機児童が発生しています。

○0歳児の入所児童数は減少傾向にありますが、1・2歳児の入所児童数は増加傾向にあります。

（単位：人）

		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
(A)当初の量の見込み		268	510	550	266	505	546	264	501	542
(B)確保の計画	保育所	245	383	452	251	389	458	244	374	441
	認定こども園	12	28	30	12	28	30	23	50	52
	地域型保育事業	5	8	13	5	8	13	5	8	13
	認証保育所	9	14	11	9	14	11	9	14	11
	認可外保育施設、企業主導型保育事業	20	25	26	20	25	26	20	25	26
	定期利用	2	3	3	2	3	3	2	3	3
実定員数		293	461	535	306	467	543	310	481	555
B－A		25	▲49	▲15	33	▲38	▲5	39	▲27	4
入所児童数		215	468	518	225	448	532	216	463	527
待機児童数 （各年4月1日時点）		1	25	1	1	10	4	0	6	5

		令和5年度			令和6年度		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
(A)当初の量の見込み		262	497	538	260	493	533
(B) 確保の 計画	保育所	235	364	429	235	364	429
	認定こども園	41	79	84	41	79	84
	地域型保育事業	5	17	23	5	17	23
	認証保育所	9	14	11	9	4	11
	認可外保育施設、企業主導型保育事業	20	25	26	20	25	26
	定期利用	2	3	3	2	3	3
実定員数		296	482	567	296	482	567
B－A		50	5	38	52	9	43
入所児童数		211	498	557	198	501	559
待機児童数 (各年4月1日時点)		0	6	0	0	13	3

④ 待機児童の状況

○待機児童数の推移をみると、令和2年度以降は減少傾向で推移していますが、令和6年度には増加しています。

○例年、1歳児の待機児童数が多くなっています。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	1	1	0	0	0
1歳児	25	10	6	6	13
2歳児	1	4	5	0	3
3歳児	0	0	2	0	0
4・5歳児	0	0	0	0	0
合 計	27	15	13	6	16

(各年4月1日時点)

(2) 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

① 利用者支援事業

- 身近な場所である市窓口やアキシマエンス（教育福祉総合センター）で、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等についての情報提供と、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連携・調整を行います。
- 「基本型」については、計画のほか、子育てひろばやあいぽく（保健福祉センター）で、出張相談も行っています。
- 本市では、平成28年度から「子育て世代包括支援センター」を設置し、「母子保健型」を実施しています。急速な少子化の影響により、各年度実績が推計値である計画値を下回っていますが、対象者には全件対応することができています。

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者支援事業 (基本型)	計画値	2か所 市窓口・アキシマエンス	2か所 市窓口・アキシマエンス	2か所 市窓口・アキシマエンス	2か所 市窓口・アキシマエンス
	実績	2か所+1 市窓口・アキシマエンス 及び出張相談	2か所+1 市窓口・アキシマエンス 及び出張相談	2か所+1 市窓口・アキシマエンス 及び出張相談	2か所+1 市窓口・アキシマエンス 及び出張相談
利用者支援事業 (母子保健型)	計画値	880	873	866	859
	実績	813	849	777	776
	出生数(参考)	791	764	783	719

② 時間外保育事業（延長保育事業）

- 保育所で通常の開所時間（11時間）を超えて保育する事業です。
- 令和2年度以降のコロナ禍に伴い、働き方の変化が見られた影響もあり、各年度実績が計画値を下回っていますが、近年は増加傾向にあります。
- 令和5年度に開設した幼保連携型認定こども園の延長保育事業開始に伴い、実施か所数が増加しています。

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	延べ利用者数	59,000	59,000	59,000	59,000
実績	実施か所数	23か所	23か所	23か所	24か所
	延べ利用者数	32,287	33,502	31,388	33,506

③ 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

○「学童クラブ」は、保護者の就労等により放課後保育が必要な児童を対象に、安心・安全な居場所の確保と遊び・学習・各種体験活動の場の提供を行うとともに、健全育成を図る事業です。

○本市では、低学年を対象にして実施しています。

○計画値を上回っていますが、地域により一部、待機児童が発生しています。

（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	利用者数	1,230	1,230	1,230	1,230
	実施か所数	22 か所	22 か所	22 か所	22 か所
実 績	利用者数	1,232	1,232	1,232	1,232
	実施か所数	22 か所	22 か所	22 か所	22 か所

待機児童の状況（学童クラブ）

（単位：人）

	1年生	2年生	3年生	合計
令和2年度	7	13	17	37
令和3年度	2	6	9	17
令和4年度	15	8	16	39
令和5年度	24	30	37	91
令和6年度	18	20	33	71

（各年度4月1日現在）

④ 放課後子ども教室（「新・放課後子ども総合プラン」として令和5年度まで実施）

○放課後等に子どもの安全・安心な居場所を設け、さまざまな体験活動や異年齢の子どもとの交流、地域の指導者との交流活動等を通して心豊かな子どもの育成を図る事業です。

○「放課後子ども教室」は、次の2つのタイプで実施されています。

① 一体型…小学校を利用している学童クラブと、隣接した場所の学童クラブで実施。

② 連携型…小学校から離れた場所の学童クラブで実施。

○各年度ともに、目標どおりの実績となりました。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一体型	目標事業量	20 か所	20 か所	20 か所	20 か所
	実績	20 か所	20 か所	20 か所	20 か所
連携型	目標事業量	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
	実績	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

⑤ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

○ショートステイ

保護者が、一時的にお子さんの養育が困難な状況になった時（病気、冠婚葬祭、急な出張、公的行事への参加、育児不安等）一時的に預かる事業です。

【委託施設】… 1 か所（あいぽく内）、定員：日中預かり6名・

宿泊3名。

各年度で利用実績にばらつきがありますが、直近3か年では利用者数は増加傾向にあります。

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	110	110	110	110
実 績	114	77	90	111

○トワイライトステイ

保護者が就労、病気等で夜間にわたり家庭で児童の養育ができない場合に、一時的に預かる事業です。月曜日から土曜日の午後5時～午後10時まで。

【委託施設】… 1 か所（児童養護施設内）、定員：1日2名。

令和2年度のコロナ禍以降、テレワーク等の就労形態の変化に伴い、夜間保育を必要とする世帯は減少し、限られた世帯の利用に留まっています。

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	220	220	220	220
実 績	12	9	5	38

⑥ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業等）

○生後3～4か月までの乳児のいる家庭を保健師または助産師が訪問し、さまざまな不安や悩みを聴いて子育て支援に関する情報の提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境を把握して助言等を行います。

○急速な少子化の影響により、各年度で推計値である計画値を下回っていますが、対象者への対応はほぼ全件実施できています。子どもが出生後に長期入院する等、やむを得ない事情で全戸訪問には数件実施に至っていませんが、地区担当保健師による電話連絡等により確認をしています。

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	880	873	866	859
実績	770	788	780	675
出生数（参考）	791	764	783	719

⑦ 養育支援訪問事業や要保護児童対策地域協議会による要保護児童等に対する支援に資する事業

○児童の養育について支援が必要でありながら、支援を求められない状況にある家庭に、訪問による専門的な指導や育児支援等を行う事業です。

おおむね計画どおりの実施となっていますが、「養育支援訪問延べ件数」、「育児支援ヘルパー派遣件数」については、実績が計画値を上回っています。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養育支援訪問延べ件数	計画値	120 件	120 件	120 件	120 件
	実績	198 件	315 件	246 件	201 件
支援者数	計画値	15 人	15 人	15 人	15 人
	実績	13 人	22 人	23 人	21 人
育児支援ヘルパー派遣件数	計画値	20 件	20 件	20 件	20 件
	実績	73 件	43 件	26 件	67 件
要保護児童対策地域協議会 （代表者会議開催数）	計画値	1 回	2 回	1 回	2 回
	実績	2 回	2 回	2 回	1 回
要保護児童対策地域協議会 （実務者会議開催数）	計画値	4 回	4 回	4 回	4 回
	実績	4 回	3 回	4 回	4 回
要保護児童対策地域協議会 （個別ケース検討会議開催数）	計画値	150 回	150 回	150 回	150 回
	実績	172 回	135 回	143 回	135 回

⑧ 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）

○公共施設や保育所等、地域の身近な場所で、0歳～3歳までの子どもと保護者が気軽に集い、相互交流を行って子育ての不安、悩みを相談し、情報収集できる場所を提供する事業です。

- ・一般型…親子交流、情報提供、子育て相談を行っています。
- ・都単独型…保育所、幼稚園で子育て相談を行っています。

○令和5年度に「一般型」、「都単独型」をそれぞれ新設し、1か所ずつ増となっています。

○「一般型」では、令和2年度以降のコロナ禍の影響により、利用者数は計画値を下回る年もありますが、近年は増加傾向となっています。

（単位：人/件数）

				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般型	延べ 利用者数	計画値	利用者数	27,000	27,000	27,000	27,000
			実施か所	6か所	6か所	6か所	6か所
		実績	利用者数	22,540	24,102	28,981	34,699
			実施か所	6か所	6か所	6か所	7か所
都単独型	延べ 相談件数	計画値	相談件数	2,000	2,000	2,000	2,000
			実施か所	30か所	30か所	30か所	30か所
		実績	相談件数	1,495	1,691	1,373	1,032
			実施か所	30か所	30か所	30か所	31か所

⑨ 一時預かり事業

○「一時預かり事業」は、次の2つのタイプで実施されています。

- ①幼稚園、認定こども園の1号児を対象とした、教育時間前後に子どもを預かる事業。
- ②保護者の疾病、出産及び親族の看護、その他育児疲れ等でリフレッシュしたいときに一時的に保育所等で子どもを預かる事業。
 - ・都単独型一時預かり事業…各保育所における基準面積・職員配置を確保したうえでの一時預かり事業
 - ・専用スペースによる一時預かり事業

○令和2年度以降のコロナ禍の影響により利用者数が減少しましたが、近年は増加傾向となっています。

○専用スペースでの一時預かり事業は計画数を下回っていますが、待機児童解消や保護者のリフレッシュ等、子育て支援として有効活用されています。

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
幼稚園一時預かり 延べ利用者数	計画値	18,000	18,000	18,000	18,000
	実 績	14,351 (8 か所)	18,534 (8 か所)	18,586 (8 か所)	20,021 (11 か所)
都単独型一時預かり 延べ利用者数	計画値	1,800	1,800	1,800	1,800
	実 績	742 (25 か所)	919 (24 か所)	1,115 (24 か所)	1,356 (25 か所)
専用スペース(保育所)型 延べ利用者数(注)	計画値	3,000	4,500	4,500	4,500
	実 績	2,357 (3 か所)	2,905 (3 か所)	2,924 (3 か所)	2,896 (3 か所)
合 計	計画値	22,800	24,300	24,300	24,300
	実 績	17,450	22,358	22,625	24,273

(専用スペース型は、保育所及び子育てひろばで実施)

⑩ 休日保育事業

○保育所等を利用している子どもで保護者の勤務形態や疾病等の都合により、日曜・祝日に家庭で保育できない場合に子どもを預かる事業です。

対象者…保育所在園児 1歳以上

【実施場所】…上ノ原保育園分園

幼保連携型認定こども園ミナパもくせいのもり（令和5年度新設）

○利用者数は計画値を下回っていますが、コロナ禍前の水準に戻りつつあります。

（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	利用者数	550	550	550	550
	実施か所	1か所	1か所	1か所	1か所
実績	利用者数	552	443	173	428
	実施か所	1か所	1か所	1か所	2か所

⑪ 病児・病後児保育事業

○病氣中または病氣の回復期にある子ども（病児・病後児）を専用の保育室で預かる事業です。

○各年度で利用者数は計画値を下回っていますが、新型コロナウイルス感染症罹患児も預かることができるようになり、利用者数は増加傾向となっています。

【実施場所】

- ・病児保育室…太陽こども病院内（1か所）、定員：1日8名
- ・病後児保育室…昭和郷保育園内（1か所）、定員：1日3名

（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	利用者数	450	450	450	450
	実施か所	2か所	2か所	2か所	2か所
実績	利用者数	124	277	325	354
	実施か所	2か所	2か所	2か所	2か所

⑫ ファミリー・サポート・センター事業

- 子育ての手助けが必要な人(利用会員)、子育ての手伝いをしたい人(協力会員)が会員となり、地域の中で助け合いながら、子育てのサポートを提供する相互援助活動の事業です。 対象年齢…生後2か月～12歳(小学校6年生まで)
- 令和2年度以降のコロナ禍の影響により、利用者数が計画値を大幅に下回る年もありましたが、近年は増加傾向となっています。
- 前述のコロナ禍以降、保護者の就労形態の変化も見られ、「保育所送迎・一時預かり事業」は計画値を下回っています。

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児送迎・一時預かり (延べ利用者数)	計画値	100	100	100	100
	実績	310	185	435	482
保育所送迎・一時預かり (延べ利用者数)	計画値	1,200	1,200	1,200	1,200
	実績	213	291	323	718
学童送迎・一時預かり (延べ利用者数)	計画値	1,000	1,000	1,000	1,000
	実績	146	295	429	1,316
通院等による一時預かり (延べ利用者数)	計画値	1,500	1,500	1,500	1,500
	実績	966	1,162	1,278	1,436
合 計	計画値	3,800	3,800	3,800	3,800
	実績	1,635	1,933	2,483	3,952

⑬ 妊婦健康診査事業

- 妊婦の健康管理を目的とした健康調査を医療機関において実施しており、14回までの公的助成を行っています。
- 急速な少子化の影響により、各年度で推計値である計画値を下回っていますが、本市に妊娠届を提出した妊婦全員が妊婦健康診査を受けることができます。(里帰り等により、都外医療機関で妊婦健康診査を受診した妊婦は実績に含まれていません。)

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	880	873	866	859
実績	730	788	699	690
出生数(参考)	791	764	783	719

⑭ **実費徴収に係る補足給付事業**

○世帯の所得状況等を勘案して、特定教育・保育施設への通園に必要となる「実費徴収にかかる費用」の全部または一部を補助する事業です。

○対象者は、施設型給付となる「認定こども園」、「保育所」、「幼稚園」と、地域型保育給付となる「小規模保育施設」、「家庭的保育施設」に子どもが通園する市民税非課税世帯です。

○令和5年度は、幼稚園の対象者数が減少したため、実績が計画値を下回っています。

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	135	135	135	135
実 績	146	140	145	105

3 ニーズ調査結果の概要

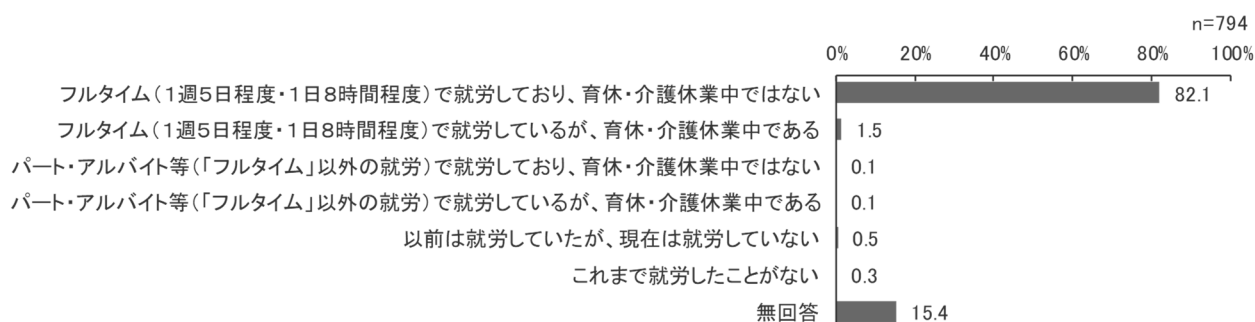
本市では、本計画を策定するに当たり、令和6年1月5日から22日の期間で、市内に在住する子育て世帯を対象に、子育ての生活実態や要望・意見等を把握して基礎資料を得ることを目的としてアンケート形式による調査を実施しました。その主な結果を抜粋して掲載します。

※小数第2位を四捨五入して表示している関係で、各項目の割合の合計が100.0%にならない場合があります。なお、本章中の以降の各グラフについても同様です。

(1) 保護者の就労状況（就学前児童）

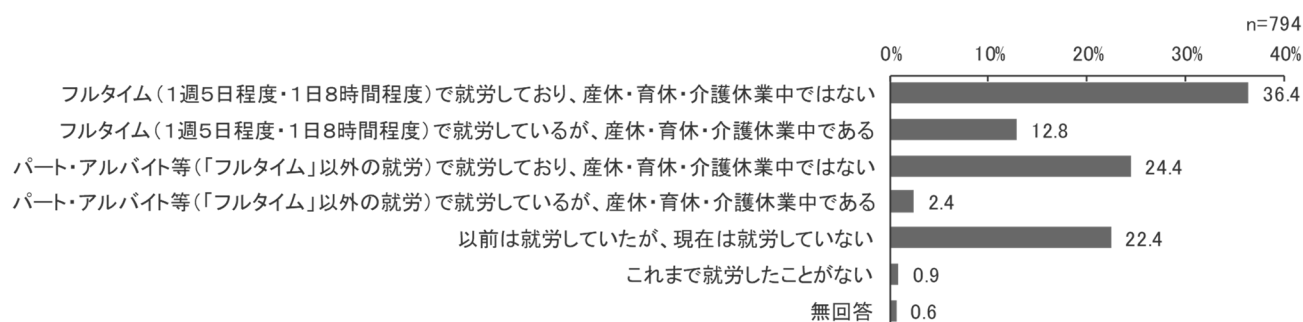
①父親の就労状況

父親の就労状況は、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、育休・介護休業中ではない」が82.1%となっており、前回調査時（平成30年度）より8.6ポイント増加しています。



②母親の就労状況

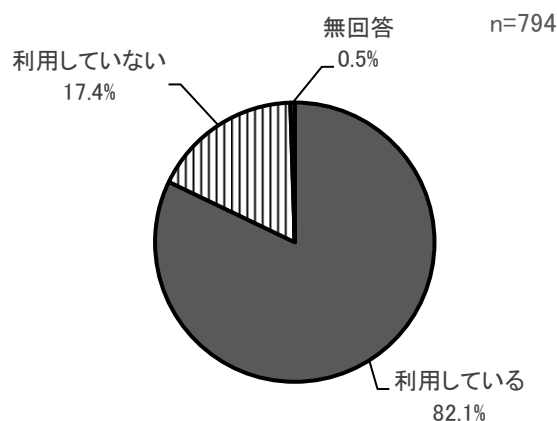
母親の就労状況は、前回調査時（平成30年度）は「以前は就労していたが、現在は就労していない」が32.1%と最多でしたが、今回は「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、育休・介護休業中ではない」が36.4%と最多となり、次いで「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が24.4%となっています。



(2) 教育・保育事業の利用について（就学前児童）

①平日の定期的な教育・保育事業（幼稚園、保育所等）の利用状況

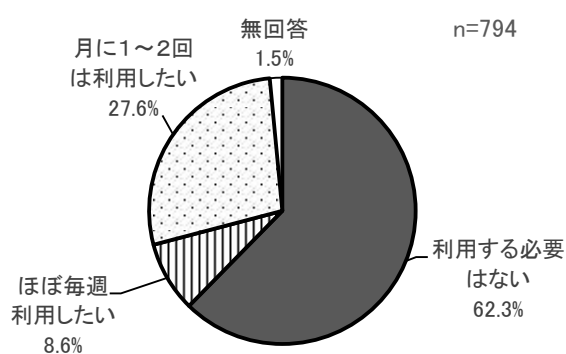
定期的な教育・保育事業の利用状況については、「利用している」が82.1%となり、前回調査時（平成30年度）より6.9ポイント増加しています。



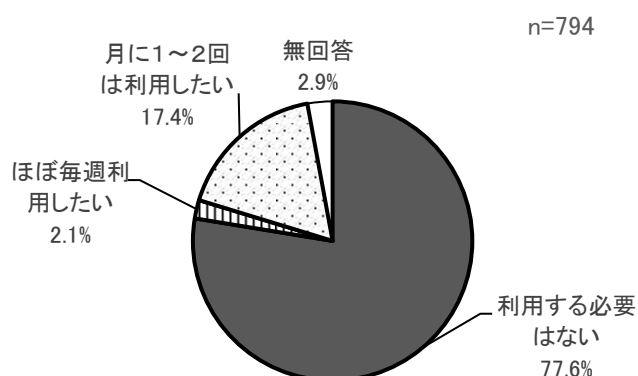
②土曜、日曜、祝日や長期休暇中の定期的な幼稚園、保育所等の利用希望について

土曜、日曜等の定期的な教育・保育事業の利用希望については、土曜日に「利用したい」が計36.2%、日曜・祝日に「利用したい」が計19.5%となっています。

土曜日

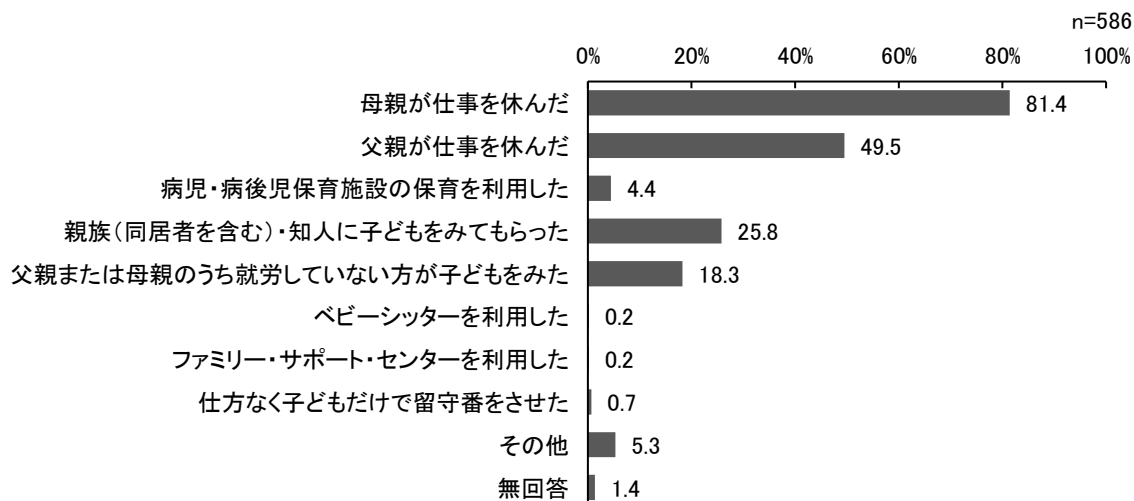


日曜・祝日



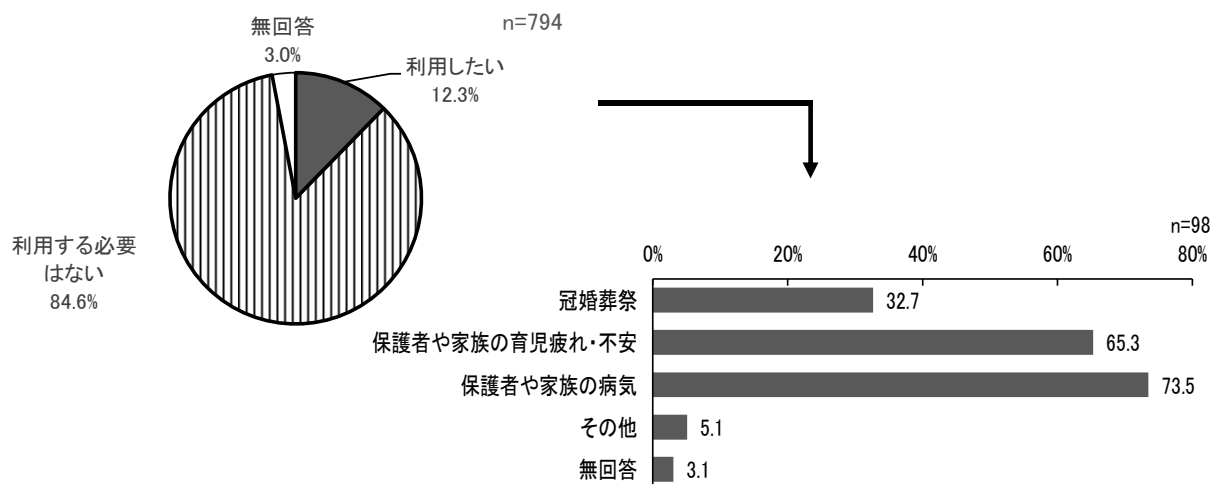
(3) 子どもの病気の際の対応について（就学前児童）

子どもの病気の際は「母親が休んだ」が81.4%であり最多となっています。「その他」の項目で、前回調査時（平成30年度）にはなかった『夫婦で協力して在宅ワークで対応した』という回答が見られました。



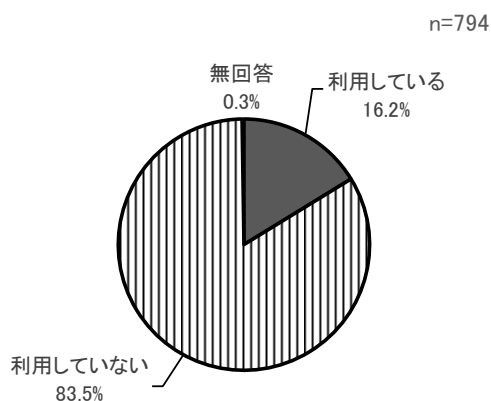
(4) 子どもが不定期的に利用している事業について（就学前児童）

保護者の用事等で子どもを泊りがけでの施設利用の希望については、「利用したい」が12.3%であり、その理由は『保護者や家族の病気』が最多となっています。



(5) 地域の子育て支援の場の利用状況について（就学前児童）

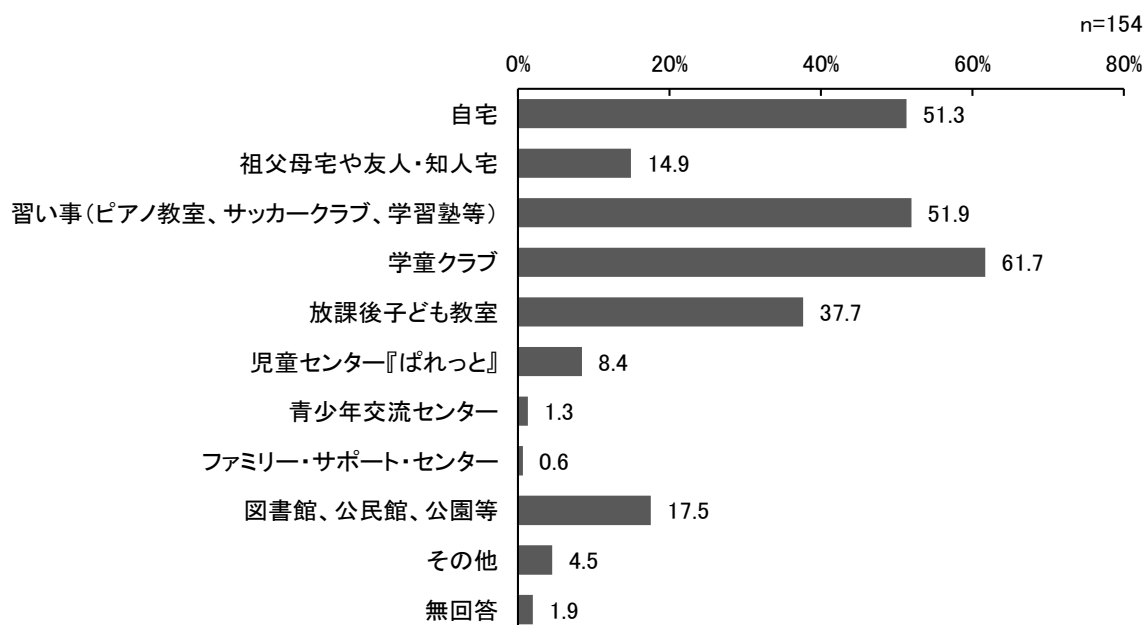
地域の子育て支援の場の利用状況は、「利用している」が16.2%となっています。



(6) 小学校就学後の過ごし方について（5歳以上の就学前児童）

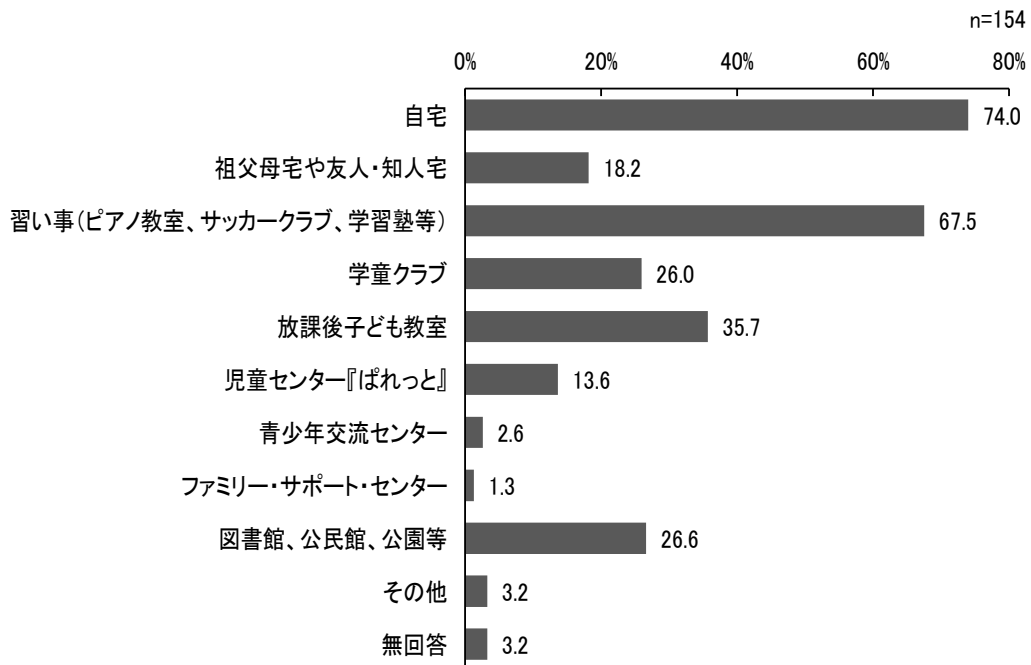
①小学校低学年時の利用希望

小学校低学年時の放課後過ごさせたい場所については、「学童クラブ」が61.7%と最多であり、前回調査時（平成30年度）より15.7ポイント増加しています。



②小学校高学年時の利用希望

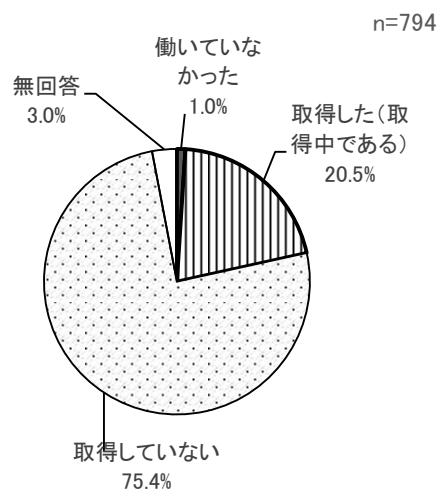
小学校高学年時の放課後過ごさせたい場所については、前回調査時（平成30年度）と同様「自宅」が最多であり、74%となっています。



（7）育児休業や短時間勤務等の職場の育児との両立支援制度について（就学前児童）

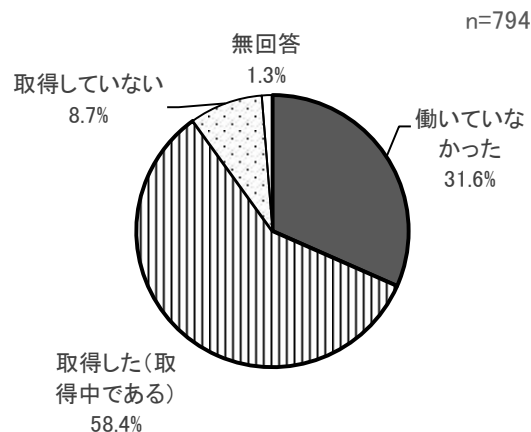
①父親の育児休業

父親の育児休業を「取得した（取得中である）」が20.5%であり、前回調査時（平成30年度）より16.9ポイント増加しています。



②母親の育児休業

母親の育児休業は「取得した（取得中である）」が58.4%と最多となり、前回調査時（平成30年度）より18.7%増加しています。また、「働いていなかった」は前回調査時より9.5ポイント減少しています。



③ 育児休業取得後の退職について

「育児休業取得後に職場に復帰したが退職した」との回答は父親が1名、母親が24名おり、その理由は、母親は『仕事が忙しかったから』、『子育てや家事に専念するため退職した』がともに29.2%でした。また『人材派遣で就労していて、契約を継続できなかった』や『コロナ禍での整理対象者になった』という意見がありました。

父親

No.	選択肢	n	%
1	職場に短時間勤務制度を取りにくい 雰囲気があった	0	0.0
2	仕事が忙しかった	0	0.0
3	子育てや家事に専念するため退職した	0	0.0
4	職場に短時間勤務制度がなかった (就業規則に定めがなかった)	0	0.0
5	その他	1	100.0
	無回答	0	0.0
	非該当	793	
	全体	1	100.0

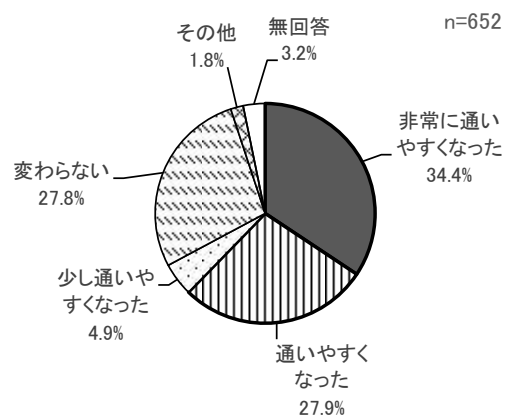
母親

No.	選択肢	n	%
1	職場に短時間勤務制度を取りにくい 雰囲気があった	3	12.5
2	仕事が忙しかった	7	29.2
3	子育てや家事に専念するため退職した	7	29.2
4	職場に短時間勤務制度がなかった (就業規則に定めがなかった)	1	4.2
5	その他	14	58.3
	無回答	2	8.3
	非該当	770	
	全体	24	100.0

(8) 幼稚園・保育所等の無償化について（就学前児童）

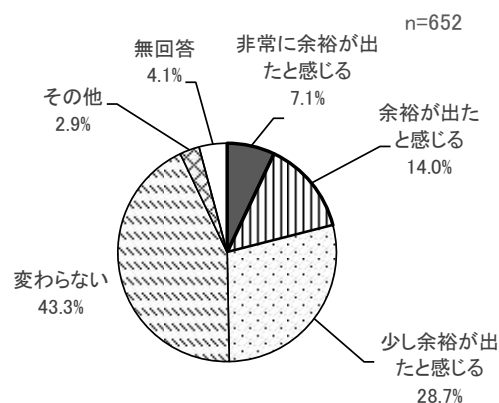
①利用しやすさ

幼児教育・保育の無償化により幼児教育・保育施設に「通いやすくなった」が計 67.2%でした。



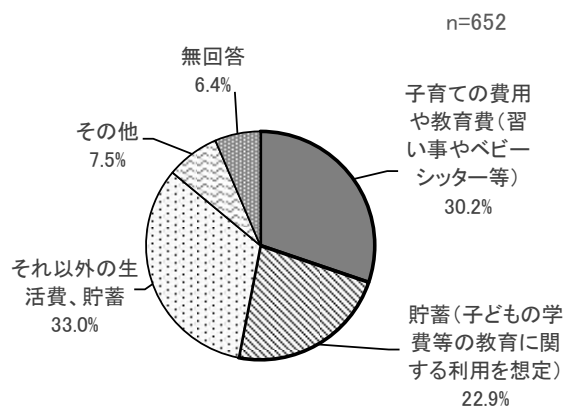
②家計への余裕

幼児教育・保育の無償化により家計に「余裕が出たと感じる」が計 49.8%でした。



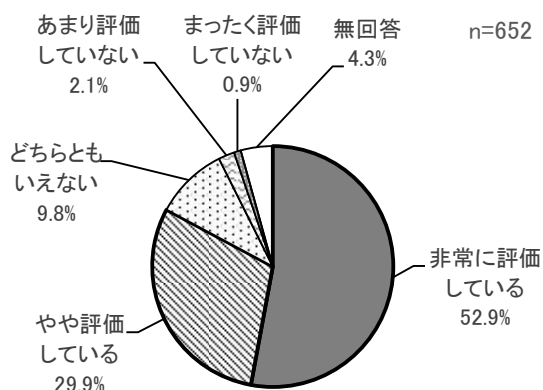
③支払う必要がなくなったお金の使途

幼児教育・保育の無償化により支払う必要がなくなったお金の主な用途は「それ以外の生活費、貯蓄」が 33%と最多であり、次いで「子育ての費用や教育費（習い事やベビーシッター等）」が 30.2%でした。



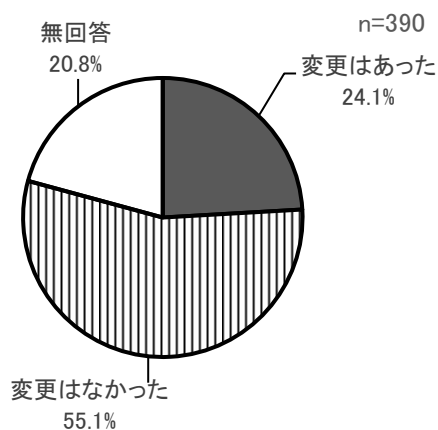
④幼児教育・保育の無償化への評価

幼児教育・保育の無償化を「評価している」が計 82.8%でした。



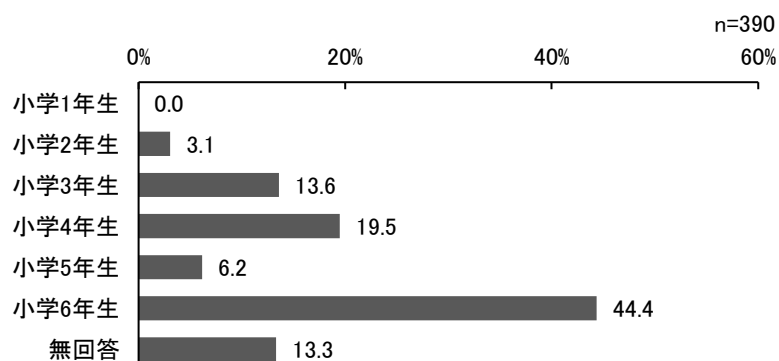
(9) 保護者の就労状況について（小学生）

近年の社会情勢（ICT 化の進展やコロナウィルス感染症の影響）により、働き方に「変更があった」が 24.1%でした。



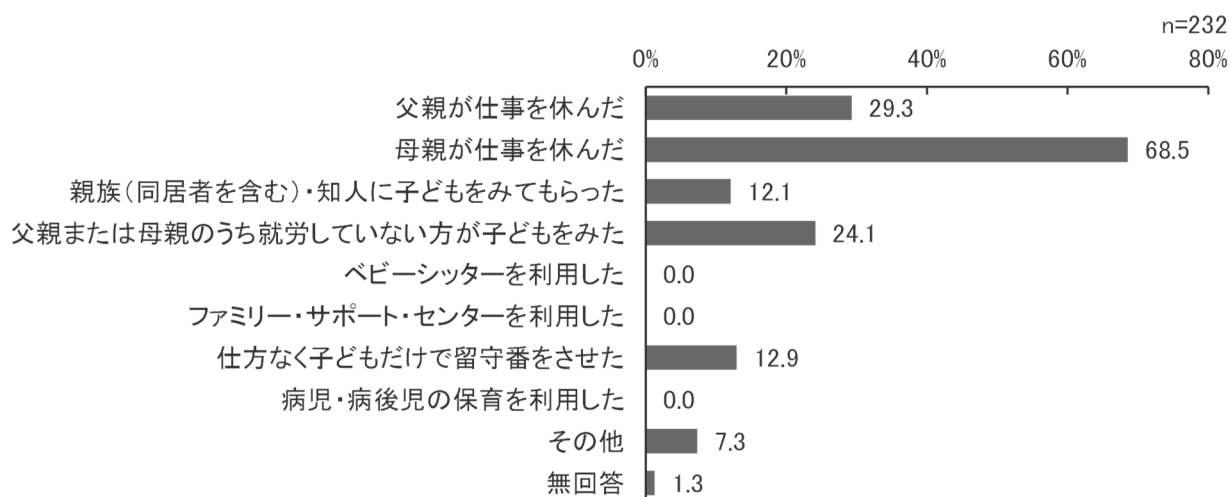
(10) 学童クラブの利用について（小学生）

子どもの学童クラブ利用について、「小学6年生」まで学童クラブが必要が44.4%と最多であり、次いで「小学4年生」まででした。



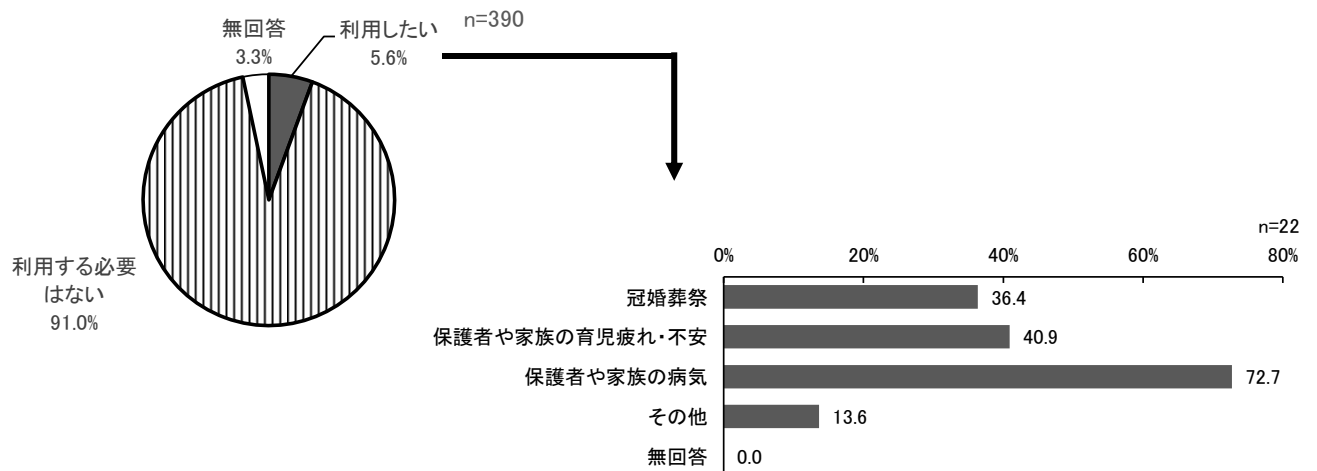
(11) 子どもの病気等の際の対応について（小学生）

子どもの病気等の際には、前回調査時（平成30年度）と同様、「母親が仕事を休んだ」が68.5%と最多でした。



(12) 子どもが不定期に利用している事業について（小学生）

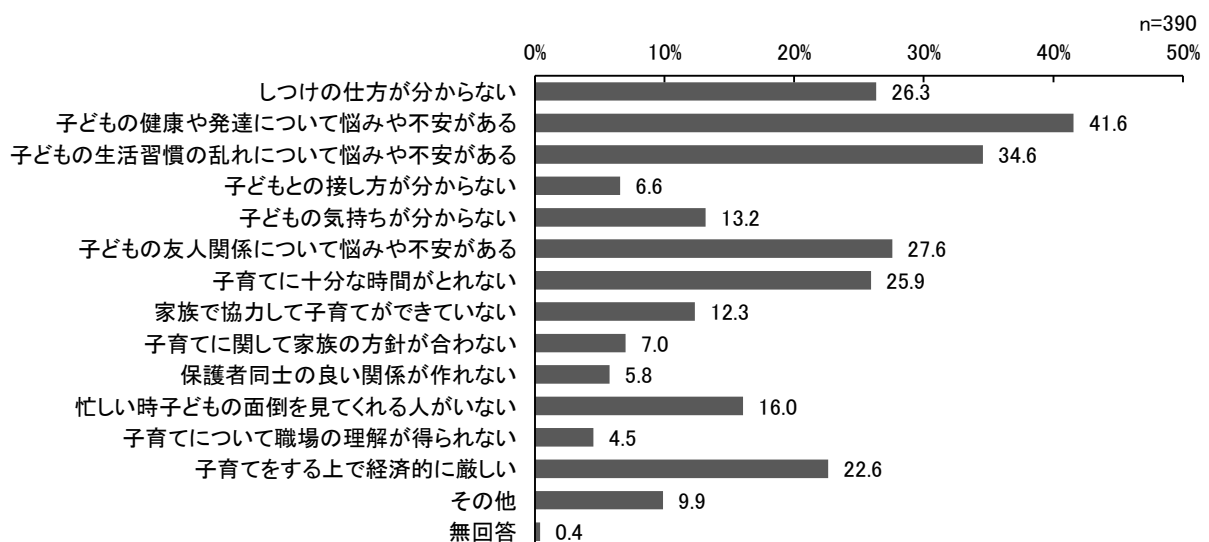
保護者の用事等で、泊りがけでの施設利用の希望は、「利用したい」が5.6%であり、その理由は「保護者や家族の病気」が最多でした。



(13) 子育てに関する意見（小学生）

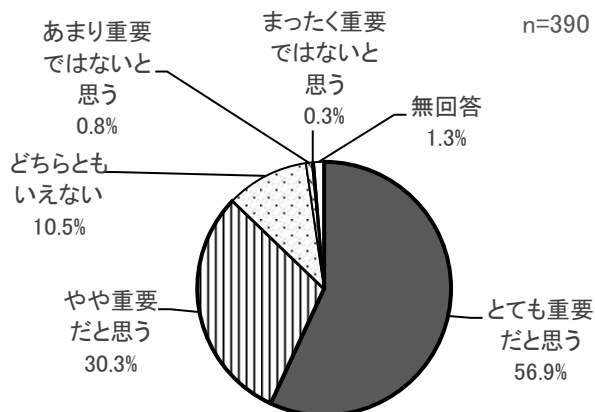
①子育てについての悩みや不安

子育てについての悩みや不安の内容は、「子どもの健康や発達について悩みや不安がある」が41.6%と最多であり、次いで「子どもの生活習慣の乱れについて悩みや不安がある」「子どもの友人関係について悩みや不安がある」でした。



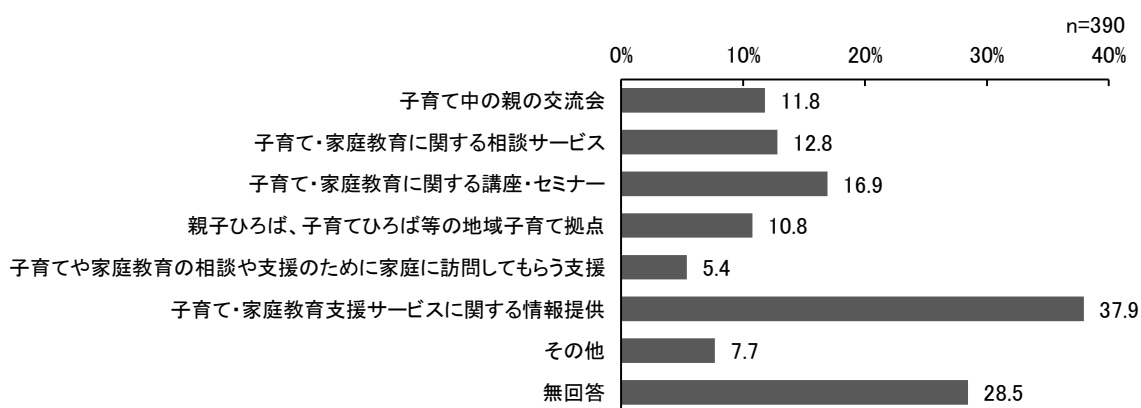
② 子育てに地域の支えの重要さ

子育てに対する地域の支えの重要さについては、「重要だと思う」が計87.2%でした。



③ 子育て支援について

受けてみたい子育て支援は、「子育て・家庭教育支援サービスに関する情報提供」が最多であり、37.9%でした。



(14) 自由回答内容より（就学前児童、小学生）

①自由記入式質問で多かった回答内容

安心して子どもを産み健やかに育てていくための国・東京都・昭島市の取り組みや、社会の制度のあり方、回答者にとっての理想の子育て環境等について自由に答える形式の質問に対し、就学前児童、小学生保護者で多かった記入内容（項目）は、以下のようになっています。

【就学前児童】

上位5分類（就学前児童保護者） 回答者数 499 人	集計件数	前回順位
1 市の子育て支援施策について	71	—
2 児童手当、給付金等の充実、税金の優遇ほか	64	13
3 公園・広場、遊び場の充実	52	2
4 母親子育て世代が働きやすくなるような支援・環境改善	49	17
5 学費、その他費用（給食費、入卒学時、制服等）の軽減	33	18

【小学生】

上位5分類（小学生保護者） 回答者数：504 人	集計件数	前回順位
1 安心・安全な子どもの居場所・遊び場の確保・充実	42	—
2 学校教育・相談体制の充実、就学後への支援	34	3
3 地域の安心・安全、見守り・つながり	28	2
3 経済的な援助	28	4
5 行政施策	24	7

4 子育て関連団体向け調査の概要

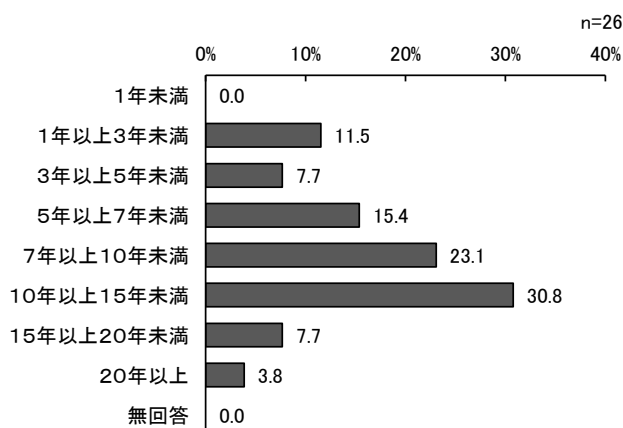
本市では本計画を策定するに当たり、保護者へのニーズ調査と合わせて令和6年1月5日から22日の期間で、市内の子育て関連施設、居宅訪問型事業者、子育て関連団体を対象に、地域の実態やニーズについての定性的な側面からの把握及び市内・近隣の教育・保育・子育て支援事業の運営事業者の現状・課題と将来意向の把握を行い、計画へ反映させることを目的としてアンケート形式による調査を実施しました。その主な結果を抜粋して掲載します。

※小数第2位を四捨五入して表示している関係で、各項目の割合の合計が100.0%にならない場合があります。なお、本章中の以降の各グラフについても同様です。

(1) 子育て関連施設の結果

① 正規職員の平均勤続年数について

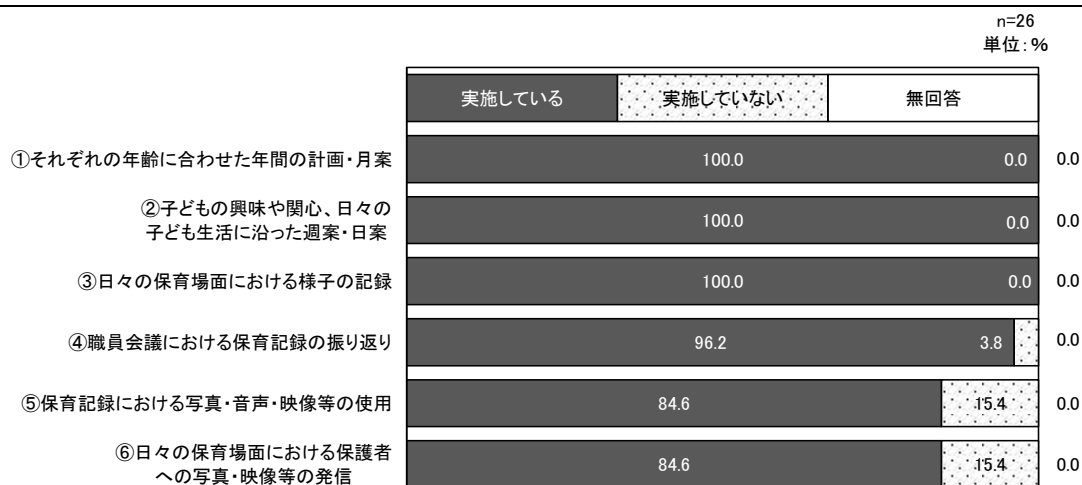
正規職員の平均勤続年数は、「10年以上15年未満」が30.8%と最多でした。



② 保育計画・保育記録について

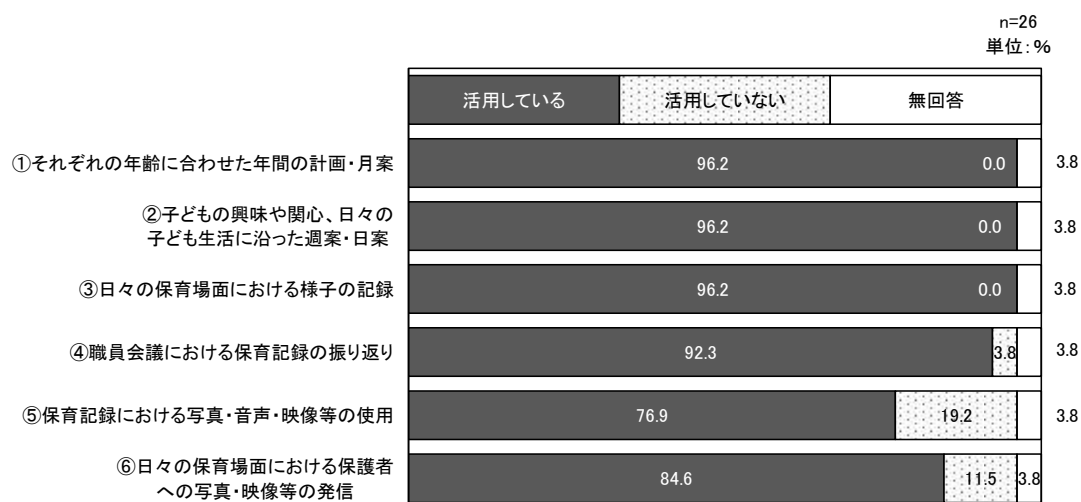
・計画・記録の実施状況

「それぞれの年齢に合わせた年間の計画・月案」「子どもの興味や関心、日々の子どもの生活に沿った週案・日案」「日々の保育場面における様子の記録」については、すべての施設で実施していました。



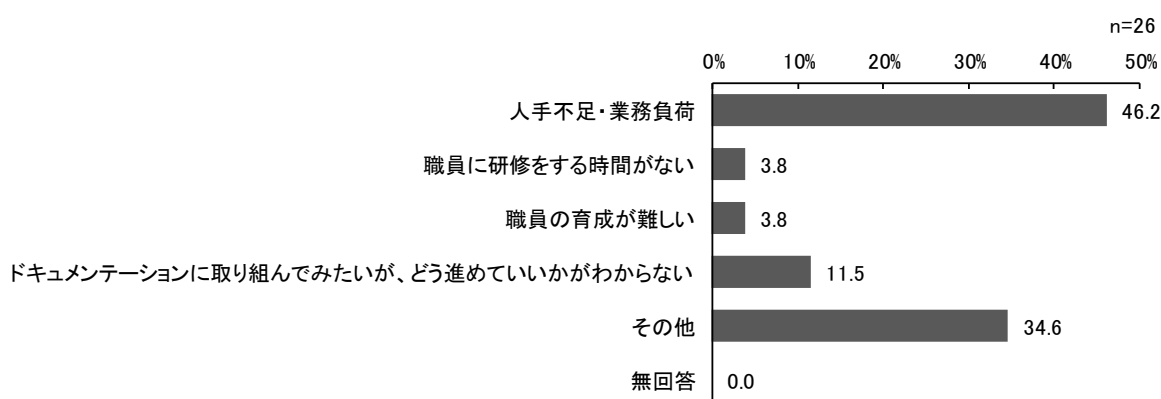
・計画・記録の活用状況

「それぞれの年齢に合わせた年間の計画・月案」「子どもの興味や関心、日々の子どもの生活に沿った週案・日案」「日々の保育場面における様子の記録」、及び「職員会議における保育記録の振り返り」については、ほぼすべての施設で活用することができていました。



③ ドキュメンテーションについて

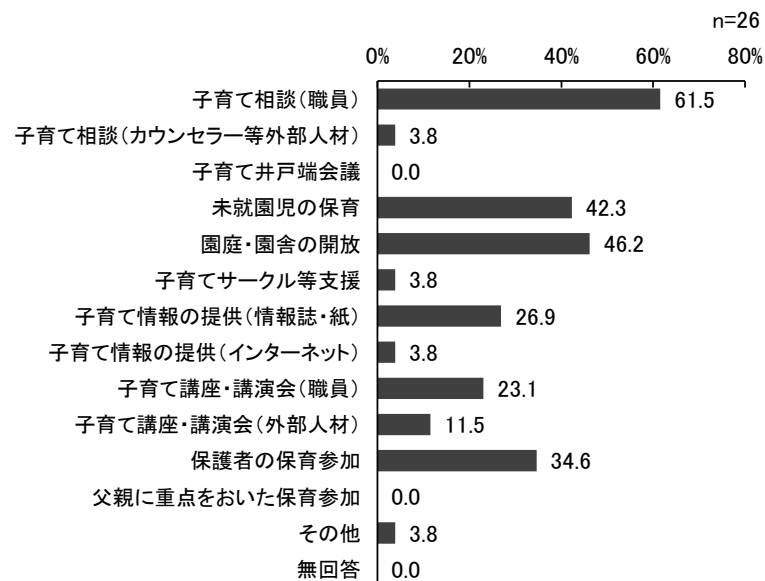
活動を記録し振り返りを行うドキュメンテーションについて、取り組む上で困っていることは、「人手不足・業務負荷」が最多であり、46.2%でした。次いで、「その他」が34.6%、「ドキュメンテーションに取り組んでみたいが、どう進めていいかわからない」が11.5%となっています。その他の内容としては『機器等の環境が整っていない』や『配信するにあたり個人差（主に配信される登場回数）が出ないように配慮が必要』等の意見がありました。



※ドキュメンテーションとは、子どもたちの会話や行動、その日の活動内容等を、写真や動画、コメント等で記録し、みんなが見えるようにすることです。

④ カリキュラム以外に実施している事業内容について

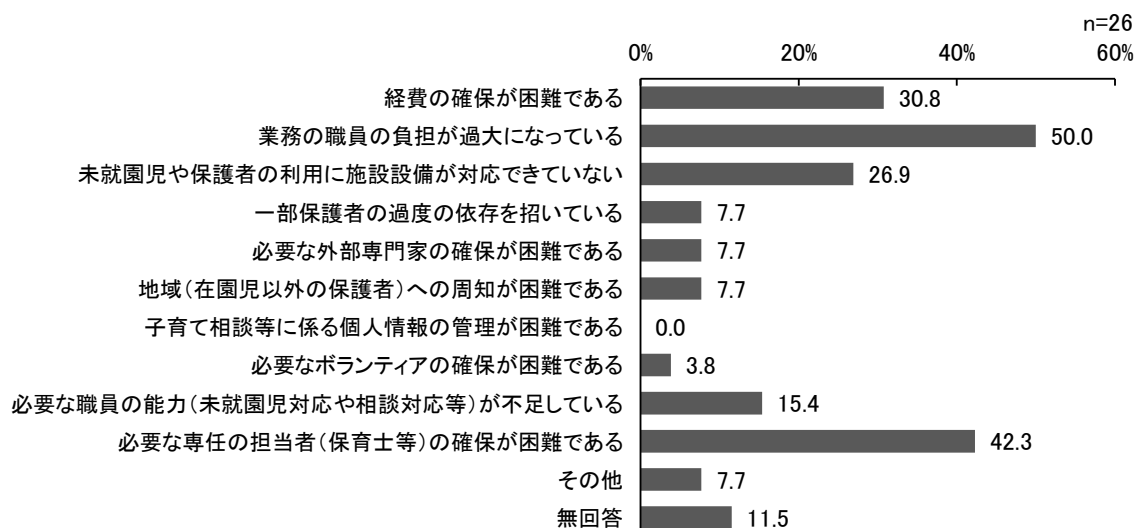
カリキュラム以外に実施している事業内容については、「子育て相談(職員)」が61.5%と最も多く、次いで「園庭・園舎の開放」でした。



⑤ 運営上の課題について

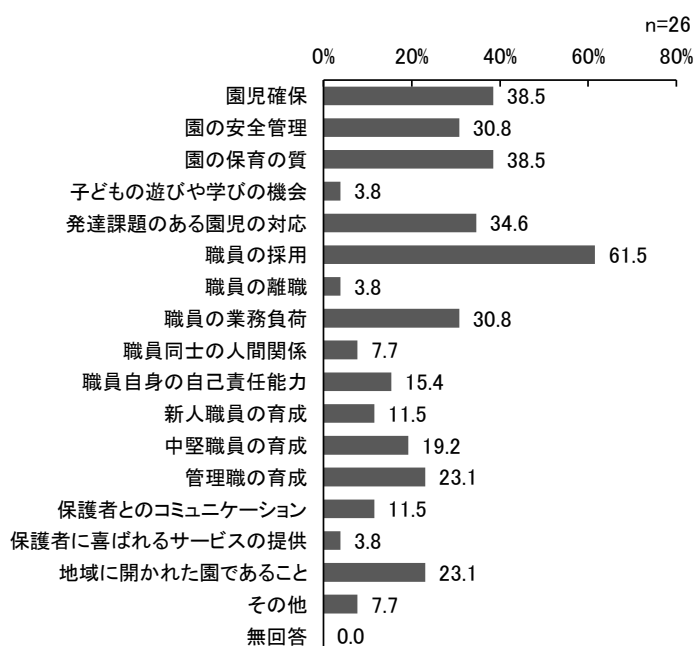
・現在の運営上の課題

現在の運営上の課題については、「職員の業務の負担が過大になっている」が50.0%と最も多く、次いで「必要な専任の担当者(保育士等)の確保が困難である」となっています。



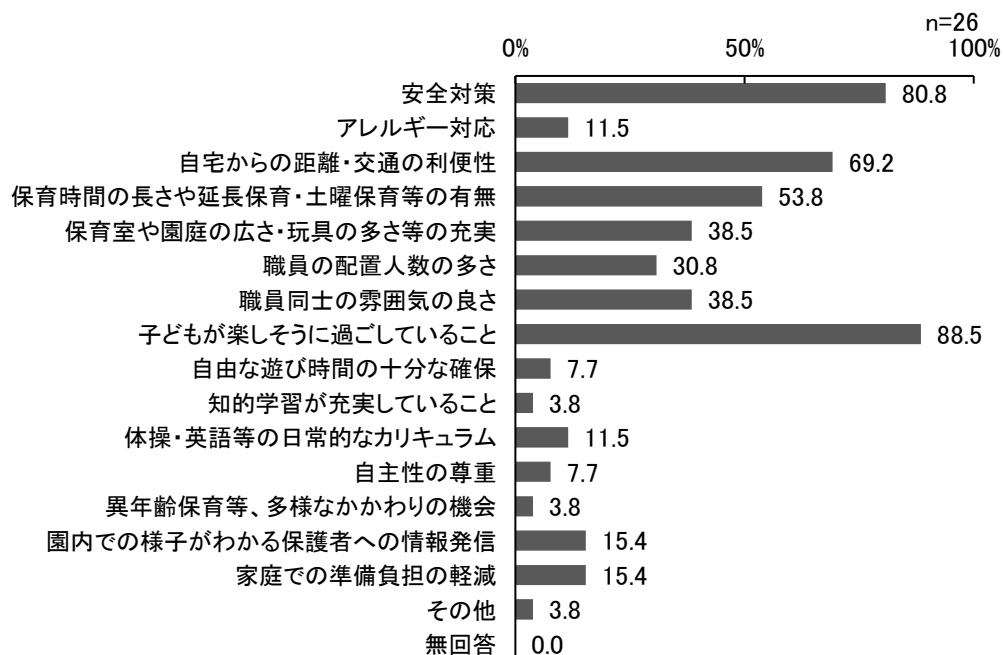
・今後の運営上の課題

今後の運営上の課題については、「職員の採用」が61.5%と最も多く、次いで「園児確保」と「園の保育の質」がそれぞれ38.5%となっています。



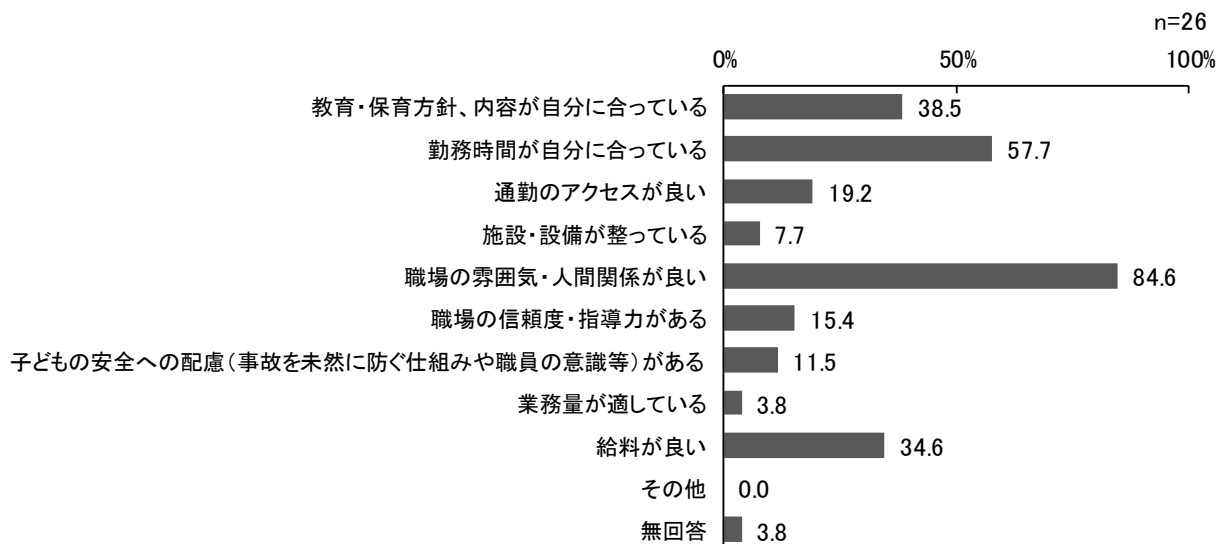
⑥ 保護者の園選びについて

保護者が園選びで重視していることは、「子どもが楽しそうに過ごしていること」が88.5%と最も多く、次いで「安全対策」が80.8%でした。



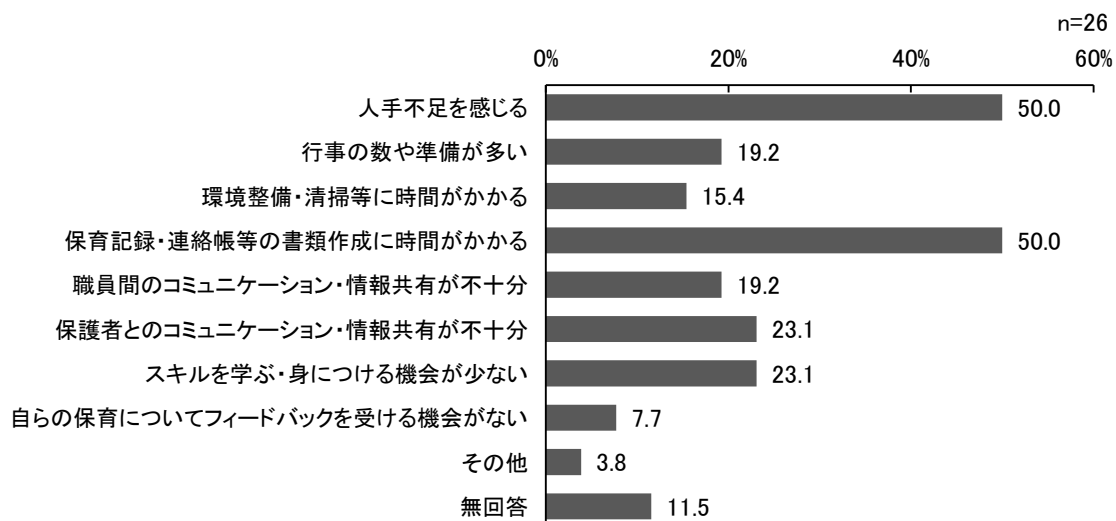
⑦ 職員が長く働いていくための要因について

職員が長く働いてくれると思われる要因は「職場の雰囲気・人間関係が良い」が84.6%と最も多く、次いで「勤務時間が自分に合っている」が57.7%でした。



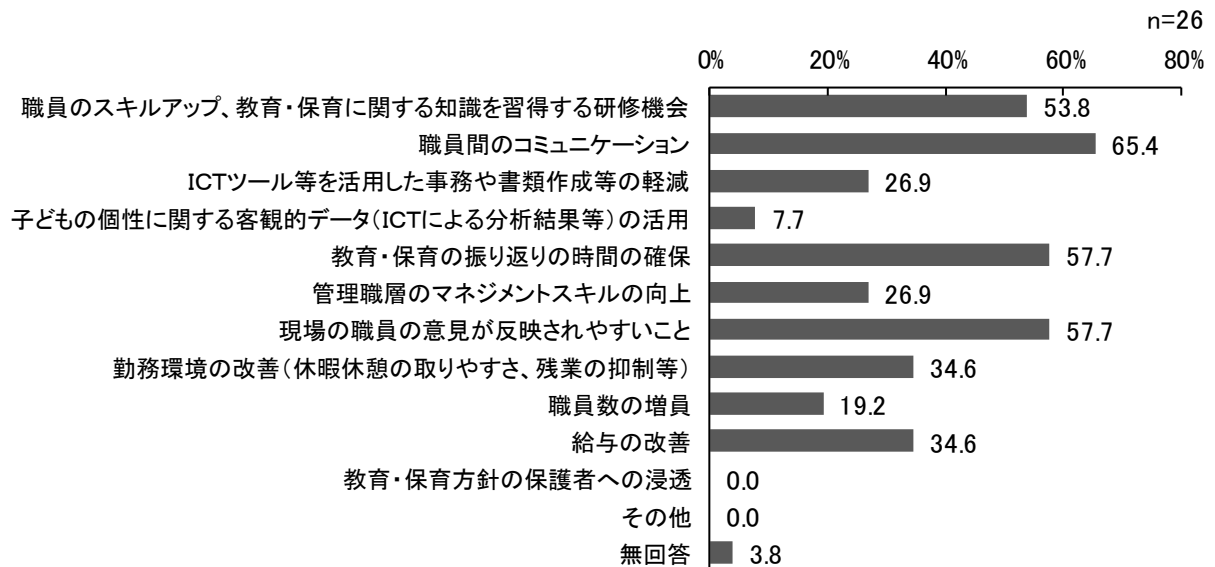
⑧ 職員が抱えている問題点について

職員が抱えていると思われる問題点は「人手不足を感じる」と「保育記録・連絡帳等の書類作成に時間がかかる」がそれぞれ50.0%と最多となっています。



⑨ よりよい教育・保育の実現のために、職員が施設に求めることについて

よりよい教育・保育の実現のために、職員が施設に求めていると思われることは「職員間のコミュニケーション」が65.4%と最も多く、次いで「教育・保育の振り返りの時間の確保」「現場の職員の意見が反映されやすいこと」がそれぞれ57.7%となっています。



(2) 居宅訪問型事業の結果

① 保護者がベビーシッターを利用する理由について

保護者がベビーシッターを利用すると思われる主な理由は「仕事」「リフレッシュ」が最多となっています。

No.		n	%
1	仕事	3	100.0
2	体調不良	1	33.3
3	リフレッシュ	3	100.0
4	急な予定	0	0.0
5	冠婚葬祭	0	0.0
6	子どもの習い事等への送迎	2	66.7
7	その他	0	0.0
	無回答	0	0.0
	全体	3	100.0

② 保護者との日常のコミュニケーションで用いる手段について

保護者との日常のコミュニケーションにおいて用いている伝達手段は「アプリケーション」「インスタグラム・X（旧ツイッター）・LINE・YouTube等のSNS」が最多となっています。

No.		n	%
1	連絡帳	0	0.0
2	紙媒体(おたより)	0	0.0
3	電子メール	0	0.0
4	アプリケーション	2	66.7
5	インスタグラム・X(旧ツイッター)・LINE・YouTube等のSNS	2	66.7
6	個人面談	0	0.0
7	日々の保育場面における保護者への写真・動画の提供	0	0.0
8	その他	0	0.0
	無回答	0	0.0
	全体	3	100.0

(3) 子育て関連団体の結果

① 1日または1回の平均利用者数について

1日または1回の平均利用者数（親子合計人数）は「10人未満」が最も多く、50人以上の団体もありました。

No.		n	%
1	10人未満	4	50.0
2	10～19人	2	25.0
3	20～29人	0	0.0
4	30～39人	1	12.5
5	40～49人	0	0.0
6	50人以上	1	12.5
	無回答	0	0.0
	全体	8	100.0

5 子どもの意見聴取結果の概要

本市では本計画を策定するに当たり、令和6年7月18日から9月6日の期間で、市内の幼稚園、保育所、認定こども園、学童クラブ、ぱれっと、放課後デイサービスそれぞれ1施設に対して、子どもの視点での意見や意向を把握し、計画の評価及び本計画に子どもの意見を反映させることを目的としてヒアリング形式による調査を実施しました。その主な結果を抜粋して掲載します。

＜未就学児童＞

テーマ『子どもにとって“あきしま”は住みやすいまちなのか』

- 幼稚園、保育園、こども園は好きですか
- 園で何をして遊ぶのが好きですか
- おうちの人とよく行く場所、行きたい場所はどこですか
- 小学校は楽しみですか（5歳児クラスのみ）

等

幼稚園

- ・幼稚園は友達がいっぱいいて、一緒に遊ぶのが好き。だから幼稚園が好き。
- ・幼稚園でうんていや鉄棒ができるから好き。できない技ができるようになりたい。
- ・幼稚園で制作したら、持って帰ってお母さんに可愛いと言ってもらえるから嬉しい。
- ・幼稚園でリレーや鬼ごっこがしたい。リレーで1位になったり、鬼ごっこで友達にタッチしたいから走るのが速くなりたい。
- ・走ると風がくるのが気持ちいいから走るのが好き。
- ・家では一人で工作や勉強をしたり、お家の人やきょうだいとゲームをしたり、料理をしている。
- ・ゆらゆらしたり高く飛べて楽しいからブランコをしに公園に行きたい、お家の人にブランコを押してもらいたい。
- ・小学校は勉強が楽しみ、新しい好きな色のランドセルを背負うのが楽しみ。

保育所

- ・いろいろな人が逃げ回るのが楽しいから、保育園で氷鬼や追いかっこをするのが好き。
- ・保育園でままごとやお絵描きをしたり、ぬいぐるみや人形で遊んだり、ブロックや粘土で好きなものが作れるから保育園が好き。
- ・お母さんとずっと一緒にいたいから、保育園をお休みしたいと思う時がある。
- ・虫を取ってきてお父さんやお母さんに見てもらえるのが嬉しい。
- ・お家でもっとお母さんとおままごとがしたい。
- ・お家の人とお店の遊び場に行って、風船やすべり台、ボールプールなどで遊びたい。
- ・お母さんが病気の時など困っているときは、お手伝いをしてあげようと思うし、お母さんから手伝ってと言われても嫌じゃない。
- ・自分が困った時は、保育園では先生に、家ではお家の人に言うとおってくれると思っている。
- ・ランドセルはおしゃれだから小学生になって背負うのが楽しみ、小学生になると友達と一緒に帰れることも楽しみ。

認定こども園

- ・こども園で給食やおやつを食べてお昼寝ができることが好き。
- ・こども園で水遊びをしたり、おままごとをしてお弁当を作ったり、先生に絵本を読んでもらうことが好き。
- ・楽しいから、こども園でもっとブロックやトランプ、カードゲームで遊びたい。
- ・家ではお絵描きやお姫様になって遊んだり、お家の人、きょうだい、友達とごっこ遊びをしたりする。
- ・家で走ると危ないから良くないと分かっているが、かくれんぼや鬼ごっこがしたい。
- ・お家の人と一緒にショッピングモールに行ったりすべり台やボールプールで遊びたい。公園に行ってブランコやジャングルジム、鉄棒があると、楽しそうだからやってみたいと思う。
- ・小学校は勉強や校庭でサッカーをすること、こども園以外の友達と一緒に遊ぶことが楽しみ。

●〇市の受け止め〇●

- ❖ 未就学の子どもたちは、いつも通っている幼稚園や保育所等ではお部屋の中でも外でも、いろいろな遊びができるから「好き」という声が多くありました。
- ❖ 子どもたちは、公園の鉄棒やすべり台、ショッピングモールのボールプール等で遊ぶことが楽しいから、遊びに行きたいと思っていました。
- ❖ 今後も「楽しい」を感じられるまち“あきしま”を目指します。



昭島市公式キャラクター
アイラン

<小学生>

テーマ『子どもにとって“あきしま”は住みやすいまちなのか』

- 学校は好きですか
- 学校や学童、ぱれっと、放課後等デイサービスや家で何をするのが好きですか
- やりたいことや家の近くまたは昭島にあるといいと思うものは何ですか
- 大きくなっても昭島に住みたいと思いますか 等

学童クラブ

- ・学校は楽しい、水に潜るのが好きだから、プールの授業が好き。
- ・運動が好きだから、体育の時間に鬼ごっこなどをして走り回るのが楽しい。
- ・学童は、ブロックで好きな物を作って遊べるから好き。
- ・学童では、おままごとやおうちごっこなどで、友達と一緒に遊べるから好き。
- ・学童は、1年生と3年生が混ざって遊ぶことで、思うように遊べないことがある。
- ・45分しか勉強する時間がないから、遊びの時間もできるように、勉強になるようなおもちゃがあるといいと思う。
- ・休みの日は、一人または友達と公園でブランコや鉄棒、砂遊びや鬼ごっこをしている。
- ・家で暇な時はゲームや動画を見るが、時々お母さんと一緒に遊んでもらえると嬉しい。
- ・季節や気温に関係なく、遊べる場所があるといい。
- ・勉強をすると頭がよくなるから、将来苦労しないように勉強をしようと思う。
- ・くじら祭りの屋台が楽しいから、大きくなっても昭島に住みたい。
- ・お母さんと一緒にいられるから、大きくなっても昭島に住みたい。

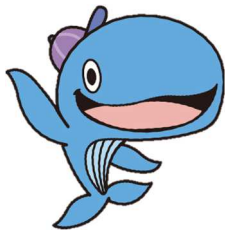
ぱれっと

- ぱれっとに来ると友達に会えるから、一緒に遊ぶために利用している。
- ぱれっとでボール遊びをしたり、外で走り回って遊んだりでき、ボードゲームや色々な遊びができるから楽しい。
- ぱれっとは近くて夏は涼しく、息抜きができる。
- ぱれっとはイベントに参加したり友達とお弁当を食べたり、やることが多く1日遊べる。
- 家では一人でおやつを食べているけれど、ぱれっとに来るといつもみんなと食べられるのがうれしい。
- ぱれっとでは騒いでも怒られないから好きで、時間があるとなれっとに行こうと思う。
- 夏は公園だと遊べないから行くところがなく、家の近くにすべり台やボール遊びができる場所、走りまわれる大きな公園があるといい。
- 昭島は水がきれいで美味しく、自然があって安心感があるから、大きくなっても昭島に住みたい。

放課後等デイサービス

- いつも勉強ができるから学校が好きで、算数の掛け算や国語の授業が好き。
- 学校の友達が好きで、みんなで笑ったり休み時間にみんなで遊んだりできるから学校が好き。
- 放デイは家みたいで楽しいからとても好き、お散歩の時間に公園に行くのが好き。
- 家では、好きなクリエイターの動画やカッコいい飛行機の動画を見たり、お父さんとぬいぐるみで遊んだりしている。
- お家の人と、エコパークや昭和記念公園に遊びに行き、遊具や自転車によって遊ぶのが楽しい。
- 遊園地が近くにあるとすぐに行けるからいいと思う、アキシマクジラの乗り物があると思う。
- お父さんとお母さんが喧嘩をして、「ごめんなさい」と言っていないことが困っている。
- 電車が好きで昭島には0系があるから、大きくなっても昭島に住みたい。
- 今6年生だから、卒業すると友達と離れ離れになってしまうのがさみしい。

昭島市公式キャラクター
アッキー



●〇市の受け止め〇●

- ✧ 小学生の子どもたちは、友達と一緒に過ごしたり遊んだりする時間を楽しんでいることがわかりました。
- ✧ 一方で、ボール遊びができる公園が少ないことや、体を思いっきり動かせる場所に限りがあるとの声もありました。
- ✧ これからも子どもの声を聴き、その声を取り入れた施策となるように努めます。
- ✧ 大人だけではなく、子どもも住みやすいまち“あきしま”を目指します。

6 本市の子ども・子育て支援をめぐる課題

本章「1」から「5」までの内容を踏まえて「本市の子ども・子育て支援をめぐる課題」として整理し、次期計画策定に向けて乳幼児期の教育・保育の質の向上・量の拡充等の方向性の検討を行いました。

【課題1 少子化の進行】

◎合計特殊出生率は全国的に年々減少を続けており、令和4年においては1.3を下回っています。出生数も減少を続け、令和4年に一時増加に転じたものの、令和5年は減少幅が大きくなり過去最低となっています。本市においても、20～44歳の女性人口の推移も減少傾向にあります。

◎男女の晩婚化・非婚化は、少子化に影響を与える要因となっていますが、40歳での未婚率は男性で約40%、女性で約25%であり、女性に関しては過去最高となっています。

◎本市の社会動態（転入-転出）は、社会増の状態が継続しています。今後も、昭島駅北口周辺の開発・整備が継続中であり、保育需要の増加が見込まれます。しかし、自然動態（自然減）を社会増が補うという構図については、今後は長期的には見込めない状況にあります。

【課題2 待機児童の発生】

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	1	1	0	0	0
1歳児	25	10	6	6	13
2歳児	1	4	5	0	3
3歳児	0	0	2	0	0
4・5歳児	0	0	0	0	0
合 計	27	15	13	6	16

（各年4月1日時点）

◎過去5年間（令和2年度～令和6年度）の4月1日時点の平均待機児童数は、15.4人となっています。

◎待機児童は概ね1歳児及び2歳児で発生しており、令和5年度に認定こども園や小規模保育園の新規開設等により減少しましたが、令和6年度には再び増加に転じています。市内各地の宅地開発に伴い急激な転入増加や、女性の就業率の上昇傾向及び共働き世帯割合増加等による保育需要の高まりが予測されているため、早急な対応が求められています。

【課題3 家庭の子育て環境】

- ◎全国的に核家族化・少子化が進む中での子育て環境となっており、親族、知人等から日々の子育てに関する助言、支援や協力を得ることが困難な状況になるとともに、次世代を担う子どもや若者にとっても、乳幼児と触れ合う機会が減少していることも指摘されています。加えて、子育て当事者が経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また過度な使命感や負担を抱かず、健康で自己肯定感とゆとりを持って、子どもに向き合えるようにすることが、子どもの健やかな成長のために重要であることから、子育て環境を整備することが求められています。
- ◎ニーズ調査の結果では父親、母親ともにフルタイム就労が増加していますが、父親、母親共に育児休業の取得割合は増加しており、夫婦が協力して子育てを担っている状況が増加していることが伺えます。一方で、父親の育児休業取得率は増加しているものの全体の約2割にとどまっており、国の2025年までに男性の育児休業取得率を50%（民間企業）にするとの目標とは差が大きく、依然として育児負担の偏りが伺えます。
- ◎長時間労働の是正や働き方改革を進めることで、男性の家事・子育てへの参画を促進させ、女性に負担が偏る状況を解消し、女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できる、共働き・共育ての推進が求められています。様々な生活様式や価値観の多様化が見られますが、それぞれの家庭の事情やニーズに応じた、男性の家事・子育てに参画したいという希望を叶えると共に、その主体的な参画を社会全体で後押ししていくことが望まれます。
- ◎本市における過去5年の出生数と年少人口は共に減少傾向にありますが、子育てひろばや一時預かり事業の利用者数は年々増加しており、教育・保育施設、学童クラブ共に待機児童も発生していることを踏まえると、地域における子育て支援のニーズが高まっていることが伺えます。これにより、子育て当事者が地域の中で孤立することのないよう、地域の身近な場を通じた支援が求められていると考えられます。加えて、保護者・養育者が子育てにより就労やキャリアアップを断念することがなく、第2子以降を望み、叶えることができる社会とするために、必要な教育・保育、子育て支援サービス等の環境整備を進め、利用につなげていく必要があります。

【課題4 切れ目のない教育・保育の提供と「質」の向上、「こどもまんなか社会」の実現】

- ◎令和2年度以降のコロナ禍の影響より、在宅ワークの浸透や働き方の変化が見られていますが、ニーズ調査の結果では父親、母親ともにフルタイム就労が増加しており、教育・保育の需要が高まっています。幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、施設類型を問わず、安全・

安心な環境の中で幼児教育や保育の質の向上を図ることを通じて、すべての子どもの健やかな成長を支えていく必要があります。

◎令和元年 10 月から、「幼児教育・保育の無償化」が開始となり、ニーズ調査の結果では、約 7 割が幼児教育・保育施設に通いやすくなったと回答しており、約半数が家計に余裕が出たと感じると回答しています。また、幼児教育・保育の無償化により支払う必要がなくなったお金の用途は「子育ての費用や教育費」が最多でした。

◎学童期は、自己肯定感や道徳性、社会性等を育む時期であり、友人関係や遊びを通じて協調性や自主性を身に付ける時期となります。ニーズ調査や子どもの意見聴取の結果では、安心・安全な子どもの居場所や遊び場の確保・充実に関するニーズが高く、すべての子どもがのびのびと健やかに過ごすことができる居場所の確保が求められています。しかし、一部の施設で人手不足や安全性の確保等の理由から十分な対応を行うことが困難なこともあり、利用を制限せざるを得ない場合があります。

◎令和 5 年 12 月に策定された「こども大綱」においては、すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会、すなわち「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが定められました。「こどもまんなか社会」の実現は、子ども・若者が尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになることや、子どもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶うことにつながり、子どもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要であります。

【課題 5 労働・経済環境等】

◎先のコロナ禍では、世界的に大幅な景気後退を経験するに至り、子どもたちにとっても休校や行事の縮小または中止、部活動の制限等大きな影響がありました。近年では経済活動の再開により景気回復してきましたが、これとともに世界的なエネルギー需要の高まり等により、生活に必要な食料品や日用品等の物価が上昇し、日常生活の負担が増大しています。

◎国においては子ども・子育て政策として、子育ての経済的支援をはじめ共働き・共育ての推進に取り組んでいます。女性の就労率が出産年齢期に低くなる、いわゆる“M字カーブ”はやや改善が見られ、就労割合も上昇しましたが、母親の非正規雇用の割合は前回のニーズ調査時より変化していません。また、育児休業取得後に「仕事が忙しかったから」「子育てや家事に専念するため」を理由として退職を選択する母親も一定数存在しており、その他非正規雇用のため、契約の継続に至らなかったという意見も見られています。

◎我が国では、「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」「労働者のニーズの多様化」等の課題に直面しており、労働者が個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自

分で選択できる「働き方改革」を進めています。ここでは、働きすぎをなくしワーク・ライフ・バランスの実現を目指すとともに、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保も求められています。また、令和6年5月に育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法が改正され、男女ともに仕事と育児・介護を両立できるよう、子どもの年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充等が定められました。本市においても、子育てをしながら希望に応じて働き続けることができるよう、仕事と家庭を両立しやすい職場環境づくりを推進する等、誰もが仕事と生活の調和がとれた働き方ができる社会の実現に向けた取り組みが重要であると考えます。

第 3 章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本方針と基本目標

子どもの育ちと子育てを取り巻く環境等を踏まえ、以下のような方針に立ち、基本目標を設けて、子ども・子育て支援の取組を推進し、「基本理念」(→「第1章」を参照。)の実現をめざします。

【基本方針Ⅰ】すべての子どもの健やかな育ちを支える

- 子ども一人ひとりの人権が、国籍や出生、性別、障害等により差別されることなく尊重され、それぞれの個性と能力が活かされるよう、子どもの権利を尊重し、最善の利益を考慮する視点に立った施策の展開を図ります。…〔基本目標1〕
- 市内の社会環境・社会資源を活かしながら、子どもが自己肯定感を持って成長し、社会的に自立することを支援・促進する環境の整備を、一層積極的に推進します。…〔基本目標2〕

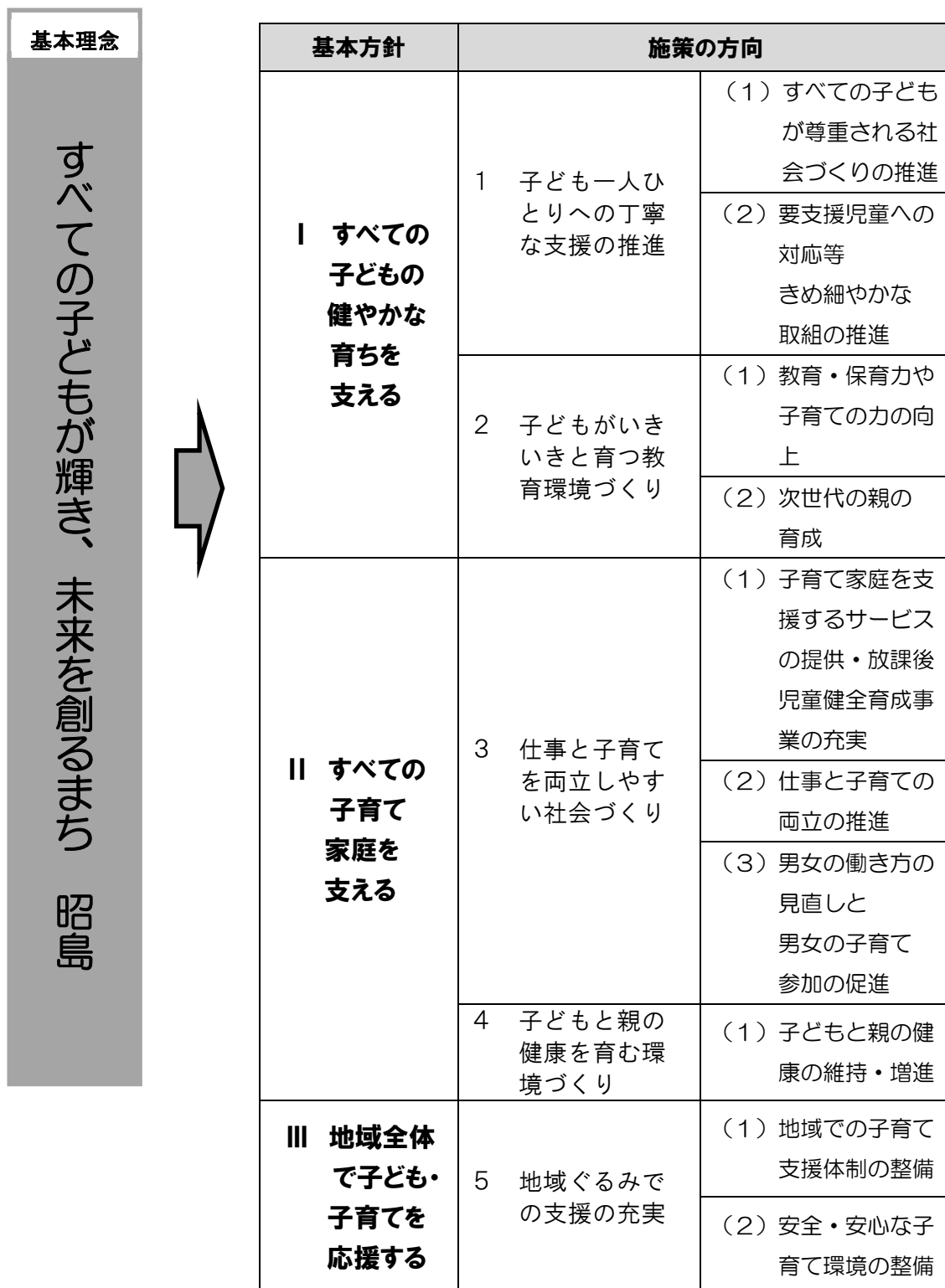
【基本方針Ⅱ】すべての子育て家庭を支える

- 核家族化や就労形態の多様化が一層進行するなかで、共働き家庭だけでなくすべての子育て家庭を支え、保護者が安心して子育てを行える環境を地域社会全体で構築・強化していきます。
家庭環境、保護者の就労状況等による多様なニーズや子どもの特性に応じた教育・保育の提供に向けて教育・保育環境を充実させ、必要とする人が必要な支援を受けられるよう、供給体制等を整備します。…〔基本目標3〕
- 保護者が子育ての大切さを認識し、子育てを通して自身も成長していくことをめざす意識の醸成を図ります。…〔基本目標4〕

【基本方針Ⅲ】地域全体で子ども・子育てを応援する

- すべての子どもの健やかな成長のために、専門性の高い関係機関の協力を得ながら、地域全体での助け合い・支え合いをより深めて、地域ぐるみで子ども自身と子育て家庭を応援する取組の一層の充実を図ります。…〔基本目標5〕

2 計画の展開



3 教育・保育提供区域の設定

(1)「教育・保育提供区域」の考え方

保護者や子どもが居宅から容易に移動することができ、質の高い教育・保育や子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定します。

(2) 教育・保育提供区域の設定

「区域」の設定に関して、本市では、

- ・区域内の量の調整に柔軟に対応できること
- ・利用者の細かなニーズ（勤務状況に合わせた保育所利用、教育・保育の特性を踏まえた選択肢）に柔軟に対応できること等のメリットから、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の区域設定については、市全域を1区域として設定します。

事業区分	区域設定
1号・新1号認定（3～5歳）	昭島市全域を 「1区域」
2号・新2号認定（3～5歳）	
3号・新3号認定（0～2歳）	

4 児童人口の将来予測

本市の0～11歳の子どもの人数は、令和7年から同11年にかけて年々減少し、合計では653人減少することが予測されています。

（単位：人）

年齢	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	819	804	785	787	779
1歳	864	845	828	828	821
2歳	869	854	835	834	827
3歳	884	868	853	846	838
4歳	964	878	862	857	845
5歳	911	957	872	864	855
6歳	924	905	952	873	862
7歳	889	926	906	961	878
8歳	959	884	921	906	960
9歳	951	961	886	927	911
10歳	1,003	946	956	885	924
11歳	1,001	1,002	945	958	885
合計	11,038	10,830	10,601	10,526	10,385

（各年4月1日現在）

第 4 章 基本施策・事業の展開

<施策等体系>

基本方針	基本目標	施策の方向	施策・事業
Ⅰ すべての子どもの健やかな育ちを支える	1 子ども一人ひとりへの丁寧な支援の推進	(1)すべての子どもが尊重される社会づくりの推進	①子どもの人格を尊重した取組への支援
		(2)支援が必要な児童への対応等きめ細やかな取組の推進	①児童虐待防止と虐待等に遭った子どもや家庭等への支援
			②ひとり親家庭等の自立支援の推進
			③障害のある児童への支援の充実
	2 子どもがいきいきと育つ教育環境づくり	(1)教育・保育力や子育ての力向上	①幼児教育・保育の充実
			②家庭での子どもとの関わり方の支援
			③学校教育への支援
			④地域ぐるみで支えあう子どもたちへの支援
		(2)次世代の親の育成	①次世代の親となるための学習環境の整備
Ⅱ すべての子育て家庭を支える	3 仕事と子育てを両立しやすい社会づくり	(1)子育て家庭を支援するサービスの提供・放課後児童健全育成事業の充実	①子育て家庭を支援するサービスの提供
		(2)仕事と子育ての両立の推進	②放課後児童健全育成事業の充実
			①企業への働きかけ
	4 子どもと親の健康を育む環境づくり	(1)子どもと親の健康の維持・増進	②就職・再就職への支援の充実
			①男女の働き方の見直しへの支援
			②男女がともに子育てに参加するための支援
			①妊娠・出産・育児への一貫した支援
Ⅲ 地域全体で子ども・子育てを応援する	5 地域ぐるみでの支援の充実	(1)地域での子育て支援体制の整備	②子どもと親の健康づくりと疾病予防
			③食育の推進
			①地域の子育てへの支援
			②子育て情報提供体制の確立
		(2)安全・安心な子育て環境の整備	③子育て支援のネットワーク・相談機能の充実
			④子どもと親の居場所の確保
			①安心して子育てできる環境の整備
			②子どもの安全の確保

第4章 基本施策・事業の展開

【基本方針Ⅰ】すべての子どもの健やかな育ちを支える

基本目標 1 子ども一人ひとりへの丁寧な支援の推進

(1) すべての子どもが尊重される社会づくりの推進

平成元年11月に国際連合が採択した「児童の権利に関する条約」が、わが国でも平成6年4月に批准されました。この条約の基本的な考え方は、子どもの権利とともにあらゆる子どもの権利の実現を考える時に合わせて考えることが大切な「差別の禁止」「子どもの最善の利益」「生命、生存及び発達に対する権利」「子どもの意見の尊重」という4つの原則であるとされています。

本市でも、この条約の理念に基づき、すべての子どもが尊重され、自他を認め合い大切にされる社会づくりをめざして、一層の取組を推進していくこととします。

① 子どもの人格を尊重した取組への支援

事業番号	事業名	事業概要	所管課
1	児童の権利に対する周知・啓発	広報紙等により、広く市民に対して、「児童の権利」等について普及・啓発に努めます。	子ども家庭センター 担当 子ども育成支援課
2	スクールカウンセラー配置事業の実施	小・中学生が身近なところで、様々な不安や悩みについて気軽にカウンセリングが受けられるよう、スクールカウンセラーを継続して配置します。	指導課
3	教育相談等と教育支援室の充実	小・中学生が悩みを相談し、解消できるよう必要としている学校への教育相談、いじめ相談を実施します。 教育支援室では、学校との連携を密接にしながら、不登校児童・生徒が自立に向かえるよう支援を行います。	指導課
4	人権教育の推進	児童・生徒が発達段階に応じ、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、様々な場面や状況で具体的な行動や態度で示せることを目指します。また、児童虐待、いじめ、体罰等児童・生徒の人権を侵害する行為は許されないことを指導、啓発していきます。	指導課

(2) 支援が必要な児童への対応等きめ細やかな取組の推進

子育てにおけるストレスや育児不安、経済問題等様々な要因により児童虐待の件数は増加傾向にあり、社会問題となっています。

「昭島市要保護児童対策地域協議会」を通して、引き続き児童虐待の防止と早期発見、子どもの保護に努めるとともに、問題を抱えた家庭全体を総合的に支援していきます。また、虐待等に遭った子どもの心のケアに対する取組を推進していきます。

ひとり親家庭等については、子どもと親が安心して生活していけるよう、支援策に関する情報提供や相談体制等のきめ細やかな取組を推進していきます。障害のある児童への支援については、障害の早期発見・早期療育に努め、各種相談体制の充実を図るとともに、障害の程度や発達段階に応じたきめ細かな対応を図り、社会的自立を支援していきます。

① 児童虐待防止と虐待等に遭った子どもや家庭等への支援

事業番号	事業名	事業概要	所管課
5	要保護児童対策地域協議会の充実	要保護児童等への支援について、福祉関係者、教育委員会、学校、児童相談所、保健所、警察署等関係機関が連携・協議し対応を図ります。	子ども家庭センター担当
6	育児困難家庭への支援	育児に不安や困難をかかえる保護者を対象に、グループでの支援を実施するほか、地区担当保健師が個別に継続支援を行います。	子ども家庭センター担当
7	子どもの心のケア体制づくり	虐待等に遭った子どもの心のケアに取り組みます。	子ども家庭センター担当
8	里親制度への支援	養育家庭、親族里親、養子縁組里親等の制度について児童相談所との連携を図ります。	子ども家庭センター担当

② ひとり親家庭等の自立支援の推進

事業番号	事業名	事業概要	所管課
9	ひとり親家庭への手当等の助成	ひとり親家庭に対し、児童扶養手当、児童育成手当、ひとり親家庭等医療費助成等、インフルエンザ予防接種費用の助成等、経済的な支援を行い、生活の安定を図ります。	子ども未来課健康課
10	ひとり親家庭への手数料等の負担軽減	児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給世帯に対して、上下水道基本料金及びごみ処理手数料（指定収集袋の交付、粗大ごみ・持込ごみ処理手数料等）の減免、また、同じく手当を受けている方との方が扶養する児童に対して、自転車等駐輪場の使用料の免除を行い、負担を軽減します。	ごみ対策課 清掃センター 交通対策課 水道部

事業 番号	事業名	事業概要	所管課
11	母子生活支援施設 事業の実施	子どもの福祉に欠ける母子家庭の母親と子どもを母子生活支援施設に入所させ、経済的自立と生活の安定を支援します。	男女共同参画・女性 活躍支援担当
12	ひとり親家庭相談 事業の実施	ひとり親家庭の悩みを解消するため、「母子・父子自立支援員」等による相談を実施します。	男女共同参画・女性 活躍支援担当
13	母子・父子福祉資金 貸付事業の実施	母子・父子家庭の方の経済的自立と生活意欲の助長を図り、その子どもの福祉を増進するため、各種資金の貸し付けを行います。	子ども未来課
14	ひとり親家庭ホームヘルプサービス 事業の実施	一時的な病気等により、日常生活に著しく支障のあるひとり親家庭に、日常生活の家事等必要な援助を行います。	子ども未来課

③ 障害のある児童への支援の充実

事業 番号	事業名	事業概要	所管課
15	特別支援教育の推進	障害のある児童・生徒一人ひとりの個性や能力を最大限に伸ばせるよう、特別支援教育を行います。	指導課
16	就学相談・指導の 充実	教育上特別な配慮を要する児童・生徒の適正な就学を図るため、一人ひとりの個性や能力が最大限伸ばせるよう、障害の程度・種類等に応じた就学相談・指導の充実に努めます。	指導課
17	交流及び共同学習 の推進	特別支援学校・学級の児童・生徒と、通常学級の児童・生徒との相互理解を促進するため、学校行事や授業等において交流及び共同学習を推進します。	指導課
18	障害のある児童・家庭への支援の充実	機能訓練等のサービスの提供として、就学前の児童を対象に児童発達支援、就学中の児童を対象に放課後等デイサービス等、障害のある児童のいる家庭へ、ホームヘルパーの派遣や、短期入所事業等の支援を行います。	障害福祉課

基本目標２ 子どもがいきいきと育つ教育環境づくり

(１) 教育・保育力や子育ての力向上

基本的な生活習慣を身に付け、人格を形成する大切な乳幼児期において、健やかな成長に向けた心身の発達が図れるよう幼児教育・保育の充実に努めます。また、幼稚園や保育所等と小学校等が連携し、更なる健全育成が図れるよう幼児教育の充実に努めます。

子どもが健やかに成長するためには、家庭での関わりが重要であることを再認識できるように、子育てに関する知識や情報を得る機会を積極的に提供する等、家庭での「子育ての力」を向上させる取組を充実させていきます。あわせて、学校での教育を充実させることのほか、「地域ぐるみで子どもを育てる」意識を醸成し、地域全体で子どもの健全育成を進める体制づくりを推進します。

① 幼児教育・保育の充実

事業番号	事業名	事業概要	所管課
19	教育・保育の無償化	国・都・市が連携し、幼児への教育・保育の無償化を行い、子育て家庭の経済的な負担を軽減します。	子ども育成支援課
20	幼稚園・保育所等と小学校との連携の推進	子どもたちの生活や学びの基盤を保証するため、幼児期の教育と学童期の教育の円滑な接続を目的とした情報共有や連携を図り、互いの取組や授業及び保育を参観することで指導や取組に生かすとともに、幼保小の協働による、接続期の教育の充実を図ります。	子ども育成支援課 指導課
21	幼稚園における預かり保育の充実	幼稚園において、通常教育時間前後の園児の預かり保育事業を行います。	子ども育成支援課
22	共に育つ教育・保育の推進	障害のある子どもとない子どもが、日常の保育を通してお互いへの理解を深め協力しながらともに育っていけるよう、推進に努めます。	子ども育成支援課

② 家庭での子どもとの関わり方の支援

事業番号	事業名	事業概要	所管課
23	保護者（親子）対象講座の開催	子どもの発達段階に応じた家庭での親子の関わり方を学び、安心して子どもを育てることを目的とした講座を開催します。	子ども家庭センター担当
24	親子のきずなを深める施策の推進	親子がふれあう機会や子どもと地域の人との交流の場や事業の提供を推進します。	子ども育成支援課

③ 学校教育への支援

事業番号	事業名	事業概要	所管課
25	「昭島市教育振興基本計画」の策定	情報化や国際化等、急速かつ激しく変化するこれからの社会を主体的・創造的に生き抜いていく児童・生徒を育むために、昭島市教育振興基本計画を策定し、本計画に基づいた施策を展開します。	教育総務課 指導課
26	確かな学力の定着	各学校での授業改善の取組に基づいた学習指導要領の内容の確実な定着、読書活動の推進と言語能力の育成、個に応じた支援の充実を通して、児童・生徒の確かな学力の定着を図ります。	指導課
27	豊かな心の醸成	人権教育の推進、道徳教育の充実、体験活動の充実、いじめ問題への対応等を通して児童・生徒の豊かな心の醸成を図ります。	指導課
28	健やかな体の育成	体力向上の推進、学校給食・食育の充実、学校保健安全の推進等を通して、児童・生徒の健やかな体の育成を図ります。	指導課 学校給食課
29	国内交流事業の実施	豊かな自然やそこに住む人々との様々な交流や体験を通して、心豊かな人間性を育むため、子どもの交流事業を小学校高学年を対象に実施します。	子ども未来課

④ 地域ぐるみで支えあう子どもたちへの支援

事業番号	事業名	事業概要	所管課
30	青少年とともにあゆむ地区委員会の支援	子どもとふれあいながら青少年の健全育成活動を行う「青少年とともにあゆむ地区委員会」の活動を支援します。	子ども未来課
31	あいさつ運動の推進	地域・学校等を中心に行われている「あいさつ運動」を、引き続きより大きな運動へと推進します。	子ども未来課
32	青少年の主体性を育む活動の推進	青少年の健全育成を図るため、企画から運営まで実行委員会の自主性を尊重しながら、子どもの文化、芸術活動等の発表の場として「青少年フェスティバル」を開催し、青少年の主体性を育む支援を行います。	子ども未来課

事業番号	事業名	事業概要	所管課
33	小学生リーダー講習会の実施	野外活動や集団活動における基本的な知識と技術を身に付け、地域におけるジュニアリーダーを育成するための講習会を地区委員会とともに実施します。	子ども未来課
34	スポーツ等を通じた子どもの健全育成	子どもの健康の維持・増進を図るため、親子サッカー教室、体操教室、テニス教室等のスポーツ・レクリエーション活動等を行い、子どもの健やかな成長を支援します。	スポーツ振興課

(2) 次世代の親の育成

子育て世代と子育てを経験した世代との交流の促進や、子育てに関わる学習の機会を提供し、親になった時に不安なく育児に取り組めるように学習環境の充実を図ります。

① 次世代の親となるための学習環境の整備

事業番号	事業名	事業概要	所管課
35	地域多世代間交流事業の支援	地域の「育児力」を高めるため、子育て経験世代と子育て世代との交流を支援します。	子ども育成支援課
36	育児関連講座の開催	乳幼児期の子どもの成長に関わる知識や保護者の役割、家庭環境づくり等、育児に関する学習機会を提供します。	子ども家庭センター 担当 市民会館・公民館

【基本方針Ⅱ】すべての子育て家庭を支える

基本目標 3 仕事と子育てを両立しやすい社会づくり

(1) 子育て家庭を支援するサービスの提供・放課後児童健全育成事業の充実

児童の保育所入所割合は増加し、各子育て家庭の事情に応じた多様なサービスへのニーズも高まりつつあります。「子どもの幸せ」を第一に、子どもの最善の利益を考慮しながら、子育て家庭への支援事業や放課後児童健全育成事業の充実に努めます。

① 子育て家庭を支援するサービスの提供

事業番号	事業名	事業概要	所管課
37	子育て家庭への手当等の助成	子育て家庭に対し、児童手当の支給、子どもの医療費助成、就学援助事業の経済的支援を行います。	子ども未来課学務担当
38	認証保育所等への支援	保護者の多様なニーズに適した保育への対応や、待機児童対策の受け皿として、認証保育所・地域型保育施設等の保育を支援します。	子ども育成支援課
39	使用済みおむつの無料収集	無料でごみに出せる「おむつ袋」を配布します。なお、透明または半透明のレジ袋等に「おむつ」と記入し、出すこともできます。	清掃センター

② 放課後児童健全育成事業の充実

事業番号	事業名	事業概要	所管課
40	学童クラブ施設の整備	公共施設等総合管理計画に基づき、児童の保護と健全な育成を図るため、老朽化した学童クラブの整備を図ります。	子ども育成支援課
41	学童クラブの充実	小学校低学年児童を対象とした学童クラブ事業について、市民ニーズの動向を踏まえながら待機児童の解消に努めます。	子ども育成支援課
42	放課後子ども教室の推進	放課後等に子どもの安全・安心な居場所を設け、さまざまな体験活動や異年齢の子どもとの交流、地域の指導者との交流活動を通して心豊かな子どもの育成を図ります。	子ども育成支援課

(2) 仕事と子育ての両立の推進

子育て中の父親と母親がともに仕事と子育てを両立できるよう、育児・介護休業法等関連法制度の普及・啓発活動を進めるとともに、子育てしやすい職場環境が整えられるよう市内の事業者へ啓発・周知していきます。

また、再就職等に関わる就労情報の提供等についても支援していきます。

① 企業への働きかけ

事業番号	事業名	事業概要	所管課
43	就労環境改善への働きかけ	子育て世代の就労環境の改善を図るため、雇用機会の拡大、労働条件の向上、育児休業制度の普及や、有給休暇取得の促進等について、国や都との連携を図りながら地元企業に働きかけます。	男女共同参画・女性活躍支援担当 産業活性課
44	育児休業法の普及啓発	改正育児・介護休業法に基づき、男女ともに利用しやすい休業制度等の仕組みの見直しについて、企業への啓発に努めます。	産業活性課
45	企業主導型保育事業の促進	子育てしやすい環境を整えるため、勤め先へ保育室等の設置にかかる支援を行います。	子ども育成支援課
46	企業の地域への貢献の推進	商店街（企業）や商工会等の各種イベント開催時に、授乳やおむつ交換場所の設置等、子育て家庭が参加しやすい取組等の働きかけを行います。	産業活性課 子ども育成支援課
47	ワーク・ライフ・バランス普及啓発事業の推進	「ワーク・ライフ・バランス」の考え方等を普及・啓発に努めます。	男女共同参画・女性活躍支援担当 産業活性課 子ども育成支援課

② 就職・再就職への支援の充実

事業番号	事業名	事業概要	所管課
48	就労情報の提供	働くことを希望する保護者の自立や就労支援のため、ハローワーク等の関係機関と連携を図りながら、情報の提供に努めます。	産業活性課
49	就職・再就職のための職業研修の充実	就職・再就職に関わる各種職業訓練や教室、講座等の充実について、国や都に要請します。	男女共同参画・女性活躍支援担当 産業活性課

(3) 男女の働き方の見直しと男女の子育て参加の促進

父親母親が協力して子育てに取り組み、ともに仕事と子育てを両立できるよう、また父親が参加しやすい機会や情報の提供により、父親の家事や子育てへの参加を促進し、家庭における役割分担のアンバランスの改善を支援します。

① 男女の働き方の見直しへの支援

事業番号	事業名	事業概要	所管課
50	子育てを支援する制度等の啓発	子育て中における就業時間への配慮、育児休暇・介護休暇の取得の促進等の啓発に努めます。	男女共同参画・女性活躍支援担当 産業活性課
51	昭島市男女共同参画プランの推進	男女が互いに尊重し、認め合い、社会活動のあらゆる分野に共同して参画できる「男女共同参画社会」の実現のため、「男女共同参画プラン」の推進に努めます。	男女共同参画・女性活躍支援担当
52	男女が働きやすい環境づくりに向けた啓発	男女が働きやすい環境づくりを推進するための意識の醸成を図ります。	男女共同参画・女性活躍支援担当

② 男女がともに子育てに参加するための支援

事業番号	事業名	事業概要	所管課
53	両親学級等への父親の参加の促進	父親にも育児の知識や技術を身に付ける機会を提供するため、両親学級等への参加を促進します。	子ども家庭センター担当
54	父親ハンドブックの配布	妊娠、出産、育児に対する心構え、協力の仕方等、父親向けの育児情報を提供します。	子ども家庭センター担当

基本目標 4 子どもと親の健康を育む環境づくり

(1) 子どもと親の健康の維持・増進

安心して子どもを産み育てられるまちを目指し、「こども家庭センター」が拠点となって、児童福祉機能と一体となり母子保健事業を推進します。

妊娠期から子育て期にわたり、関係機関と連携を図りながら、切れ目のない支援に努めます。

「食」に関する学習の機会や情報を提供し、生活習慣病の予防のみならず、子どもの心身の健康の確保を図ります。

① 妊娠・出産・育児への一貫した支援

事業番号	事業名	事業概要	所管課
55	母子保健事業の推進	妊娠から出産、乳幼児期まで子どもと親の健康確保のため、健康診査や相談・指導、親子健康教育事業を推進するとともに個別に支援が必要な家庭には、担当地区保健師が相談・支援に応じ切れ目のない支援を図ります。	子ども家庭センター担当
56	不妊治療・不育症への支援	不妊治療に関する医療機関の情報等の案内等を提供する体制を整備します。 都の実施する特定不妊治療助成制度・不育症検査助成事業の周知を図ります。特定不妊治療助成制度については、都の助成を超えた場合には、市においても一部助成を行います。	子ども家庭センター担当
57	妊婦のための支援給付	すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、経済的支援を実施します。	子ども家庭センター担当
58	妊娠・出産についての支援	妊娠に悩む人の気持ちに寄り添い、必要な情報を提供し、サポート等を紹介する相談窓口として、にんしんSOS相談事業、また妊娠届を提出した方全員との面談を行い、継続支援が必要な方には地区担当保健師を紹介する、ゆりかごあきしま面談を実施し、妊娠・出産を支援します。	子ども家庭センター担当
59	妊娠出産育児に関わる学級の開催	初めて出産を迎える方とその配偶者を対象に、親としての心構えや赤ちゃんのお世話に必要な技術、知識を体験により習得する両親学級を開催します。	子ども家庭センター担当

事業番号	事業名	事業概要	所管課
60	妊婦歯科健診の実施	妊娠中に発症しやすい虫歯や歯周病等を健診で発見し、早期に治療を受けることで、早産を予防し、口腔の健康づくりを図ります。	子ども家庭センター担当
61	産後ケア事業の実施	出産後のサポートが必要な家庭に対して、母子のケアを提供します。	子ども家庭センター担当
62	乳幼児の健康・発達への支援	乳幼児の健やかな発育・発達と健康増進のため、健康診査事業を行います。また、健診等で経過観察が必要とされた乳幼児に、乳幼児経過観察健康診査事業を行い、精密な検査の必要があると判断された方に、委託医療機関での受診票を交付する、乳幼児精密健康診査事業を行います。また、身体発育や精神・運動機能の発達等に課題が疑われる乳幼児に、専門的な健診や継続的な指導による発達健康診査事業を行います。	子ども家庭センター担当
63	新生児及び未熟児訪問指導	乳幼児に関する育児不安、育児上必要な事項等について、助産師または保健師が家庭訪問し、指導・助言を行います。また、未熟児で出生した子どもの健康について訪問指導等と、未熟児の医療費の助成を行います。	子ども家庭センター担当
64	新生児聴覚検査一部助成事業の実施	聴覚障害を早期に発見し、適切な治療や支援を開始することで、その後の生活への影響を最小限に抑えるために新生児への聴覚検査費用の一部を助成します。	子ども家庭センター担当
65	育児相談・心理相談事業の実施	育児不安等のある保護者を対象に、保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士が育児相談を行います。また、心理面の経過観察が必要とされた子どもを対象に、専門家による心理相談を行います。	子ども家庭センター担当

② 子どもと親の健康づくりと疾病予防

事業番号	事業名	事業概要	所管課
66	休日、夜間診療の実施	休日、祝日と年末年始に急病患者に対する医療を確保するため、休日応急診療、休日準夜応急診療、休日歯科応急診療を行います。	健康課
67	小児救急医療体制や相談の充実	都および医療機関と連携し、小児救急医療体制を充実させます。また、子どもの緊急な病気等について電話等で相談できる、体制の充実に努めます。	子ども家庭センター担当 健康課

事業番号	事業名	事業概要	所管課
68	乳幼児歯科相談事業・歯周病予防検診事業の実施	乳幼児の口腔の健全な発育のため乳幼児歯科相談事業を行います。また、6月の「歯と口の健康週間」に、むし歯予防検診事業等を行い、う蝕と口腔内疾患の早期発見・早期治療、予防を啓発します。さらに、30歳以上を対象に歯周病検診を行い、口腔の健康が家族ぐるみで育まれるよう努めます。	子ども家庭センター 担当 健康課
69	子どもと親・思春期の健康相談体制の充実	子どもと親の健康について、医師や保健所との連携により、気軽に相談できる体制の充実に努めます。また、思春期の心と体の問題等についての相談体制の確立に努めます。	子ども家庭センター 担当 健康課
70	健康教室・講演会の開催	保護者の健康の維持・増進のため、健康についての正しい知識を身に付けられるよう、各種教室、講演会を開催します。	健康課
71	予防接種事業の実施	感染の恐れのある疾病の予防と蔓延防止のため、法に基づき予防接種を実施します。18歳以下（高校3年生相当以下）の児童を対象にインフルエンザワクチンの予防接種費用の一部を補助します。	健康課

③ 食育の推進

事業番号	事業名	事業概要	所管課
72	食育事業の推進	幼児期における望ましい食生活や、食育について普及・啓発に努めます。	子ども家庭センター 担当
73	離乳食講座の開催	乳幼児や保護者の望ましい食生活の普及を図るため、グループワーク等により、離乳食の講話、試食、相談を行います。	子ども家庭センター 担当

【基本方針Ⅲ】地域全体で子ども・子育てを応援する

基本目標5 地域ぐるみでの支援の充実

(1) 地域での子育て支援体制の整備

子育てに関わるすべての家庭に向けた支援を推進していくため、子育て支援のためのネットワークづくりや活動拠点の整備、各種子育て支援サービスの充実を図るとともに、子育てをする保護者同士の交流の場や地域での子育てに関する情報の提供、子どもと親の居場所づくりの支援に努め、子育てを地域社会全体で支援していきます。

① 地域の子育てへの支援

事業番号	事業名	事業概要	所管課
74	子どもと家庭に関する相談・支援の充実	子育てに関する相談、情報の提供、各種サービスの提供と子育てグループ、子育て家庭への支援を実施します。また、児童虐待等の通告、面前DV等、児童に関する見守りや虐待防止のための支援や訪問等の対応を行います。	子ども家庭センター担当
75	子育てひろば事業の実施	幼稚園・保育所等を活用し、子育て相談や育児講座、交流等を行う「子育てひろば」を整備します。また、整備にあたって地域性に配慮するとともに、民間保育施設等の有効活用を図ります。	子ども育成支援課
76	つどいのひろば事業の実施	主に3歳未満の乳幼児を持つ保護者の交流と、子育て相談もできるつどいの場を提供します。	子ども育成支援課
77	子ども食堂への支援	地域の子どもへの食事や交流の場を定期的に提供している民間団体等に対して、安定的に地域に根差した子ども食堂の活動を支援するため、補助金を交付します。	子ども家庭センター担当
78	子どもの学習支援事業の実施	子どもの学習や居場所づくりを支援するため、社会福祉協議会と連携を図る中で、小学生から高校生までを対象に、学習支援事業を実施します。	福祉総務課

② 子育て情報提供体制の確立

事業番号	事業名	事業概要	所管課
79	子育て情報誌等の作成	子育て情報の提供、子育て家庭の支援のため、子育て情報誌等を作成します。	子ども家庭センター担当 子ども育成支援成果
80	子育て情報の発信	子育てに関する情報を、広報やインターネット等を活用し、提供します。 また、あさしま子育てアプリにより、保護者が必要とする子育て情報を、スマートフォンやタブレット等で提供します。	子ども家庭センター担当 子ども育成支援成果
81	子育てライフ・サポート・リーフレットの作成	子育て支援制度のうち、主な経済的支援制度、貸付制度や手数料の減免制度等を掲載したリーフレットを作成し、学校や保育所等を通じて配布し、周知・啓発を図ります。	子ども家庭センター担当 子ども育成支援成果 学務担当

③ 子育て支援のネットワーク・相談機能の充実

事業番号	事業名	事業概要	所管課
82	子育てグループ等の支援	子育てグループの育成に努めるとともに、各種団体や関係者のネットワークづくりを支援します。	子ども家庭センター担当
83	各種相談機関との連携	育児相談、子どもと家庭に関する相談、女性相談、こころといのちの相談事業の実施と、保健所、児童相談所、女性センター等関係機関との連携の強化を図ります。	子ども家庭センター担当 子ども育成支援成果 男女共同参画・女性活躍支援担当 健康課
84	多胎児のいる家庭への支援	多胎児を育児する保護者のサークルとの連携や、多胎児の妊娠・出産・育児を行う保護者の悩みや困りごと・喜びを共有し、健康の維持増進を図ります。 また、保育所等の一時預かり保育等を利用した場合の利用料金の減免等を行います。	子ども家庭センター担当 子ども育成支援成果

④ 子どもと親の居場所の確保

事業番号	事業名	事業概要	所管課
85	アキシマエンス等を利用した子ども向け講座の開催	アキシマエンス等を活用し、子どもの学習機会の充実や居場所づくりを図ります。	アキシマエンス管理課
86	図書館における対応	アキシマエンス内の市民図書館において、児童書コーナー、ティーンズコーナー及びインターネット閲覧コーナー等を設けるほか、学習席及びグループ学習室等の環境を提供します。また、分館・分室の施設において子どもが活動する環境の提供に努めます。	アキシマエンス管理課
87	公園、児童遊園等整備の充実	都市公園、児童遊園、子どもの広場等の整備・充実、健全で安全な遊び場の提供を継続します。また、老朽化した施設の修繕や建替えについて検討し、遊具等の安全点検を強化します。	子ども育成支援成果 管理課

(2) 安全・安心な子育て環境の整備

すべての子どもが地域で安全に安心して生活できるような環境を整備するとともに、犯罪等の防止に配慮した安全・安心なまちづくりを推進します。

道路や公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化や、ユニバーサルデザインに配慮した、子どもや子ども連れの保護者が安心して利用できる公共施設等の改善に努めます。

子どもを交通事故や犯罪等の被害、有害環境から守るため、警察、幼稚園、保育所等、学校、関係機関・団体等との連携・協力体制の強化を図り、交通事故防止対策や防犯等の運動を推進し、子どもの安全を確保していきます。

① 安心して子育てできる環境の整備

事業番号	事業名	事業概要	所管課
88	市内危険箇所の解消	昭島警察署をはじめとする関係団体・機関と連携を図ります。また、交通・防犯・自然環境や子育て支援施設の室内環境等、それぞれの分野における危険箇所を把握し、早急な対応を行い解消に努めます。	防災安全課 子ども育成支援課 子ども未来課 管理課
89	アダプト制度の推進	道路、公園、緑地等の公共の場所を、地域の方々が定期的に美化・清掃する「アダプト制度」を推進します。	生活コミュニティ課 管理課 環境課
90	公共施設の緑化と花いっぱい事業の実施	公共施設の緑化や駅周辺等への草花の植栽等を進め、緑豊かなゆとりある環境をつくり、潤いのある環境づくりを行います。	環境課
91	福祉のまちづくりの推進	子育てしやすい環境づくりのため、だれにでもやさしいまちづくりを基本理念とした「福祉のまちづくり」を推進します。また、すべての市民が利用しやすい整備に努めます。	福祉総務課 都市計画課

② 子どもの安全の確保

事業番号	事業名	事業概要	所管課
92	歩道・街路灯の整備	子どもや高齢者等すべての歩行者の安全性向上のため、歩道・街路灯の整備について推進します。	交通対策課 建設課
93	交通安全教室・セーフティ教室の開催	交通事故から子どもを守るため、幼稚園、保育所、学校等で、「交通安全教室」を開催します。また、危険予知・回避能力や、犯罪を起こさない・巻き込まれない態度の育成ができるように「セーフティ教室」を開催します。	防災安全課 指導課
94	安全パトロールの推進	子どもの安全確保のため、団体や地域の方々が行う交通安全運動の支援・促進、保護者や地域の市民・学校・警察等が連携したパトロール活動の推進、また、広報啓発活動を行うための青色パトロールカーを運行します。	防災安全課 学務担当 指導課
95	有害情報等の排除や推進	自動販売機、コンビニエンスストア等にある不健全な図書類や、メディア上での有害情報の排除運動を推進します。また、インターネット上でのコミュニケーション能力を養うメディア・リテラシー教育を実践します。	子ども未来課 指導課
96	違反広告物撤去協力員制度の推進	違反広告物等の撤去について、地域の方々にお願いしている協力員制度を推進します。	交通対策課
97	防犯体制の充実	昭島警察署をはじめとする関係団体・機関と連携し、非行防止・暴力排除・防犯活動を推進します。 子どもを犯罪や危険から守るための「ピーポくんの家」を推進します。	防災安全課 学務担当
98	薬物乱用防止運動の推進	各種団体から成る協議会を活用し、乱用防止運動を推進します。	健康課 子ども未来課 指導課
99	社会を明るくする運動の推進	犯罪や非行を防止し、犯罪のない地域社会を築くため、広報・啓発活動をはじめ各種イベント・中学生作文コンテスト・落書き落とし等の活動を通して「社会を明るくする運動」を推進します。	福祉総務課
100	防犯カメラの設置・運用	市内の各駅周辺や小学校の通学区域内に防犯カメラを設置・運用し、安全で安心して生活できるまちづくりを推進します。	防災安全課 学務担当
101	消費者教育の推進	若年者の消費者被害防止に向けた啓発や消費者被害に関する相談を行います。	生活コミュニティ課

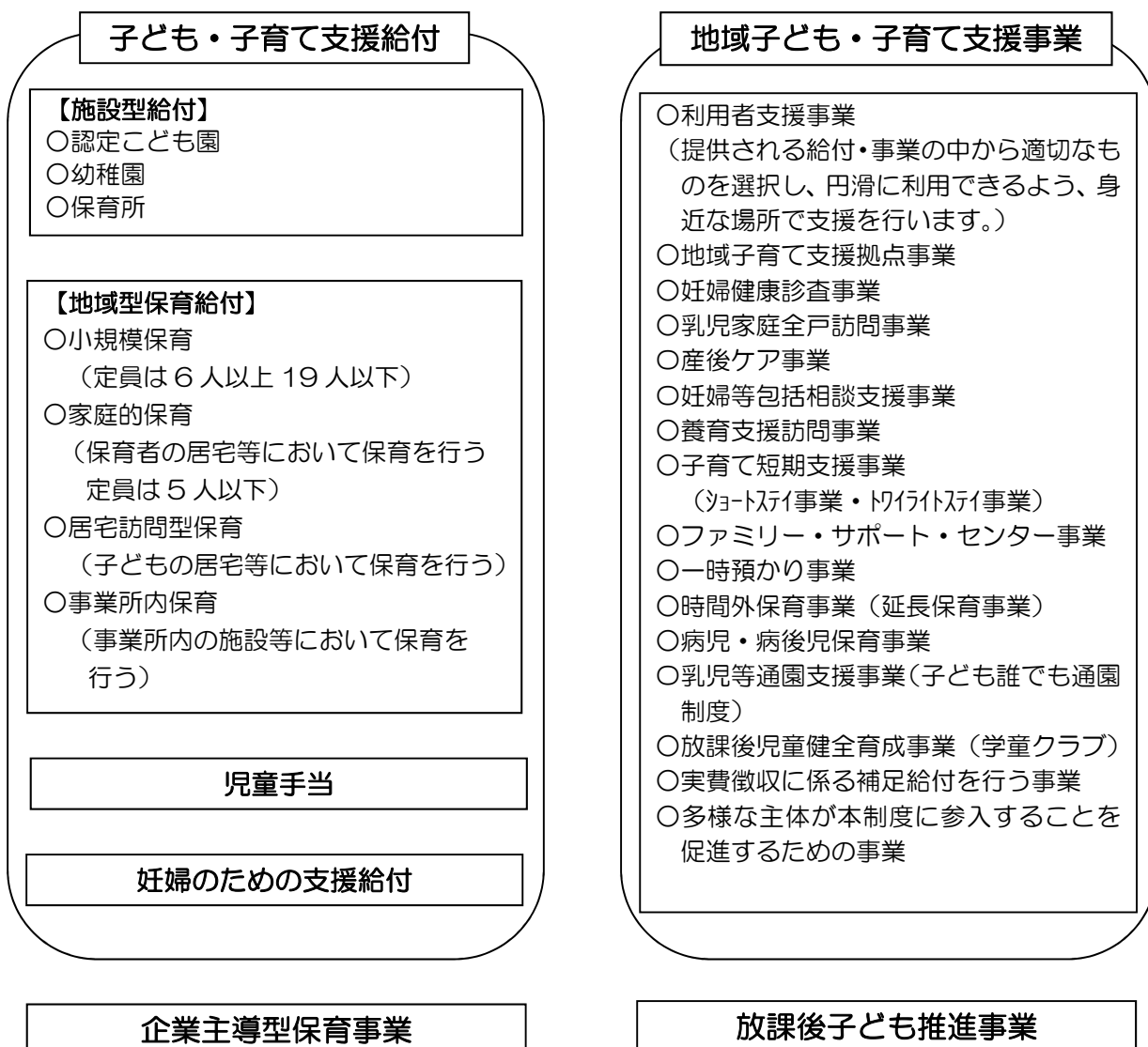
第 5 章 子ども・子育て支援のための事業

第5章 子ども・子育て支援のための事業

1 序論

(1) 前提となる事項

■子育て支援の「給付」と事業の全体像



■認定区分と提供施設

市では、市内に居住する0歳～5歳の子どもについて「現在の幼稚園、保育所、認定こども園の利用状況」に「利用希望」を加味し、給付認定に応じて国が定める以下の6つの区分で認定します。

	認 定 区 分		提 供 施 設
教育・保育給付認定	1号	3～5歳、幼児期の学校教育のみ	幼稚園、認定こども園
	2号	3～5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園 企業主導型保育事業
	3号	0～2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、 地域型保育、企業主導型保育事業
施設等利用給付認定	新1号	満3歳以上、幼児期の学校教育のみ	新制度に移行していない幼稚園
	新2号	3～5歳、保育の必要性あり	幼稚園、認定こども園の預かり保育、認可外保育施設、東京都認証保育所、一時預かり保育、病児保育、ファミリー・サポート・センター事業
	新3号	0～2歳、保育の必要性あり、住民税非課税世帯	

(2) 教育・保育施設等の状況

① 利用児童数の推移

幼稚園の利用児童数は減少が続いており、過去5年間で約 18%減少しています。

令和5年度に認定こども園の新設と、2施設の保育所からの認定こども園化により、利用児童数が大きく増減しており、認定こども園の利用児童数は増加傾向にあります。

教育・保育施設等の利用児童数は、微減微増はありますが全体では増加傾向がみられます。

幼稚園、保育所、認定こども園の利用児童数の推移

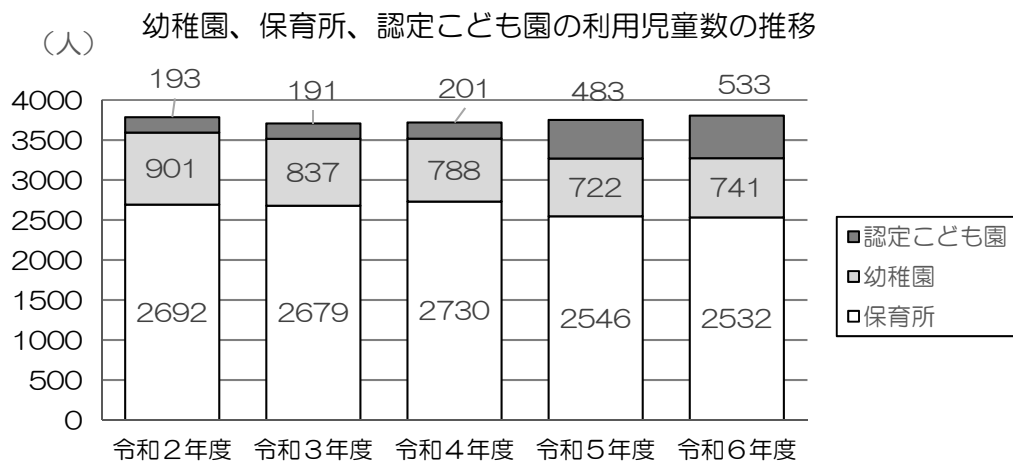
(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園	901	837	788	722	741
保育所	2,692	2,679	2,730	2,546	2,532
認定こども園	193	191	201	483	533
合計	3,786	3,707	3,719	3,751	3,806

(各年度5月1日現在)

※「認定こども園」については、1・2・3号すべてを含みます。

※「保育所」については、「地域型保育施設」を含みます。



② 幼稚園の利用状況

定員数は、第2期計画期間の5年を通じて横ばいの状況ですが、利用者数は1,000人を割り込み、令和6年度で約52%の利用にとどまっています。

令和6年度末に、2園の閉園が予定されています。

【施設数】…7園

(単位：人)

	定員	満3歳	3歳	4歳	5歳	合計
令和2年度	1,430	7	269	316	309	901
令和3年度	1,430	4	239	276	318	837
令和4年度	1,430	3	250	248	285	786
令和5年度	1,430	3	199	257	263	722
令和6年度	1,430	0	280	201	260	741

(各年度5月1日現在)

③ 保育所の利用状況

定員数は、第2期計画期間の5年間を通じ、市の情勢を受けて増減しています。入所児童数も年度により増減が見られますが、少子化の影響があり減少傾向にあります。

【施設数】 認可保育所：20園、地域型保育施設：6園 合計：26園

(単位：人)

	年 齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
令和2年度	定 員	260	396	469	522	535	539	2,721
	入所児	211	424	486	508	516	537	2,682
令和3年度	定 員	291	402	477	523	533	537	2,731
	入所児	215	420	503	497	509	523	2,667
令和4年度	定 員	255	408	481	516	524	525	2,709
	入所児	205	435	500	540	513	519	2,712
令和5年度	定 員	238	383	461	481	488	492	2,543
	入所児	178	411	475	472	506	473	2,515
令和6年度	定 員	238	383	513	481	488	492	2,543
	入所児	160	407	473	480	476	511	2,507

(各年度4月1日現在)

④ 認定こども園の利用状況

令和5年4月に2園の保育所からの認定こども園化があり、『のぞみこども園』、『昭島ナオミこども園』が開園し、同時期に『認定こども園ミナパもくせいのもり』が新規開設しました。

これに伴い、令和5年度以降に定員が大幅に増加し 538 人となりましたが、令和6年度は、2・3号認定の入所児童は定員超過の状況となっています。

【施設数】…4園

(単位：人)

		年 齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合 計
令和 2年度	1号	定 員				10	10	10	30
		入所児				10	9	8	27
	2・3号	定 員	12	28	30	30	30	30	160
		入所児	9	28	30	30	29	32	158
令和 3年度	1号	定 員				10	10	10	30
		入所児				9	6	9	24
	2・3号	定 員	12	28	30	30	30	30	160
		入所児	12	28	30	28	35	30	163
令和 4年度	1号	定 員				10	10	10	30
		入所児				9	10	2	21
	2・3号	定 員	12	28	30	30	30	30	160
		入所児	12	28	30	30	30	37	167
令和 5年度	1号	定 員				22	22	22	66
		入所児				19	11	13	43
	2・3号	定 員	38	77	84	91	91	91	472
		入所児	36	78	86	83	82	69	434
令和 6年度	1号	定 員				27	24	24	75
		入所児				19	14	10	43
	2・3号	定 員	38	77	84	91	91	91	472
		入所児	36	85	87	91	93	86	478

(各年度4月1日現在)

※令和6年度より、満3歳児クラスが新たに設置されたため、満3歳児の人数は3歳児に含めています。

⑤ その他市内の保育施設の状況

◆認証保育所

東京都独自の保育所制度で、「A 型（駅前基本型）」と「B 型（家庭的保育型）」があります。

【市内施設数】… 1 園 つみき保育園「A 型」
（令和 2 年度は昭島ドリームを含む 2 園）

（単位：人）

	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計	定員
令和 2 年度	4	7	6	8	8	5	38	53
令和 3 年度	0	4	8	5	7	8	32	30
令和 4 年度	1	3	3	7	5	8	27	30
令和 5 年度	1	7	9	2	7	6	32	30
令和 6 年度	0	9	6	9	2	7	33	30

（各年度 4 月 1 日現在）

◆企業主導型保育事業所

都の認証のない、事業所内保育施設等の分類に含まれない株式会社や NPO 等が運営する保育施設を言います。

【市内施設数】… 3 園 わくわく宝船保育園昭島園、ひかりの森保育園
保育園アルペジオ昭島中神町園

（単位：人）

	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	合計	定員
令和 2 年度	17	24	13	3	2	2	0	61	90
令和 3 年度	10	24	25	3	3	1	0	66	90
令和 4 年度	11	19	23	4	3	3	2	65	140
令和 5 年度	18	29	24	12	5	3	0	91	110

（各年度 10 月 1 日現在の満年齢）

◆事業所内保育所

企業や病院等で、その従業員の乳幼児の保育を目的として設置する施設です。地域の子どもを受け入れるかどうかは、事業所の判断によります。

【市内施設数】… 4 園 西都ヤクルト昭島保育室、西都ヤクルト拝島保育室
くじら保育室、たけのこ保育室

2 教育・保育給付の需要量の見込みと確保計画

5年間の計画期間（令和7年度～令和11年度）における「幼児期の教育・保育の量の見込み」を定め、提供体制の確保策やその実施時期を事業計画で明確にし、各年度の進捗管理をしていきます。

【量の見込み】

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号・新1号（3～5歳）	694	655	618	583	551
2号・新2号（3～5歳）	1,820	1,783	1,708	1,694	1,675
3号・新3号（0～2歳）	1,523	1,493	1,461	1,459	1,448

（1）幼稚園・認定こども園（1号・新1号認定）

（※幼稚園の過去の利用状況については、85ページを参照。）

■「量の見込み」に対する「確保計画」・「実施時期」

（単位：人）

		令和6年度 （実績）			令和7年度			令和8年度		
		満3歳	3歳	4.5歳	満3歳	3歳	4.5歳	満3歳	3歳	4.5歳
①量の見込み （必要利用定員総数）		4	273	458	4	258	432	4	243	408
② 確保 の 計 画	認定こども園	3	24	48	3	24	48	3	24	48
	幼稚園	45	375	1,010	45	225	530	45	225	530
	幼稚園 （施設型給付）	0	0	0	0	50	100	0	50	100
②-①		44	126	600	44	41	246	44	56	270

		令和9年度			令和10年度			令和11年度		
		満3歳	3歳	4.5歳	満3歳	3歳	4.5歳	満3歳	3歳	4.5歳
①量の見込み （必要利用定員総数）		4	229	385	4	216	363	4	204	343
② 確保 の 計 画	認定こども園	3	24	48	3	24	48	3	24	48
	幼稚園	45	225	530	45	225	530	45	225	530
	幼稚園 （施設型給付）	0	50	100	0	50	100	0	50	100
②-①		44	70	293	44	83	315	44	95	335

■確保の方策

○1号・新1号認定については、今後も量の見込みが微減していく想定になっています。

○幼稚園については、子ども・子育て支援新制度による「施設型給付幼稚園」があり、施設型給付の確認を受けた1園が令和7年度に新制度へ移行しました。

（２）保育所・認定こども園（２号・新２号認定）

（※保育所・認定こども園の過去の利用状況については、85・86 ページを参照。）

■「量の見込み」に対する「確保計画」・「実施時期」

（単位：人）

		令和６年度（実績）		令和７年度		令和８年度		令和９年度		令和１０年度		令和１１年度	
		３歳	４.５歳	３歳	４.５歳	３歳	４.５歳	３歳	４.５歳	３歳	４.５歳	３歳	４.５歳
①量の見込み		572	1,166	583	1,237	573	1,210	563	1,145	558	1,136	553	1,122
②確保 の計画	保育所	481	980	490	996	490	996	490	996	490	996	490	996
	認定こども園	91	182	91	182	91	182	91	182	91	182	91	182
	認証保育所	5	7	5	7	5	7	5	7	5	7	5	7
	認可外保育施設 （企業主導型保 育事業所）	5	12	5	12	5	12	5	12	5	12	5	12
②－①		10	15	8	▲40	18	▲13	28	52	33	61	38	75

■確保の方策

- ２号認定については、市内の宅地開発に伴う転入増の影響を受け、令和７年度及び８年度において４・５歳児で待機児童が一時的に発生する見込みとなっています。
- 令和７年４月に認可保育所が新規で１園開設するとともに、その他既存の教育・保育施設を活用していきます。

(3) 保育所・認定こども園（3号・新3号認定）

（※保育所・認定こども園の過去の利用状況については、85・86 ページを参照。）

■「量の見込み」に対する「確保計画」・「実施時期」

（単位：人）

		令和6年度 （実績）			令和7年度			令和8年度		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		213	570	589	251	634	638	246	620	627
②確保の 計画	保育所	230	364	429	223	379	443	223	379	443
	認定こども園	38	77	84	38	77	84	38	77	84
	地域型保育事業	8	19	32	8	19	32	8	19	32
	認証保育所	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	認可外保育施設（企業 主導型保育事業所）	12	13	13	12	13	13	12	13	13
	定期利用	1	2	2	1	1	1	1	1	1
②－①		82	▲89	▲23	37	▲139	▲59	42	▲125	▲48

		令和9年度			令和10年度			令和11年度		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		240	608	613	241	606	612	238	603	607
②確保の 計画	保育所	223	379	443	223	379	443	223	379	443
	認定こども園	38	77	84	38	77	84	38	77	84
	地域型保育事業	8	19	32	8	19	32	8	19	32
	認証保育所	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	認可外保育施設（企業 主導型保育事業所）	12	13	13	12	13	13	12	13	13
	定期利用	1	1	1	1	1	1	1	1	1
②－①		48	▲113	▲34	47	▲111	▲33	50	▲108	▲28

■確保の方策

○3号認定についても、市内の宅地開発による転入増の影響もあり、計画期間において確保量が不足する見込みとなっています。

○前述のとおり、認可保育所の新規開設や、既存の教育・保育施設を活用することで、待機児童対策を進めていきます。

3 教育・保育施設等に関わる取組

(1) 認定こども園への移行の支援等

子どもの育ちにおける観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を考慮しながら、質の高い教育・保育の提供を行うとともに、認定こども園への移行を希望する幼稚園や保育所等を支援する体制づくりを進めていきます。

また、保護者の就労形態の多様化、教育・保育の需要に対応するため、認定こども園への移行の希望のある市内保育所および幼稚園に対し、支援に努めます。

(2) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るために、子育てのための施設等利用給付を実施しています。

国や都の基準に基づき、給付に当たっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を考慮するとともに、必要に応じて給付方法について検討を行います。

(3) 教育・保育施設等の整備と運営の質の確保・向上

質の高い教育・保育と子育て支援を提供するために、本市では、教育・保育の「質」の確保と向上等の取組について定める条例として、「昭島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」を制定し、運用しています。

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくために、発達段階に応じた質の高い教育・保育と子育て支援を提供し、その質の確保・向上のため、適切な評価を実施するとともに、結果を踏まえた改善努力に努めます。

○施設整備支援

良質な子育て環境を確保するため、必要な施設の整備を支援します。

○監査指導体制等

東京都と連携し、定期的な指導監査・財政監査を実施します。

第三者評価については3年ごとに実施します。

○研修の充実

- ・保育士等の資質向上に向けた研修を実施します。
- ・事業者等が行う研修について支援します。
- ・子育て支援員研修の支援を行います。

(4) 幼児期の特別支援教育、障害児保育等の推進

障害のある子どもに、その特性に応じた「個別支援」を行うとともに、障害の有無にかかわらず、共に育ちあうことができるよう、教育・保育の環境整備を進めます。

また、外国にルーツを持つ子どもも増えているため、国籍や障害の有無に関わらず、すべての子どもが共に学び、共に成長する「インクルーシブ教育・保育」の推進に努めるとともに、支援が必要な子どもには、その子にとっての最適解が見つかるよう個別の配慮も行います。

(5) 地域型保育事業と特定教育・保育施設との連携

地域型保育事業を利用する児童が、3歳児以降も必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、「特定教育・保育施設」である保育所・幼稚園・認定こども園が、地域型保育事業所の「連携施設」となって、バックアップの役割と、3歳以降も継続した保育が提供されるように支援を行います。

(6) 幼稚園・保育所・認定こども園と小学校等との円滑な接続の推進

幼保小連携推進協議会では、幼保小の連携に関わる協議や保育者と教員が保育参観・授業参観、合同研修等、互いの保育・教育を理解するために取り組んでいます。

この幼保小の交流・連携では、子どもに関わる大人が立場の違いを超えて自分事として連携・協働し、接続期（5歳児から小学校1年生）にふさわしい主体的・対話的で深い学びの現実を図り、一人ひとりの多様性に配慮したうえですべての子どもに学びや生活の基盤を育めるように環境の充実を図っています。

また、幼保小で連携して接続期カリキュラム（アプローチカリキュラム及びスタートカリキュラム）を編成・実施し、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手がかりとしながら、幼児期のふさわしい生活を通して、この時期ならではの資質・能力を育み、小学校の生活や学びにつながるよう支援を行います。

(7) 処遇改善を始めとする労働環境への配慮

質の高い教育・保育を維持していくためには、教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り「長く働くことができる」職場を構築する必要があります。その構築のために、職員の平均経験年数や賃金改善・キャリアアップの取組に応じた人件費の加算や技能・経験を積んだ職員に係る追加的な人件費の加算、職員の賃金の継続的な引上げの補助を行っており、今後も公正かつ適正な補助金の運用に努めます。

4 地域子ども・子育て支援事業等の需要量の見込みと確保計画

5年間の計画期間（令和7年度～令和11年度）における「地域子ども・子育て支援事業」や「放課後子ども教室」等の量の見込みを定め、提供体制の確保策やその実施時期を事業計画で明確にし、各年度の進捗管理をしていきます。

（1）利用者支援に関する事業

【事業概要】

「利用者支援事業」のうち、「基本型・特定型」は、保育所や幼稚園等の教育・保育施設、地域型保育事業、一時預かり、子育てひろば、病児保育、学童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業等の利用情報を集約し、子どもや保護者からの相談に応じて必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連携調整等を行う事業です。子どもや保護者が、教育・保育施設、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、専任の職員等が身近な場所（行政窓口や「子育てひろば」等）で支援を行います。

また、令和5年度まで実施していた「母子保健型」は、令和6年度より母子保健と児童福祉が連携・協働した一体的な運用による妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援のための相談支援体制を構築する「こども家庭センター型」として実施します。令和7年度からは、妊婦やその配偶者等に対して面談等により情報提供や相談を行う事業として、新たに「妊婦等包括相談支援事業型」を設けます。

【本市の現状】

子ども育成支援課やアキシマエンス等の窓口で相談を受け付けています。産休・育休明け等、保護者が希望する時期に、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、きめ細やかな情報提供を行っています。

「こども家庭センター型」では、児童及びその保護者並びに妊産婦に対し、母子保健機能及び児童福祉機能に係る専門職による一体的な相談支援等を実施しています。

■事業計画

〔基本型・特定型〕

(単位：か所)

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画数	2か所 ＋出張相談	2か所 ＋出張相談	2か所 ＋出張相談	2か所 ＋出張相談	2か所 ＋出張相談	2か所 ＋出張相談
設置場所	市窓口・アキシマエンス及び子育てひろば等	市窓口・アキシマエンス及び子育てひろば等	市窓口・アキシマエンス及び子育てひろば等	市窓口・アキシマエンス及び子育てひろば等	市窓口・アキシマエンス及び子育てひろば等	市窓口・アキシマエンス及び子育てひろば等

〔こども家庭センター型〕

(単位：人)

		令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
あきしま ゆりかご 面談	量の 見込み	776	819	804	785	787	779
	確保 計画	—	819	804	785	787	779

※確保計画数については、各年度の子どもの推計出生数としています。

〔妊婦等包括相談支援事業型〕

(単位：人)

		令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
妊婦8か 月面談 (アンケート)	量の 見込み	470	491	482	469	472	467
	確保 計画	—	491	482	469	472	467

■確保の方策

- 市役所子ども育成支援課窓口に「利用者支援専門員」を配置し、実施しています。また、子育てひろば（7 か所）や乳児健康診査で出張相談を実施します。
- あきしまゆりかご面談については、妊娠期の転入者を含めて妊娠届出を行った対象者全員の面談実現をめざします。
- 妊婦8か月面談では、アンケートへの回答の有無に関わらず、支援を必要とする対象者には妊娠初期から継続支援を行います。

(2) 時間外保育（延長保育）事業

【事業概要】

「時間外保育事業（保育所）」は、保護者の就労形態等に対応し、保育短時間（8 時間）・保育標準時間（11 時間）の通常の保育時間を超えて保育する事業です。

【本市の現状】

市内では分園含む34 園で実施しています。

保育所における時間外保育の実施か所数

実施時間	私立保育所
午後5時30分までの時間外保育	1 か所
午後6時00分までの時間外保育	2 か所
午後6時30分までの時間外保育	4 か所
午後7時00分までの時間外保育	22 か所
午後7時15分までの時間外保育	2 か所
午後7時30分までの時間外保育	1 か所
午後8時00分までの時間外保育	2 か所
計	34 か所

■事業計画

(単位：人)

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (実施か所数)	1,729 (33 か所)	1,860 (34 か所)	1,860 (34 か所)	1,860 (34 か所)	1,860 (34 か所)	1,860 (34 か所)
確保の計画 (実施か所数)	—	3,062 (34 か所)	3,062 (34 か所)	3,062 (34 か所)	3,062 (34 か所)	3,062 (34 か所)

■確保の方策

○市内全園において保育短時間・保育標準時間事業を継続し、時間外保育事業（延長保育事業）によって多様な働き方への支援も行っていきます。

○令和7年度4月に開設を予定している認可保育所についても、午後7時までの時間外（延長）保育を予定しています。

(3) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

【事業概要】

「学童クラブ」は、保護者の就労等により放課後家庭において適切な監護（保育）を受けられない小学校就学児を対象に、安心・安全な生活の場と遊び・学習等の活動の場を提供するとともに健全育成を図る事業です。

【本市の現状】

令和6年度は、市内24か所で実施しています。

■事業計画

(単位：人)

	令和 5 年度 (実績)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
1 年生～3 年生 の 量 の 見 込 み (実施か所数)	1,232 (22 か所)	1,269 (23 か所)	1,269 (23 か所)	1,269 (23 か所)	1,269 (23 か所)	1,269 (23 か所)
確保の計画	—	1,269 (23 か所)	1,269 (23 か所)	1,269 (23 か所)	1,269 (23 か所)	1,269 (23 か所)

■確保の方策

- 本市では、当面 1 年生～3 年生までを対象として実施します。
- 開所時間の延長（午後 6 時 30 分～午後 7 時）を継続します。
- 国の『放課後児童対策パッケージ』に基づき、学童クラブと「放課後子ども教室」の一体的な、または連携による体制の整備に努めていきます。
- 引き続き、学童クラブへの障害のある児童の受け入れに努めます。

(4) 放課後子ども教室推進事業

【事業概要】

「放課後子ども教室推進事業」は、放課後等に子どもの安全・安心な居場所を設け、さまざまな体験活動や異年齢の子どもとの交流、地域の指導者との交流活動等を通して心豊かな子どもの育成を図る事業です。

【本市の現状と計画】

市内 13 か所（全小学校）で実施しています。

■事業計画

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保の計画 (実施か所数)	13 か所	13 か所	13 か所	13 か所	13 か所	13 か所
学校数(参考)	13	13	13	13	13	13

◇ 校内交流型の学童クラブ・放課後子ども教室の目標事業量

○現在、小学校を利用している、または小学校に隣接している場所で学童クラブを実施している施設は、市内 24 学童クラブ中 21 学童クラブです。令和6年からの『放課後児童対策パッケージ』では、放課後子ども教室と、小学校を利用している学童クラブや、隣接した場所で実施している学童クラブが交流できるものを「校内交流型」、小学校から離れた場所で実施している学童クラブと交流しているものを「連携型」としています。（「校内交流型」が市内 13 校のうち 11 校、「連携型」が5校〔*両型の重複が3校〕。）

■目標事業量

区 分	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
校内交流型	21 か所	21 か所	21 か所	21 か所	21 か所	21 か所
連携型	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
実施割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%

■確保の方策

○現在、小学校での学童クラブや放課後子ども教室で利用できる教室の確保が困難な状況にあるため、小学校の施設利用について教育委員会と連携するとともに、引き続き小学校等の理解・協力を得ながら進めます。

○引き続き、年 1 回以上の校内交流型及び連携型を実施していきます。

(5) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

【事業概要】

「子育て短期支援事業」は、保護者の疾病や出産、冠婚葬祭、心身のリフレッシュ等のために家庭での児童の養育が一時的に困難な場合に児童福祉施設内等で一時的に預かり、児童とその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする事業です。

休日・宿泊を含めた「ショートステイ事業」と夜間に預かりを行う「トワイライトステイ事業」があります。

【本市の現状】

実施場所 「ショートステイ」…あいぽっく内（1か所）

「トワイライトステイ」…児童養護施設（双葉園）内（1か所）

■事業計画

〔ショートステイ〕

（単位：人）

	令和5年度 （実績）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み （延べ利用者数）	111	110	110	110	110	110
確保の計画	—	110	110	110	110	110

〔トワイライトステイ〕

（単位：人）

	令和5年度 （実績）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み （延べ利用者数）	38	144	144	144	144	144
確保の計画	—	144	144	144	144	144

■確保の方策

○量の見込みは横ばいで設定しており、引き続き、ショートステイについては「あいぽっく」内、トワイライトステイについては児童養護施設内の各1か所ずつで実施します。

○近年は就労形態や生活様式の変化に伴い、夜間保育を必要とする世帯は多くなく、限られた世帯の利用に留まっていることから、第2期の実績を鑑み、今期の確保計画の見直しを行っています。

(6) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

「乳児家庭全戸訪問事業」は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。

【本市の現状】

「こんにちは赤ちゃん事業」（生後1か月～4か月まで）を「乳児家庭全戸訪問事業」として実施しています。

■事業計画

(単位：人)

		令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
対象者数 (出生数見込み)		859	819	804	785	787	779
確保の 計画	こんにちは 赤ちゃん事業	—	819	804	782	787	779
	訪問率		100%	100%	100%	100%	100%

※確保計画数については、各年度の子どもの推計出生数としています。

■確保の方策

○乳児全員を対象に、原則として保健師または助産師による全戸訪問事業として実施します。

(7) 養育支援訪問事業・要保護児童等に対する支援に資する事業

【事業概要】

「養育支援訪問事業」は、養育支援が特に必要な家庭を対象に保健師や保育士等の専門家が、訪問等により養育に関する指導、助言、家庭への育児に関する援助等を行うことで適切な養育を確保する事業です。また、より適切な保護や支援につなげる事業として、「要保護児童対策地域協議会」において関係機関が情報の交換や協議等を行います。

【本市の現状】

市では関係機関と連携して、支援が必要な家庭の状況に応じて、迅速な対応を行っています。

■事業計画

◎養育支援については、児童虐待等対応ケース数が増えないことが健全な状態と考えられることから、「量の見込み」は設定しないこととします。

		令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確 保 の 計 画	養育支援訪問延べ件数	201 件	120 件	120 件	120 件	120 件	120 件
	支援者数	21 人	15 人	15 人	15 人	15 人	15 人
	育児支援ヘルパー 派遣件数	67 件	20 件	20 件	20 件	20 件	20 件
	要保護児童対策地域協 議会（総会開催数）	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回
	要保護児童対策地域協 議会（代表者会議開催 数）	0 回	0 回	1 回	0 回	1 回	0 回
	要保護児童対策地域協 議会（実務者会議開催 数）	4 回	4 回	4 回	4 回	4 回	4 回
	要保護児童対策地域協 議会（個別ケース検討会 議開催数）	135 回	150 回	150 回	150 回	150 回	150 回

※確保計画数については、令和5年度のみではなく過去の利用実績の平均に基づいて設定しています。

■確保の方策

- 「要保護児童対策地域協議会」のうち、総会、代表者会議及び実務者会議は各年度1～4回程度を定期開催とし、個別ケース検討会議は必要に応じて開催します。
- 養育支援訪問延べ件数と個別ケース検討会議の開催数については、関係機関との連携を密にすることによって支援を必要とする家庭へのより丁寧な対応を検討するため、第2期と同様の計画を見込んでいます。

（8）地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）

【事業概要】

「地域子育て支援拠点事業」は、公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、0～3歳までの子どもと保護者が気軽に集い、相互交流・情報提供・子育ての不安や悩みの相談ができる場所を提供する事業です。

【本市の現状】

令和5年度の幼保連携型認定こども園ミナパもくせいのもり（都単独型）と子育てひろば棟（一般型）の開設により、それぞれ1か所ずつ増加しました。

- ・子育てひろば（一般型） …7 か所
親子交流、情報提供、子育て相談を行っています。
- ・子育てひろば（都単独型） …29 か所
保育所、幼稚園で子育て相談を行っています。

■事業計画

〔一般型〕

		令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (延べ利用者数〔人〕)	延べ利用者数(人)	34,699	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000
	延べ相談件数(件)	3,774	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
確保の計画 (か所数)	延べ利用者数(人)	—	27,000 (7か所)	27,000 (7か所)	27,000 (7か所)	27,000 (7か所)	27,000 (7か所)
	延べ相談件数(件)	—	4,000 (7か所)	4,000 (7か所)	4,000 (7か所)	4,000 (7か所)	4,000 (7か所)

〔都単独型〕

		令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (延べ利用者数〔人〕)	延べ利用者数(人)	5,009	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	延べ相談件数(件)	1,032	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
確保の計画 (か所数)	延べ利用者数(人)	—	5,000 (29か所)	5,000 (29か所)	5,000 (29か所)	5,000 (29か所)	5,000 (29か所)
	延べ相談件数(件)	—	2,000 (29か所)	2,000 (29か所)	2,000 (29か所)	2,000 (29か所)	2,000 (29か所)

※「量の見込み」については、令和5年度のみではなく過去の利用実績の平均に基づいて見込んでいます。

■確保の方策

○身近な場所での「子育てひろば」のニーズは高く、継続して引き続き行います。

(9) 一時預かり事業

【事業概要】

「一時預かり事業」は、次の2つのタイプで実施されています。

- ①幼稚園、認定こども園の在園児を対象とした、保育時間を延長しての一時預かり事業（預かり保育、延長保育）。
- ②保護者の疾病、出産、親族の看護、その他育児疲れ等でリフレッシュしたいときに一時的に保育所等で児童を預かる事業。
 - ・専用スペースによる一時預かり事業
 - ・都単独型一時預かり事業…各保育所等における基準面積・職員配置を確保したうえでの一時預かり事業

【本市の現状】

幼稚園…5か所、保育所等（分園含む）…27か所、専用型…3か所

保育所等での一時預かり事業は、現実問題としてスペースの確保が難しい状況から、限られた人数への対応にならざるを得ない状況にあります。

■事業計画

(単位：人)

		令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		24,273	24,800	24,800	24,800	24,800	24,800
確保の 計画	幼稚園	—	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000
	都単独型 (保育所等)		1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
	専用スペース型		2,000	2,000	2,000	2,000	2,000

■確保の方策

- 保護者の就業率の増加もあり、幼稚園の一時預かりは増加しています。
- 保育所等や専用スペース型の一時預かりのニーズは高く、引き続き必要数の確保に努めます。

(10) 休日保育事業

【事業概要】

保育所等を利用している子どもを、保護者の勤務形態や疾病等の都合により日曜、祝日に家庭で保育できない場合に預ける事業です。

- ・対象…保育所在園児（1歳以上）

【本市の現状】

令和5年度からミナパもくせいのもりの休日保育事業が開始し、実施場所が増加しました。

【市内実施場所】…2か所、定員：1日各10名

■事業計画

(単位：人)

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (延べ利用者数)	428	550	550	550	550	550
確保の計画 (実施か所数)	—	550 (2か所)	550 (2か所)	550 (2か所)	550 (2か所)	550 (2か所)

■確保の方策

- 不測の状況が発生した場合を考慮し、今後ニーズがある場合への対応について検討を重ねていきます。

(11) 病児・病後児保育事業

【事業概要】

「病児・病後児保育事業」は、保育所等を利用している子どもで、病期中または病気の回復期にあり集団保育が困難な期間に専用の保育室で預かり、保護者の子育てと就労等の両立を支援する事業です。

【本市の現状】

【実施場所】 病児保育事業（ぱれっと内）1か所、定員：1日8名

病後児保育事業（昭和郷保育園内）1か所、定員：1日3名

■事業計画

（単位：人）

	令和5年度 （実績）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み （延べ利用者数）	354	450	450	450	450	450
確保の計画 （実施か所数）	—	450 （2か所）	450 （2か所）	450 （2か所）	450 （2か所）	450 （2か所）

※「量の見込み」については、令和5年度のみではなく過去の利用実績の平均に基づいて見込んでいます。

■確保の方策

○令和6年4月から病児保育は、ぱれっと内に移転しました。

○病児・病後児保育は、ぱれっと内と保育所内の2か所で実施していきます。

(12) 乳幼児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）

【事業概要】

「乳幼児等通園支援事業」は、子どもの育ちを応援することを目的として、6か月～満3歳未満の未就園児を対象に、保護者の就労の有無に関わらず、幼稚園や保育所等を時間単位で利用する事業です。令和8年度からの実施を見込んでいます。

【本市の現状】

市内の教育・保育施設での実施を予定しています。

■事業計画

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み （延べ利用者数）	—	13,106	12,535	17,736	17,386
確保の計画 （時間/月）	—	3,720	3,720	7,880	7,720

■確保の方策

○令和6年9月に0～3歳の子どもを持つ保護者を対象に利用希望調査を行い、調査結果を基に量の見込みを算出しています。

○令和8年度、9年度は1人あたりの上限を0歳児は月8時間、1、2歳児は月3時間とし、令和10年度以降は各年齢ともに1人あたり月10時間を計画しています。

(13) ファミリー・サポート・センター事業

【事業概要】

「ファミリー・サポート・センター事業」は、育児の援助をしたい方（協力会員）と育児の援助をしてほしい方（利用会員）が会員となり、地域の中で助け合いながら子育ての援助活動をする事業です。

【本市の現状】

「昭島市社会福祉協議会」で会員相互の連絡調整を行っています。

■事業計画

（単位：人）

		令和5年度 （実績）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み （延べ利用者数）		3,952	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800
確保 の 計 画	障害児送迎・一時預かり	—	300	300	300	300	300
	保育所送迎・一時預かり		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	学童送迎・一時預かり		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	通院等による一時預かり		1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	合 計		3,800	3,800	3,800	3,800	3,800

※「量の見込み」については、令和5年度のみではなく過去の利用実績の平均に基づいて見込んでいます。

■確保の方策

○利用ニーズの変化により、第2期より計画数を一部変更していますが、全体件数は引き続き同数の確保を予定しています。

(14) 妊婦健康診査事業

【事業概要】

妊婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な妊娠、出産に資するため、適切な健診を行う事業です。

【本市の現状】

妊婦の健康管理を目的とし、医療機関に委託して健診を実施しており、1人14回までの公費助成を行っています。

多胎妊婦は14回分を超えて受診した5回を上限として、妊婦健康診査にかかる費用の一部を補助します。

■事業計画

(単位：人)

		令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (妊娠届数)		772	819	804	785	787	779
確保の計画	利用人数	—	819	804	785	787	779
	利用率		100%	100%	100%	100%	100%

※確保計画数については、各年度の子どもの推計出生数としています。

■確保の方策

○全妊産婦に関して、健康リスクを把握し、母体や胎児の健康確保と経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査等にかかる費用の一部を引き続き助成します。

(15) 産後ケア事業

【事業概要】

生後4か月(最長1年)までの母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を行う事業です。「産後ケア事業」は、次の3つのタイプで実施されています。

- ①訪問型…助産師が利用者の自宅に赴き実施。
- ②デイケア型…市が指定した助産院、産科医院において、日中、来所した利用者に対して実施。
- ③宿泊型…市が指定した助産院、産科医院において宿泊による産婦の身体回復等の機会を提供。

【本市の現状】

従来からの助産師が家庭訪問を行う訪問型に加えて、令和2年度から市内3施設でデイケア型、令和4年度から市内4施設で宿泊型を一部委託して実施しています。

■事業計画

(単位：人)

		令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (延べ利用者数)	訪問型	540	793	776	755	761	754
	デイケア型	285	558	548	533	537	531
	宿泊型	141	289	284	276	278	275
確保の計画 (か所数)	訪問型	—	793	776	755	761	754
	デイケア型		558 (4か所)	548 (4か所)	533 (4か所)	537 (4か所)	531 (4か所)
	宿泊型		289 (5か所)	284 (5か所)	276 (5か所)	278 (5か所)	275 (5か所)

(宿泊型は1回1泊2日)

■確保の方策

- 訪問型、デイケア型、宿泊型それぞれ利用者数は増加傾向にあり、今後も多くのニーズが発生することが考えられます。
- 令和7年度からデイケア型及び宿泊型の実施施設がそれぞれ1施設ずつ増加する予定です。

(16) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

世帯の所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設の通園に必要となる下記「実費徴収に係る費用」の全部または一部を補助する事業です。

- ・園服、通園カバン、文具費等
- ・遠足等行事費
- ・給食費

対象者…市民税非課税世帯で、施設型給付（「認定こども園」、「保育所」、「幼稚園」）、地域型保育給付（小規模保育所等）に通園する人

【本市の現状】

本市では、平成27年度から本事業を実施しています。

令和元年度より幼児教育・保育無償化の実施に伴い、新たに副食費にかかる費用が助成対象となりました。

■事業計画

（単位：件）

	令和5年度 （実績）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	105	135	135	135	135	135
確保の計画	—	135	135	135	135	135

(17) ぱれっと

【事業概要】

子どもが遊びや文化活動を通して、自由に楽しく集う施設としての役割を担います。

【本市の現状】

平成15年度より、「ぱれっと」を設置しています。

■確保の方策

- 『昭島市公共施設等総合管理計画』に基づき、ぱれっとの適切な維持・管理等に努めていきます。

5 地域子ども・子育て支援事業の質の向上

(1) 「こどもまんなか社会」の実現と関係機関との連携の推進

子どもの権利条約では、子どもは権利をもつ主体であることが明確となっており、国においてもこども基本法において、子どもの声を聴き意見表明を支援する「子どもアドボカシー」の保障が基本理念として定められました。本市においても、『大人が考えた、子どものために良いこと』がすべて子どもにとって良いことと一致しない可能性を念頭に置き、本計画の基本的考え方を踏まえた「こどもまんなか社会」の実現に努めます。

乳幼児期の発達や幼児期の教育が生涯にわたり重要なものであることに留意し、教育・保育施設と地域型保育事業を行う事業所の相互の連携、幼稚園・保育所等と小学校等との連携について、市内における連携を推進します。

学童期を経て、思春期や青年期においても、「昭島市子ども・若者未来対策推進計画」に掲げる“すべての子ども・若者が安心して健やかに成長し、夢や希望を持って自立し、自分らしく輝ける未来とすることができるよう応援するまち昭島”の実現に努めます。

(2) こども家庭センターを核とした連携の強化

「こども家庭センター」は児童福祉法第10条の2の1項に基づき設置され、児童福祉機能と母子保健機能の一体的な運用により、児童及びその保護者並びに妊産婦に対する切れ目のない支援を実施します。また、相談内容に応じて必要な子育てサービスを提供または紹介し専門機関につなげる等の支援を行う一方で、児童虐待への対応については「要保護児童対策地域協議会」の事務局となり、地域の方々や機関と協力・連携して、子どもの人権を守り、養育に困難をきたしている家庭を支援しています。これらの機能を生かし、地域、幼稚園・保育所、小学校、警察、児童相談所、保健所、医療機関等と協力して、市内におけるこれらの連携の促進・強化に努めます。

(3) 「児童発達支援計画」の推進

近年、子どもの出生数が減少傾向にある中、児童発達支援の利用児童数は年々増加しており、その特性に早期に気づき、その子どもに合わせた支援へとつなげることが求められています。本市では、特別な配慮が必要と思われる子どもが社会で自立できるよう、関係機関や地域との連携、保護者に対する支援、子どもを取り巻く環境の整備等総合的な支援体制を構築し、それぞれの子どものライフステージと特性に応じた、適切で継続したサービスの提供を図ることを目的に、「昭島市児童発達支援計画」を策定しました。「要配慮児童が地域の一員として自立すること」を基本理念とし、本市における児童発達支援の推進に努めます。

◇計画の主な内容

- ①早期の気づきと早期対応の充実
- ②学齢期における支援の充実
- ③関係機関との連携体制の構築
- ④保護者への支援体制の整備と充実
- ⑤要配慮児童を取り巻く環境の整備

6 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進

仕事と家庭を両立することができ、各々のライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。

仕事と生活の調和（「ワーク・ライフ・バランス」）の実現のため、職場における働き方や家庭内の役割分担を選択できる環境の整備や意識の醸成に、継続的に取り組んでいく必要があります。

また、企業等民間団体に対しても、こうした取組への共通理解の促進や労働環境の整備に向けた啓発を実施していく必要があると考えます。

① 働きやすい職場環境の整備

教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、市民一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。

② パパ・ママ育休プラス等の周知

企業等民間団体へ制度を周知するとともに、行政機関内においても育児休業等を取得しやすい職場環境の醸成に努めます。

③ ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発

誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、情報提供に努めます。

7 子どもの意見聴取の実施と反映

この度、子どもの意見聴取を実施しましたが、幼い頃から積み重ねられた主体的な自己決定あるいは意見表明の経験は、青年期から成人期に至る若者の意見表明や主体的な社会参画につながるという視点が重要とされています。また、子どもの意見聴取および施策への反映には、子どもや若者にとって自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与えたり変化をもたらしたりする経験が、自分の意見が尊重されているという自己肯定感や自己有用感につながるという意義もあります。

本市においても、ここで得られた子どもたちの意見も十分踏まえて、施策展開に努めていきます。

第 6 章 計画の推進と進行管理

第6章 計画の推進と進行管理

1 計画推進の考え方

本計画や、市の子ども・子育て支援事業のめざす方向性として、次の3つの基本方針に基づき取組を推進していきます。

- ①昭島市は、家庭・地域と協力・連携し、「子どもが安心して育まれ、子育てしやすい環境づくり」を進めます。
- ②昭島市は、子どもの幸せと健康を基本に、「社会の一員として共に歩む自覚を持ち、自分の夢や希望に向かって生きる子どもの育成」をめざします。
- ③昭島市は、地域ぐるみで「子育て支援・子どもの健やかな育ちの実現」に取り組めます。

2 役割分担による推進

社会のあらゆる分野における、子ども・子育て支援に果たす責務と役割を明示して取組を進めます。

国は、子ども・子育て支援法に基づき、「子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保、その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（基本指針）」を定めるほか、都道府県や市区町村の事業計画に定める支援を円滑に実施するための必要な援助を行うこと、とされています。

都道府県は、子ども・子育て支援法に基づいて「子ども・子育て支援事業支援計画」を策定するとともに、市区町村に対し、事業計画の策定やその施策の推進等について必要な支援をするほか、同法および条例に基づき国、市区町村等と緊密な連携を図りながら計画の推進に努めます。

①家庭の役割

「子ども・子育て支援法」で、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」とされていることに基づき、子どもと保護者が確かな関係性を築きながら、基本的な生活習慣を身に付ける場となること。

②幼稚園・保育所等の役割

- ・子どもの健やかな成長に適当な環境を整え、健全な心身の発育を助長するため、子どもに対して幼児教育・保育を行うこと。

③学校の役割

- ・就学児童の健やかな成長と「生きる力」を育む教育・体験の場であること。
- ・地域や家庭と連携しながら子どもの成長を支援すること。

④地域の役割

- ・民生児童委員等による子育て家庭へのアドバイス・相談・支援を行うこと。

- ・地域の子どもの見守り、相談役を担うこと。
- ・子ども会等による地域の支え合いを行うこと。
- ・子どもの虐待等の早期発見と見守り支援を図ること。

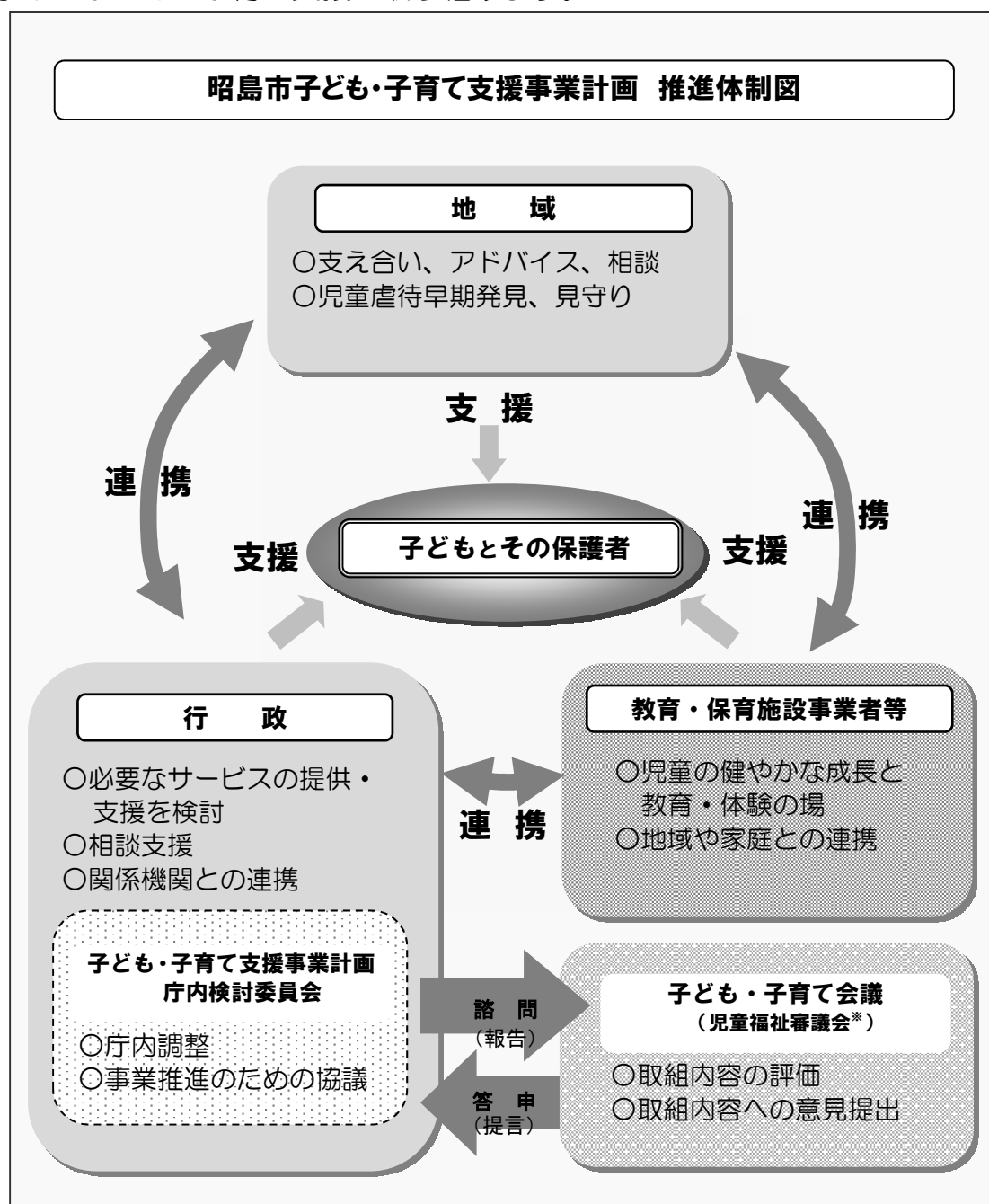
⑤行政の役割

本市を含む市区町村は、子ども・子育て支援法に基づいて「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の実情に即した子ども・子育て支援を計画的に推進することとし、その際には、子ども・子育て支援に関わる条例を基本として、都道府県と緊密な連携を図ることとします。

- ・必要なサービスの提供・支援
- ・相談支援
- ・関係諸機関との連携

3 関係機関等との連携

本市では、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、全庁を挙げて子ども・子育て支援に取り組みます。

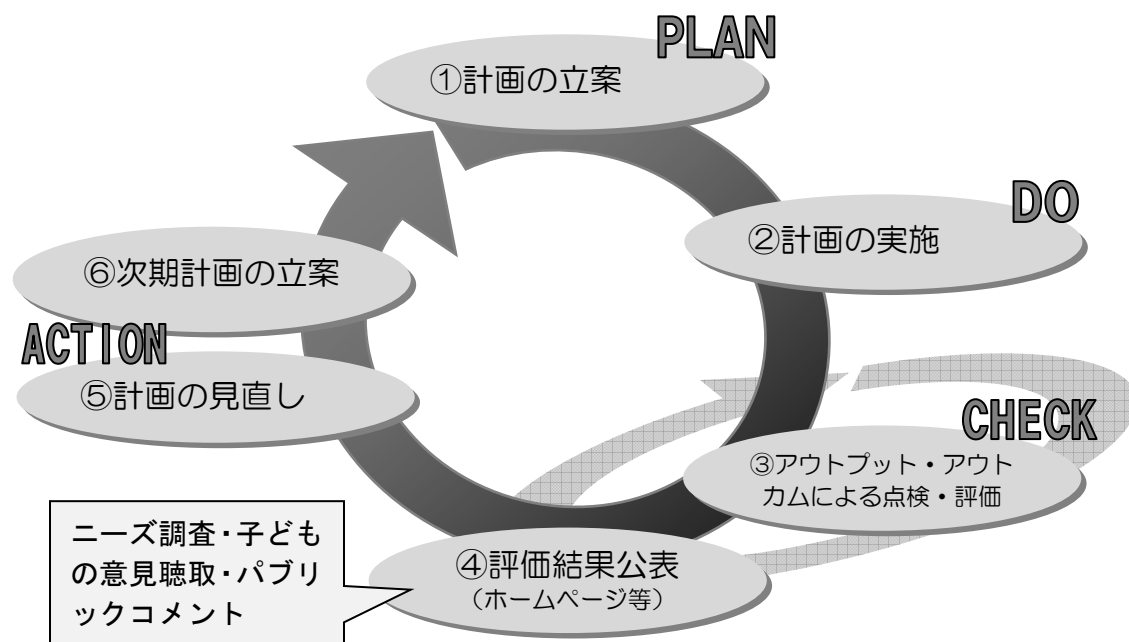


※児童福祉審議会の機能は令和3年8月1日から子ども・子育て会議に統合されました。

4 計画の進行管理と点検・評価

本計画は、「昭島市子ども・子育て会議」等を活用し、毎年度点検・評価・公表します。

個別事業の進捗状況（アウトプット）と計画全体の成果（アウトカム）について点検・評価し、その結果を公表して、施策の改善等につなげていきます。



- (1) 計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標を基に毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、「子ども・子育て会議」で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。
- (2) ホームページ等を活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く公表していくことで、市民への啓発を推進します。また、あらゆる機会で利用者の意見を把握し、利用者目線を活かした施策・事業の推進を図ります。

5 国・都への要望

令和5年4月に「こども基本法」が施行され、国としても子ども・子育て支援施策の大きな転換期を迎えています。しかしながら、子ども・子育て支援制度で必要とされる財源の確保や、子育て支援や待機児童対策、子どもの居場所確保等、課題が多く残っています。

今後も国の動向を十分注視するとともに、必要に応じて、国や都への要望を行っていきます。

